



|        |        |       |
|--------|--------|-------|
| 梅林と富士山 | 秋葉山大防祭 | 小田原漆器 |
| 小田原提灯  | 天守閣と神輿 | 清閑亭   |
|        | 柑桔園地   | 彌鉢通り  |



 小田原市

小田原市歴史の風致維持向上計画

小田原市歴史の風致維持向上計画



平成23年5月

 小田原市

|                              |     |
|------------------------------|-----|
| はじめに                         |     |
| 1 計画策定の背景                    | 1   |
| 2 計画期間                       | 2   |
| 3 計画策定の体制及び経緯                | 2   |
| 第1章 小田原市の歴史的風致形成の背景          |     |
| 1 自然及び社会的環境                  | 7   |
| 2 小田原の都市形成                   | 10  |
| 3 小田原の風土                     | 25  |
| 4 文化財の分布状況                   | 39  |
| 第2章 小田原市の維持及び向上すべき歴史的風致      |     |
| 1 小田原城下の旧三大明神例大祭にみる歴史的風致     | 47  |
| 2 宿場町・小田原の水産加工業にみる歴史的風致      | 55  |
| 3 板橋地区周辺にみる歴史的風致             | 62  |
| 4 城下の伝統工芸にみる歴史的風致            | 69  |
| 5 梅の栽培にみる歴史的風致               | 74  |
| 6 柑橘栽培にみる歴史的風致               | 78  |
| 第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する課題と基本方針  |     |
| 1 歴史的風致の維持及び向上に関する課題         | 83  |
| 2 既存計画におけるまちづくりの方針           | 86  |
| 3 歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針       | 92  |
| 4 計画の実施方法及び実施体制              | 93  |
| 第4章 重点区域の位置及び区域              |     |
| 1 重点区域設定の考え方                 | 95  |
| 2 重点区域の位置及び区域                | 96  |
| 3 重点区域の歴史的風致の維持及び向上の効果       | 98  |
| 4 良好な景観の形成に関する施策との連携         | 99  |
| 第5章 歴史的風致の維持及び向上のために必要な事項    |     |
| 1 歴史的風致の維持及び向上における文化財の保存又は活用 | 115 |
| 2 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理         | 127 |
| 第6章 歴史的風致形成建造物に関する事項         |     |
| 1 歴史的風致形成建造物の指定の方針           | 145 |
| 2 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項    | 150 |
| 資 料                          |     |
| 小田原市歴史的風致維持向上計画策定検討会設置要項     | 152 |
| 小田原市歴史的風致維持向上計画推進会議設置要綱（案）   | 154 |
| 小田原市歴史まちづくり協議会設置要綱           | 156 |
| 小田原市歴史まちづくり協議会規則             | 158 |
| 参考文献ほか                       | 160 |

# はじめに

## 1 計画策定の背景

本市は、神奈川県西部に位置し、天下の険として名高い箱根に連なる山々、相模湾、酒匂川さかわがわなどの豊かな自然や小田原城跡をはじめとする豊富な歴史的資源に恵まれた地域である。

小田原は、古くから東海道の宿場町として、また小田原北条氏以降には城下町として、人・ものが行き交う交通の要衝として賑わいをみせた。さらには、明治後期から大正・昭和初期にかけて、温暖な気候と風光明媚な小田原の地には、明治の元勳げんくん山縣有朋やまがたありともや三井物産創始者の益田孝、近代を代表する詩人の北原白秋などの多くの政財界人、文化人たちが別邸などを建築し、また小田原城内には御用邸も建築されるなど、別荘地・保養地としても注目を集めた。

また、小田原北条氏の時代に全国から優れた職人が集められたことから、これらの職人たちによってもたらされた技術に、小田原の豊かな自然の恵みが融合し、蒲鉾や干物などの水産加工業や梅干しなどの農産加工業、小田原漆器をはじめとする木工業といった小田原固有の文化が形成されていった。

これらの文化は、宿場町・城下町であった小田原の中心的な存在である小田原城天守閣周辺や由緒ある社寺等が多く残る板橋地区周辺などにおいて、歴史と伝統を連綿と受け継ぐ祭礼行事、芸能などとともに現在も行われ、今に残る旧来のまち割りや歴史的建造物などと一体となって良好な歴史的風致を形成している。

しかし、社会環境の変化や少子高齢化などによって、歴史的風致を構成する要素である商家や別邸などの歴史的建造物の維持、祭礼や伝統的ななりわいなどの担い手確保などが困難になりつつあることから、旧城下などの良好なまちなみの保全、伝統行事や産業技術の継承にも大きな課題がみられるなど、小田原固有の歴史的風致が失われる恐れもある。

本計画は、こうした小田原を取り巻く状況を踏まえながら、平成20年に制定された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号。以下、「歴史まちづくり法」という。）」に基づき、小田原固有の歴史的風致を守り育て、次世代へ伝えていくために必要な事項を定め、本市がもつ歴史的資源を積極的に活用した、小田原らしいまちづくりの推進に資するため「小田原市歴史的風致維持向上計画」を策定するものである。

## 2 計画期間

この計画の期間は、平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間とする。

## 3 計画策定の体制及び経緯

### (1) 計画策定の体制

本計画の策定は、本市の庁内組織である「小田原市歴史的風致維持向上計画策定検討会」における課題整理及び計画の骨子案の立案及び歴史まちづくり法第 11 条に基づく「小田原市歴史まちづくり協議会」における計画案の協議並びにパブリックコメントによる市民意見の募集等を経て策定した。

#### ア 小田原市歴史的風致維持向上計画策定検討会

本計画の策定に向けて、課題の整理及び歴史的風致、施策・事業案等の検討を行うため、平成 21 年 6 月 1 日に「小田原市歴史的風致維持向上計画策定検討会」を設置し、計画の骨子案を作成した。

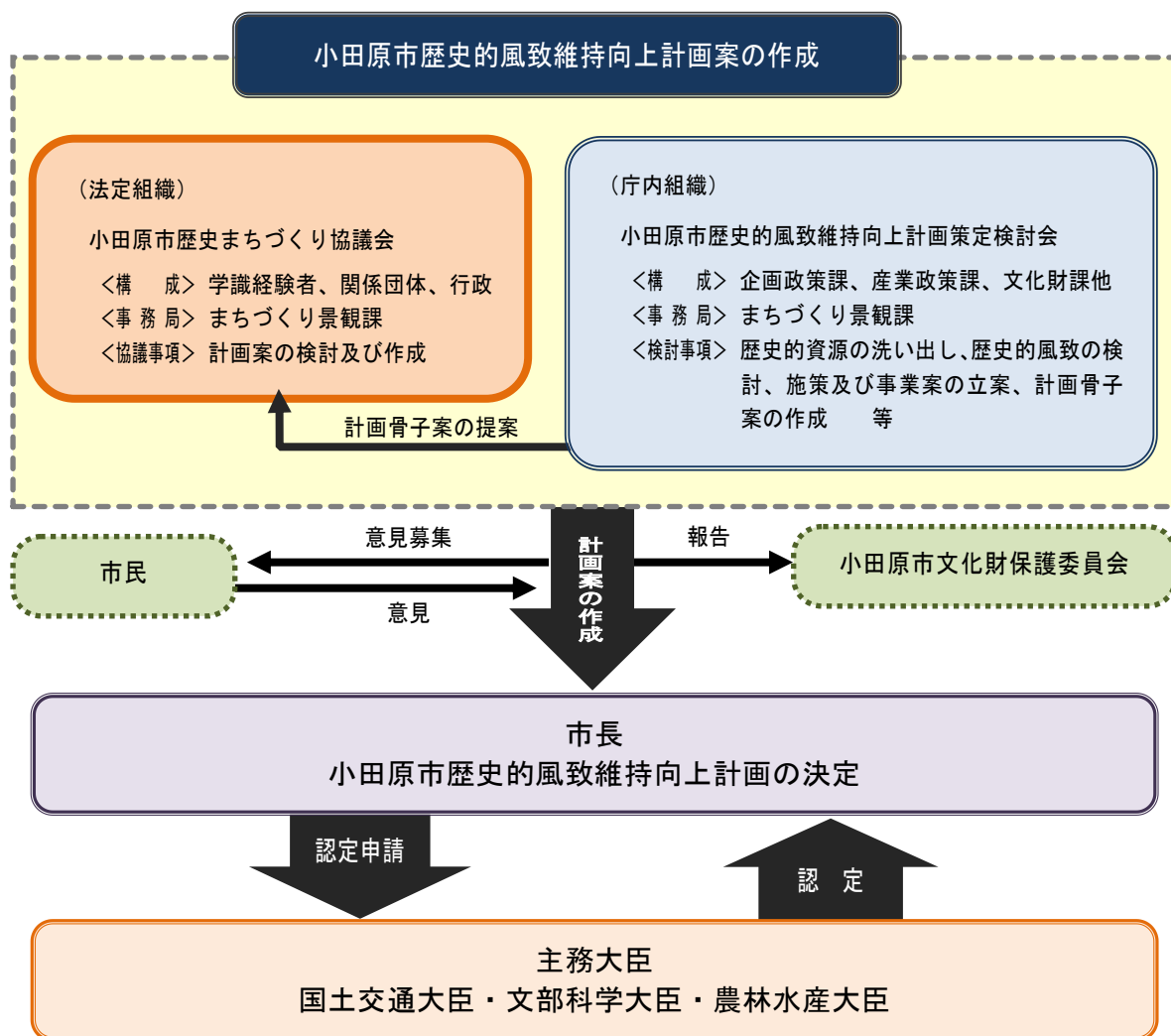
|        | 職 名  |
|--------|--|
| リーダー   | 都市部景観担当課長  |
| サブリーダー | 企画部企画政策課主幹   |
|        | 経済部産業政策課課長補佐   |
|        | 生涯学習部文化財課主幹  |
| スタッフ   | 経済部産業政策課、同観光課、都市部都市政策課、同都市計画課、建設部道路整備課、同みどり公園課、下水道部河川課、生涯学習部文化財課 |
| 事務局    | 都市部まちづくり景観課  |

#### イ 小田原市歴史まちづくり協議会

小田原市歴史的風致維持向上計画の作成及び変更に関する協議並びに計画の円滑な実施に係る連絡調整を行うため、歴史まちづくり法第 11 条に基づく「小田原市歴史まちづくり協議会」を平成 22 年 7 月 1 日に設置し、庁内検討会において作成された計画の骨子案をベースに、5 回の会議を経て寄せられた種々の意見や助言などを踏まえ、計画（案）を作成した。

|         | 氏名      | 所属                      |
|---------|---------|-------------------------|
| 学識経験者   | ◎後藤 治   | 工学院大学建築都市デザイン学科教授       |
|         | ○小和田 哲男 | 静岡大学名誉教授                |
| 関係団体の代表 | 中川 昭一   | NPO 法人小田原ガイド協会幹事        |
|         | 平井 太郎   | NPO 法人小田原まちづくり応援団副理事長   |
|         | 岸 忠義    | 小田原民俗芸能保存協会会長           |
|         | 露木 清勝   | 街かど博物館館長連絡協議会会長         |
| 関係機関の代表 | 久保田 隆司  | 神奈川県県土整備局環境共生都市部都市整備課長  |
|         | 西條 由人   | 神奈川県教育委員会教育局生涯学習部文化遺産課長 |
|         | 時田 光章   | 小田原市企画部長                |
|         | 山崎 佐俊   | 小田原市経済部長                |
|         | 山口 登志夫  | 小田原市都市部長                |
|         | 三廻部 洋子  | 小田原市教育委員会生涯学習部長         |
| 事務局     |         | 小田原市都市部まちづくり景観課         |

敬称略 ◎は会長 ○は副会長



小田原市歴史的風致維持向上計画の策定体制

## (2) 計画策定の経緯

### ア 小田原市歴史的風致維持向上計画策定検討会

| 開催日  | 主な検討内容  |
|--|---|
| (平成 21 年度)<br>第 1 回検討会<br>平成 21 年 6 月 3 日 (水)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 小田原市歴史的風致維持向上計画の策定スケジュールについて</li> <li>▶ 小田原市内にある歴史的風致の市民募集の実施について</li> </ul>                                   |
| 第 2 回検討会<br>平成 21 年 7 月 14 日 (火)               | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 小田原市内における史跡・文化財等のリストアップ結果について</li> <li>▶ (仮称)歴史的風致維持向上計画策定委員会の設置について</li> </ul>                                |
| 第 3 回検討会<br>平成 21 年 8 月 13 日 (木)               | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 歴史的風致維持向上計画に位置付ける歴史的風致 (案) のリストアップ結果について</li> <li>▶ 歴史的風致維持向上計画において想定される事業のリストアップ結果について</li> </ul>             |
| 第 4 回検討会<br>平成 21 年 9 月 10 日 (木)               | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 先進事例視察 (彦根市・犬山市) について (報告)</li> <li>▶ 今後の検討スケジュールについて</li> <li>▶ 小田原市歴史的風致維持向上計画 (骨子原案) について</li> </ul>        |
| 第 5 回検討会<br>平成 21 年 10 月 16 日 (金)              | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 小田原市内にある歴史的風致の市民募集の結果について</li> <li>▶ 検討状況の報告資料等について</li> </ul>   |
| 第 6 回検討会<br>平成 21 年 11 月 17 日 (火)              | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 小田原の維持及び向上すべき歴史的風致について</li> <li>▶ 検討状況の報告資料等について</li> </ul>  |
| 第 7 回検討会<br>平成 22 年 1 月 27 日 (水)               | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 歴史的風致維持向上計画に定める重点区域 (案) について</li> <li>▶ 歴史的風致維持向上計画に記載する事業 (案) について</li> </ul>                                 |
| 第 8 回検討会<br>平成 22 年 3 月 30 日 (火)               | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 小田原市歴史的風致維持向上計画骨子案について</li> <li>▶ 小田原市歴史的風致維持向上計画策定検討会の任期延長について</li> </ul>                                     |
| (平成 22 年度)<br>第 9 回検討会<br>平成 22 年 7 月 22 日 (木) | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 第 1 回小田原市歴史まちづくり協議会の概要について</li> <li>▶ 小田原市歴史的風致維持向上計画骨子案について</li> <li>▶ 小田原市歴史的風致維持向上計画に係る事業の検討について</li> </ul> |
| 第 10 回検討会<br>平成 22 年 12 月 2 日 (木)              | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 第 2 回・第 3 回小田原市歴史まちづくり協議会の概要について</li> <li>▶ 小田原市歴史的風致維持向上計画 (素案) の市民意見募集について</li> </ul>                        |

|                                   |  |
|-----------------------------------|--|
| 第 11 回検討会<br>平成 23 年 2 月 24 日 (木) | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 第 4 回小田原市歴史まちづくり協議会の概要について</li> <li>▶ 小田原市歴史的風致維持向上計画 (素案) の市民意見募集結果について</li> </ul> |
| 第 12 回検討会<br>平成 23 年 3 月 24 日 (木) | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 第 5 回小田原市歴史まちづくり協議会の概要について</li> <li>▶ 小田原市歴史的風致維持向上計画の認定申請について</li> </ul>           |

#### イ 小田原市歴史まちづくり協議会

| 開催日                                     | 主な検討内容  |
|---|---|
| 第 1 回協議会<br>平成 22 年 7 月 8 日 (木)         | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 歴史まちづくり法の概要について</li> <li>▶ 小田原市歴史的風致維持向上計画の策定について</li> </ul>                                     |
| 第 2 回協議会<br>平成 22 年 10 月 13 日 (水)       | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 小田原市歴史的風致維持向上計画策定に向けての提案について (NPO 法人小田原まちづくり応援団)</li> <li>▶ 小田原市歴史的風致維持向上計画 (原案) について</li> </ul> |
| 第 3 回協議会<br>平成 22 年 11 月 19 日 (金)       | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 小田原市歴史的風致維持向上計画 (素案) について</li> </ul>   |
| 第 4 回協議会<br>平成 23 年 1 月 12 日 (水)        | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 小田原市歴史的風致維持向上計画 (素案) について</li> <li>▶ 小田原市歴史的風致維持向上計画 (素案) に対する市民意見募集の結果及びその対応について</li> </ul>     |
| 第 5 回協議会 (書面協議)<br>平成 23 年 3 月 18 日 (金) | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 小田原市歴史まちづくり協議会における計画案の決定について</li> <li>▶ 小田原市歴史的風致維持向上計画の認定申請について</li> </ul>                      |

#### ウ 市民意見募集

| 実施期間   | 意見募集内容及び意見提出者・意見数   |
|--|---|
| 平成 21 年 8 月 1 日 (土)<br>～<br>平成 21 年 9 月 30 日 (水)   | <p>小田原の歴史的風致について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 4 名から 14 件の歴史的風致の提案。</li> </ul>         |
| 平成 22 年 12 月 6 日 (月)<br>～<br>平成 22 年 12 月 24 日 (金) | <p>小田原市歴史的風致維持向上計画 (素案) について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 3 名から 10 件の意見提出。</li> </ul> |

#### エ 小田原市歴史的風致維持向上計画の認定申請

| 認定申請日                | 認定申請先  |
|----------------------|--|
| 平成 23 年 5 月 26 日 (木) | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣に対し、小田原市歴史的風致維持向上計画の認定申請</li> </ul> |

オ 小田原市歴史的風致維持向上計画の認定

| 認定申請日               | 認定申請先  |
|---------------------|--|
| 平成 23 年 6 月 8 日 (水) | ▶ 国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣から<br>小田原市歴史的風致維持向上計画の認定 |

(3) 計画変更の経緯

ア 小田原市まちづくり協議会、小田原市歴史的風致維持向上計画推進会議  
及び市民意見募集)

| 開催日  | 主な検討内容                     |
|--|----------------------------|
| (平成 23 年度)<br>第 1 回推進会議<br>平成 23 年 7 月 1 日 (金)   | ▶ 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について 等 |
| (平成 23 年度)<br>第 2 回推進会議<br>平成 23 年 8 月 25 日 (水)  | ▶ 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について 等 |
| (平成 23 年度)<br>第 3 回推進会議<br>平成 23 年 11 月 18 日 (金) | ▶ 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について 等 |
| (平成 23 年度)<br>第 4 回推進会議<br>平成 24 年 2 月 28 日 (火)  | ▶ 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について 等 |
| (平成 23 年度)<br>第 1 回協議会<br>平成 23 年 7 月 15 日 (金)   | ▶ 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について 等 |
| (平成 23 年度)<br>第 2 回協議会<br>平成 24 年 3 月 7 日 (水)    | ▶ 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更について 等 |

| 実施期間  | 意見募集内容及び意見提出者・意見数                 |
|---|-----------------------------------|
| 平成 23 年 2 月 13 日 (月)<br>～<br>平成 23 年 2 月 27 日 (月) | 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更案について<br>▶ 意見なし |

イ 小田原市歴史的風致維持向上計画の変更認定申請

| 認定申請日                | 認定申請先   |
|----------------------|---|
| 平成 24 年 3 月 26 日 (月) | ▶ 国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣へ<br>小田原市歴史的風致維持向上計画の変更認定申請 |



# 第1章 小田原市の歴史的風致形成の背景

## 1 自然及び社会的環境

### (1) 位置

本市は神奈川県南西部、東京から南西へ約80kmの距離に位置する。市庁舎の位置は、北緯35度15分41秒、東経139度9分21秒（日本測地系）である。市域の南西部は真鶴町・湯河原町・箱根町、北部は南足柄市・開成町・大井町、東部は中井町・二宮町とそれぞれ接している。本市を含む一帯は、湘南地域の西側に位置することから西湘地域とも呼ばれ、中・近世以降神奈川県西部の中核的な都市として小田原城を中心に発展してきた。



小田原市位置図

### (2) 地勢・気候

市域は、東西17.5km・南北16.9km、面積114.06km<sup>2</sup>（11,406ha）で、神奈川県全体の面積の4.7%を占めている。県内の市では、横浜市・相模原市・川崎市に次いで4番目の広さを有している。

市域の地形は、南西部に箱根外輪山から延びる山地・斜面・台地が広がり、東部は大磯丘陵に相当する丘陵地帯となっている。中央部には酒匂川が南北に貫流し、その両岸に足柄平野が形成されている。また、南部は相模湾に面しているなど、市域は変化に富んだ地形から構成されている。

気候は、背後に山地を控え、南部に相模湾を望んでいることから、年平均気温16度前

後と比較的温暖な気候となっている。

この相模湾に流れ込む黒潮の影響を受けた小田原では、夏は涼しく冬は暖かい温暖な気候と適度な雨量が、生活の快適さだけでなく、気候を活かした丘陵部などで栽培される梅やみかん、平野部で豊富な水を利用して栽培される稲作など様々な農産物の成長を支えている。



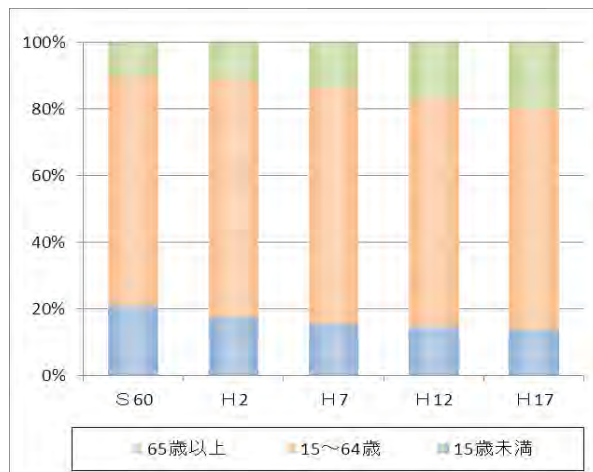
小田原市の地形

### (3) 人口

本市は、昭和 30 年（1955）の国勢調査で約 11 万人であった人口が、年々増加し続け、平成 7 年（1995）の調査で、初めて 20 万人に達した。その後も増加傾向にあったが、平成 12 年（1999）をピークに減少に転じ、以降、緩やかな減少傾向を示している。また、人口の年齢構成は、年少人口（0～14 歳）の割合が減少している一方、老年人口（65 歳以上）の割合が急速に増加している。さらには、生産年齢人口（15～64 歳）の比率も減少傾向にあることなど、人口減少社会に突入し、同時に少子高齢化が進むわが国と同様に、本市においても人口減少とあわせて少子高齢化傾向が今後も続くものと予想される。



総人口の推移



年齢（3区分別）人口構成比の推移

#### (4) 交通

本市には、小田原厚木道路、西湘バイパスなどの東西方向の自動車専用道路が配置されるとともに、国道1号や国道135号が東西軸、国道255号や県道小田原山北線が南北軸として整備されている。

一般幹線道路網は、小田原駅を中心とした放射環状型の骨格道路網の形成を基本とし、内環状機能を有する栄町小八幡線、小田原駅西口東町線などの未整備区間の整備や外環状機能を有する穴部国府津線あなべこうづのほか、小田原山北線しろやまそび、城山曾比線の整備が促進されている。

鉄道は、JR東海道本線・JR東海道新幹線・JR御殿場線・小田急小田原線・箱根登山鉄道・伊豆箱根鉄道大雄山線の6路線が乗り入れ、市内に18の鉄道駅を有している。特に大正9年(1920)に開設された小田原駅は、現在ではJR御殿場線以外の5路線が乗り入れる県西地区の交通拠点であるターミナル駅となっている。

路線バスは、小田原駅を起点に箱根登山バス・伊豆箱根バス・富士急湘南バス・神奈川中央交通バスの4社が運行している。



交通網体系整備方針図

## 2 小田原の都市形成

### (1) 原始・古代における小田原の形成

#### ア 旧石器時代

本市に住んだ人々の最も古い痕跡は、旧石器時代まで遡ることができる。かつて、横浜在住の英国博物学者N・G・マンローが、早川及び酒匂川付近からこの時代の石器に類似した資料を何点か発見し、明治41年(1908)日本初の旧石器時代の遺物として学界に発表したことは考古学史上有名である。その他、<sup>やつやまのかみ</sup>谷津山神遺跡で旧石器時代終末期(13,000年前)の石器群がまとまって出土するなど、旧石器時代の痕跡が市内8遺跡で確認されている。

#### イ 縄文時代

縄文時代になると、丘陵部を中心として急速に遺跡が増加する。前期(約5,500年前)に形成された<sup>はねお</sup>羽根尾貝塚は、神奈川県西部で発見された3例目の貝塚であり、南関東・中部・東海・関西地方の縄文土器のほか、<sup>こっかくせい</sup>骨角製の髪飾り・釣針、漆塗りの木製容器、木製の<sup>かい</sup>櫂・弓、獣・魚の骨など、当時の生活の痕跡が生々しく発見された。特に、黒と赤で彩色された漆塗り製品などは、縄文人の持っていた技術の高さを表している。

中期になると、<sup>くの</sup>久野一本松遺跡で66軒の竪穴住居が発掘調査で確認されており、大規模な集落が営まれて活発な活動が展開されている。このほか、箱根外輪山から延びる市域西部丘陵上に立地する久野・荻窪・水之尾・早川・<sup>ねぶかわ</sup>根府川や、市域東部の曾我などに縄文時代の遺跡が集中している。

#### ウ 弥生時代

弥生時代の遺跡も、市域に数多く残されている。その代表的な遺跡が中里遺跡であり、関東地方の本格的な弥生時代集落としては最古のものと位置付けられている。瀬戸内海東部地方の土器が一定量出土したことから、西日本弥生文化との交流があったと考えられている。また、谷津(小田原)遺跡は、かつて「小田原式」と呼ばれた南関東地方中期の土器編年の骨格を担った標式遺跡として、全国的によく知られている。このほか、市域西部の久野・<sup>たこ</sup>多古、東部の高田・千代・永塚・羽根尾などで弥生時代の遺跡が確認されている。



中里遺跡(現:ロビンソン百貨店)

## エ 古墳時代～奈良・平安時代

古墳時代後期になると、久野丘陵に古墳群が造られた。かつて「久野百塚」・「久野九十九塚」とも呼ばれたが、現在は 39 基が確認できる。中でも、小田原市指定史跡である久野 1 号墳は、墳丘の直径 39m、高さ 5.9m の規模を誇る神奈川県内最大級の円墳である。このほか、国府津・小八幡などの低地部でも古墳の存在が確認されているとともに、横穴墓よこあなぼと呼ばれる斜面を掘り込んで築いた墳墓が、田島・羽根尾など市域東部の大磯丘陵に多く造られた。これらの古墳・横穴墓を造った人々は、八幡山丘陵・高田・千代・永塚・羽根尾などに集落を形成していた。

古代になると、市域は、相模国さがみのくに足下郡あしのしもぐんを中心として一部足上郡あしのかみぐん、余綾郡よろきぐんに属していた。発掘調査によって多数の瓦や埴せんぶつ（仏像の一種）などが発見された千代寺院跡（千代廃寺）は、かつて相模国分寺との説もあったが、現在は足下郡の郡寺と考えられている。

また、永塚・下曾我遺跡では、墨書土器などの出土から足下郡ぐうけの郡家とされている。

この郡寺や郡家の周辺にあたる高田・千代・永塚には、この時代、大規模な集落がいくつも形成され、この付近には足柄峠越えの官道である東海道が整備されるなど、市域の中心地として繁栄した。

## (2) 城下町の形成と発展

### ア 城の形成

治承 4 年（1180）、配流先はいりゅうの伊豆国で挙兵した源頼朝は、平家方おおぼかげちかの大庭景親らと市域南部の石橋山において合戦して敗れたものの、頼朝は九死に一生を得て安房国まで逃れた。その後、再び挙兵して鎌倉入りを果たした。この石橋山合戦では、頼朝方さなだよいちよしただの真田与一義忠とその家臣豊三家康ぶんぞういやすが討死した。なお、この二人を祀った与一塚と文三堂は神奈川県指定史跡となっている。

鎌倉時代末期には、西国に本拠を移す市域出身の御家人もおり、安芸国を本拠とした小早川氏、豊後国の大友氏、備後国に移住した山内首藤氏など、その後大名や有力国人として活躍したことはよく知られている。

室町時代には、応永 23 年（1416）上杉禅秀の乱の戦功によって、翌年大森頼春が土肥・土屋氏に代わって西相模を治め、小田原を本拠とした。

自然地形を巧みに利用した立地となっている小田原城は、これ以降に築かれたと考えられる。当時の城の中心は、現在の天守閣より北西側、八幡山丘陵中腹はちまんやまの県立小田原高等学校付近にあったとされているが、現在も明確なことは分かっていない。

## イ 宿の形成

小田原宿は、足柄峠越えにかわって東海道の本道となった箱根越えが発展し始めた 13 世紀末頃に成立したと考えられるが、この頃付近の東海道の宿で賑わっていたのは酒匂宿や国府津宿であった。小田原宿周辺は、農・漁村的景観が広がるなど宿としての規模はまだ小さく、その中心は松原神社がある宮前町にあったと考えられる。

建徳元・応安 3 年（1370）頃までに全 40 巻がまとめられた『太平記』の正平 16・康安元年（1361）の記述において、鎌倉から逃れた畠山国清主従 300 余騎が小田原宿に寄宿した際、土肥氏に夜襲されたとあることから、14 世紀中頃の小田原宿は、多くの人々が宿泊できる規模にまで発展していたことがわかる。この頃には、小田原宿が酒匂宿に代わって西相模における東海道の中心地となっていた。

大森氏が治めた 15 世紀には、小田原城が成立するとともに小田原宿も発展していったと考えられている。16 世紀の小田原北条氏の時代には領国の拡大とともに城下町としての性格を強めつつ発展することとなった。東の新宿から宿の中心と考えられている本町・宮前町を経て西の大窪までの長い街並みが形成されていた。これらの町家は宿場の要素を併存していたと考えられている。

## ウ 小田原北条氏による治世

明応 5 年（1496）から文亀元年（1501）以降、伊勢宗瑞（北条早雲）<sup>いせそうずい</sup>が大森氏から小田原城を奪取し、以降 5 代に渡る小田原北条氏の治世となる。永正 13 年（1518）には、二代氏綱が家督を継いで小田原城を本拠とするとともに、北条に改姓した。その後、三代氏康・四代氏政は勢力を拡大し、氏政の時代には関東一円にまで領地を伸ばした。

天正 18 年（1590）3 月、豊臣秀吉は、総勢 22 万の兵を率いて小田原北条方の支城を攻めながら進軍した。4 月には、石垣山一夜城を造営し、小田原城を包囲した。これに対して、氏政・氏直は、6 万の兵をもって 3 箇月余り籠城したもの、7 月 5 日の氏直の投降によって小田原城は開城された。

その後、小田原北条氏は、氏直が高野山に追放となったものの、天正 19 年（1591）に秀吉から 1 万石の所領を与えられた。しかし、同年氏直が没したため、氏政の弟で氏直の叔父にあたる氏規が家督を継ぎ、その後は河内狭山藩主として明治維新まで大名として存続した。



伊勢宗瑞（北条早雲）

なお、小田原北条氏は「小田原評定」という民主主義の萌芽ともいえる司法・行政などの政務を合議採決する機関を設けていたが、この合戦の際の豊臣方に対する対応で、長く紛糾したことから、「長引いてなかなか決定しない相談」という故事として使用されるようになった。



石垣山一夜城

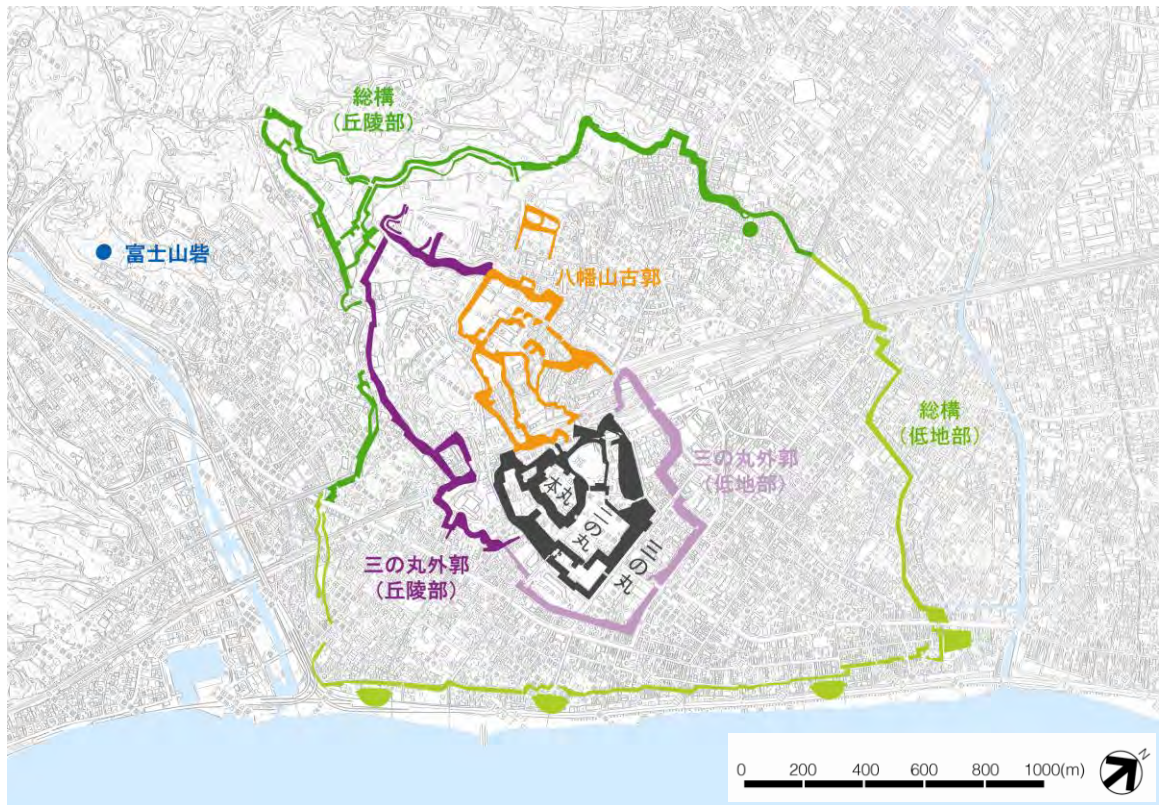
## エ 総構の形成による小田原城の拡大

氏康の時代、京都南禅寺の僧東嶺智旺とうれいちおうは、天文 20 年（1551）に小田原を訪れ、「町の小路数万間、地一塵無し。東南は海なり。海水小田原の麓を遶るなり。太守の壘、喬木森々、高館巨麗、三方に大池有り。池水湛々、浅深量るべからざるなり。」とこの頃の様子について記している。三方の大池とは、二の丸外郭を指すと考えられることから、この頃には小田原城の中心が八幡山古郭から城下町に近い低地部に移っていたことを示している。16 世紀中頃には、城郭・城下町としての機能を十分に備えていたことがわかる。

氏政の時代になると、永禄 4 年（1561）に長尾景虎（上杉謙信）、永禄 12 年（1569）には武田信玄に相次いで攻め込まれた経験から、元亀 2 年（1571）頃までに低地部の三の丸外郭を造営した。そして、氏直の時代には、天正 15 年（1587）までに新堀など丘陵部の三の丸外郭が造営され、小田原城は着実に発展・拡大していった。

天正 15 年（1587）、豊臣秀吉による関東・奥両国惣無事令そうぶじれいが発令された以降、豊臣方との対決姿勢を強めていった氏政・氏直は、城下をも取り込んだ堀と土塁からなる周囲約 9 kmそうがまえの総構を造営した。この総構の存在こそ、小田原城が中世最大規模の城郭と呼ばれた所以である。この総構は、天正 18 年（1590）の小田原攻めの際、防御の効果を最大限に発揮したことから、後に秀吉が京に御土居おどいを構築するなど全国の城郭に多く採用された。

近世になると、八幡山古郭周辺の丘陵部三の丸は閉鎖され、低地部三の丸に藩の家老屋敷や役所が置かれるなど、城域は低地部を中心に形成された。このため、17 世紀頃のゆえん小田原城は、丘陵部三の丸には中世東国的な縄張りを残したまま、本丸・二の丸・低地部三の丸において石垣の構築などの近世化工事が行われるなど、中世城郭と近世城郭が複合した貴重な遺構となった。



小田原城の構成と範囲

## オ 城下町の成立

小田原北条氏の勢力拡大とともに、小田原宿も東海道や甲州道に沿う形で拡大していった。16世紀半ばの氏康の時代には、「相模府中小田原」と呼ばれる領国の政治・経済・文化の中心都市として発展した。城下町の成立は、小田原城が本城となった16世紀の氏綱の時代と考えられ、宿場町としての成立より大分遅れてのことと考えられる。

小田原では、城下の家臣団屋敷群や商人・職人たちの町人地、社寺地が混在して軒を連ねた町々と谷津村の一部を取り囲んだ総構の区域を「府内」と称してきた。しかし、『北条記』に「東は一色より板橋に至迄、基間一里の程に店を張り、売買数を尽くしけり」とあることから、実際には総構の外側に位置する西方の板橋や東方の一色も城下の町々の一部とされていたと考えられている。

城下町に侍屋敷があったことが、今日に伝わる町名や小路名で確認できる。山角<sup>やまかく</sup>氏が居住した山角町、幸田<sup>こうだ</sup>氏が居住した上幸田・下幸田、安斎<sup>あさい</sup>小路・狩野<sup>かのの</sup>殿小路などの家臣名に由来する小路名などがそれである。この頃の侍屋敷は、近世のように武家地として集中していたのではなく、町人地・社寺地と混在していたことが大きな特徴である。

小田原北条氏の領国が拡大され、その支配が強化されていく中で、鎌倉鶴岡八幡宮をはじめとする社寺等の造営に際して、城下には様々な職人達が集まり、府内及び板橋村をはじめとしたその周辺の村に住み着いていった。氏直の時代には、三の丸相当域とそ



の周辺部には北条氏の一族や家臣団の屋敷が建ち並び、その南側を東西に走る東海道沿いと、その途中から北に延びる甲州道沿いには、商人や職人達の町家が軒を連ねるようになった。

また、氏綱の時代以降、城下町には、小田原北条氏一門や、家臣や商人によっても寺院が建立されていった。これらの寺院は、小田原を訪れる客将の宿泊所として、また戦いの際の兵溜としても利用されていた。したがって社寺の配置は、未開地や軍事的に重要な場所に配置された結果であり、その中でも上方方面からの府内への出入り口であった板橋地区には、板橋見附の外側に接する多くの寺院も含め、軍事的要素を第一として配置された。さらには、小田原城南東部の本町・南町といった地域においても、海岸線沿いの元々空地であった土地に、海岸線に対する防備の意味も考慮されて社寺が配置された。



戦国時代の小田原城とその城下



## カ 用水の整備

### (7) 小田原用水の整備

北条氏康の時代には、早川から小田原城下に水を引き入れた小田原用水が整備されていた。天文14年（1545）に小田原に立ち寄った連歌師宗牧の紀行文『東国紀行』に、氏康の館の水が早川から引き入れていることを聞いて驚いたことが記されていることから、小田原用水を日本最古の水道とする説もある。

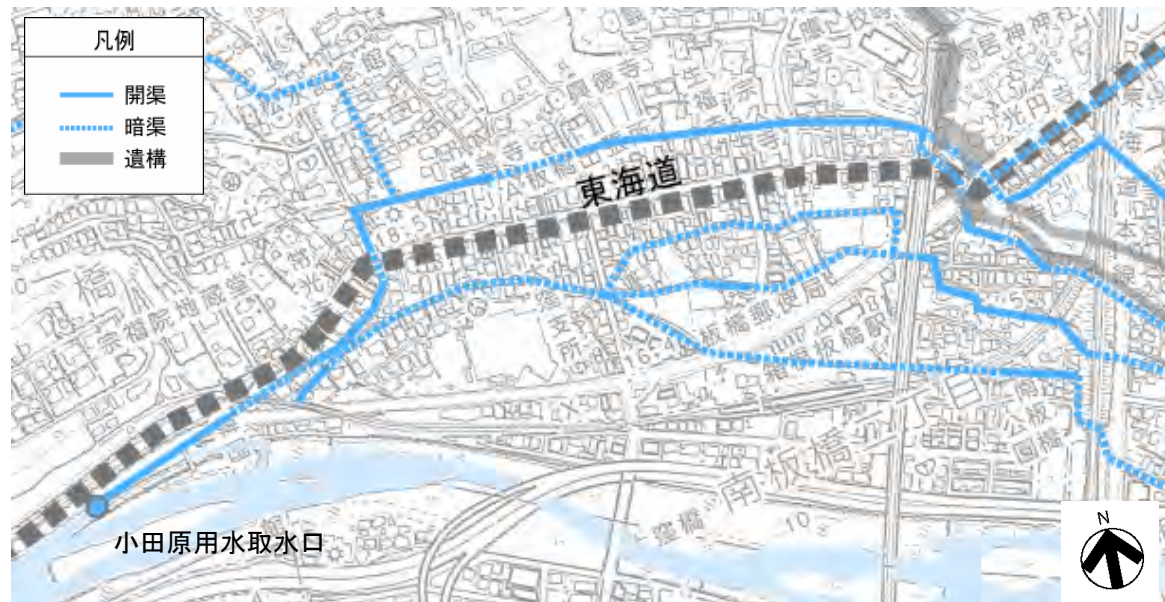
天正18年（1590）の豊臣秀吉による小田原攻めの際に作成されたとみられる『小田原陣仕寄陣取図』（山口県文書館蔵）には、総構の中を流れる川が描かれており、少なくとも天正18年には存在していたことがうかがえる。



今も水を湛える小田原用水



小田原用水取水口



小田原用水位置図

#### (イ) 荻窪用水の整備

荻窪用水は、江戸時代につくられた農業用水路である。早川から水を引いており、全長約10.3km となっている。小田原藩の水田開発事業として開かれ、寛政9年（1797）に工事が始められ、享和2年（1802）頃に完成したとされている。その後、農業だけでなく飲水や水車、発電、工場にも利用されるようになった。

この荻窪用水は、今も全国で親しまれている童謡『めだかの学校』の発祥地として、広く知られている。



童謡『めだかの学校』の発祥地として知られる荻窪用水

#### キ 漁村としての小田原

本市の東南から南にかけては相模湾が広がっており、古くから沿岸漁業が盛んであった。特に、「舟方村」は千度小路（現在の<sup>ふなかつむら</sup>本町、浜町周辺）と呼ばれるようになった。小田原北条氏の時代にはこの千度小路を含め古新宿や一色村、原村など酒匂から早川にかけての沿岸集落が形成されていたことが、『廻国雑記』（文明18年（1486））や『北条記』（元和年間（1615～1624））、『新編相模国風土記稿』（天保12年（1841））において記録に残されている。

#### (3) 近世における城下町・宿場町としての繁栄

##### ア 近世の小田原城

小田原北条氏が追放された後、江戸に入府した徳川家康による関東治世が始まり、江戸の上方に対する守りの拠点として位置付けられた小田原城には、家康旧来の家臣である大久保忠世が4万5千石で入城した。しかし、その子<sup>ただよ</sup>忠隣は、慶長19年（1614）に突如改易されて近江国に配流となった。この改易の際、小田原城は、二の丸・三の丸の城門・櫓などが徳川家康・秀忠によって破却され、戦国時代そのままの規模を誇った小田原城に大打撃を与えた。

大久保氏改易後は、幕府が指名した譜代大名と旗本が交代で城番をつとめた番城となった。城番とは、新しい城主が決まるまで暫定的に支配を任された役目で、城主とは性格を異にしていた。この時代、一旦は元和5年（1619）に阿部正次が上総国大多喜より5万石で城主となったが、元和9年（1623）には再び武蔵国岩付へ転封となったため、小田原城は再び城主不在の番城となってしまった。

寛永9年(1632)、将軍家光の乳母春日局かすがのつぼねの実子で、家光の側近でもあった稲葉正勝まさかつが下野国真岡より8万5千石で小田原城主として入封した。その翌年には寛永小田原地震が発生し、小田原城は大きな被害を受けた。このため、この頃から小田原城の近世化工事が本格的に開始された。この工事は、その後も断続的に行われ、延宝3年(1675)に最終的な完成をみたことで、現在みられるような石垣を伴う小田原城が完成した。

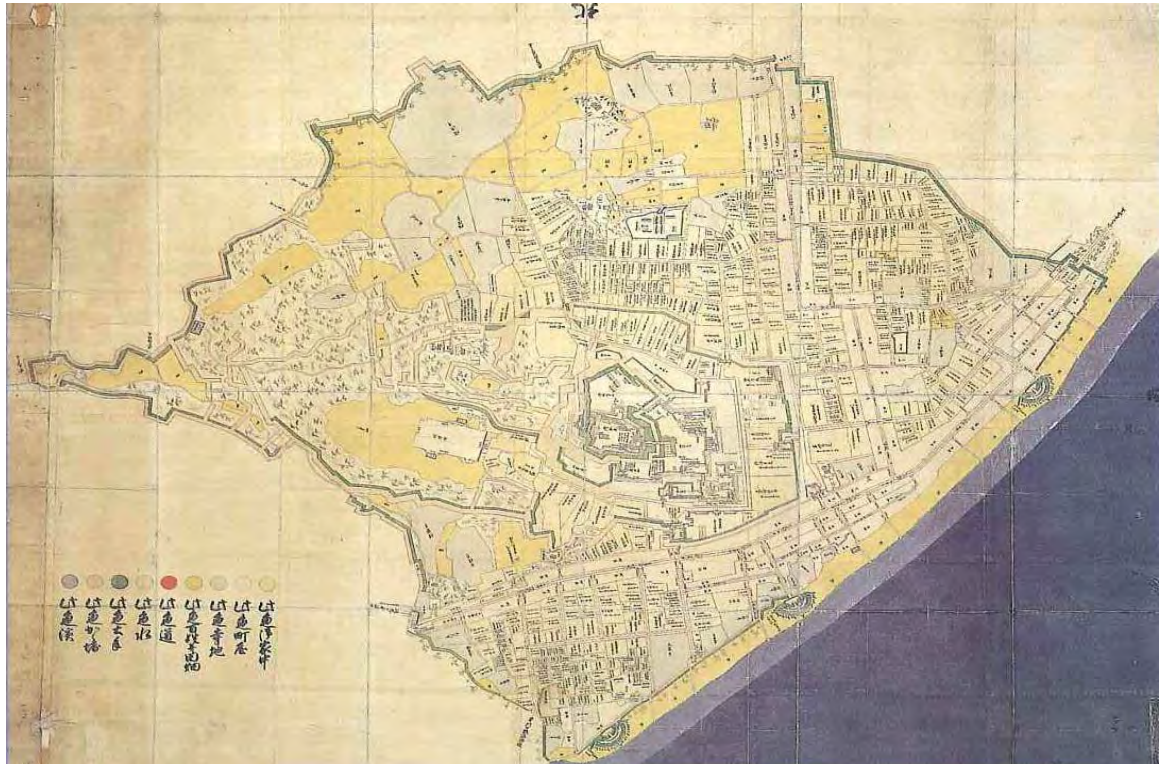
貞亨3年(1686)、大久保忠朝ただともが下総国佐倉から10万3千石で入封し、大久保氏が72年ぶりに城主として復帰した。この時代の小田原城は、嘉永5年(1852)外国船防備のための台場が海岸に3箇所完成した以外、大規模な改修は行われなかったが、元禄16年(1703)の元禄地震、宝永4年(1707)の富士山噴火、天明2年(1782)の天明小田原地震、文化14年(1817)の小田原宿の大火、嘉永6年(1853)の嘉永小田原地震などの災害に相次いで見舞われ、いずれも幕府の官金による復興が行われた。このように、災害の復興に明け暮れる日々を送ったことで、小田原は藩の維持が精一杯の状態で明治維新を迎えた。

## イ 近世の城下町

近世の城下町は、寛永9年(1632)以降に稲葉氏が行った小田原城近世化工事によって成立した。それは、小田原北条氏の城下町を基本としつつ、東海道江戸口の付け替え、東海道から大手門へと続く御成道おなりみちの整備、東海道板橋口付近に寺町の形成などが行われ、近世城下町の基本的な町割が完成した。その町域や町割は、ほぼそのままの形で現代まで受け継がれている。当時の町割は、短冊形地割や鍵折れの道の形態により確認することができ、現在の自治会の区分けが当時の町割とほぼ同一の形で残されている。

この頃、東海道沿いに通り町と呼ばれた九町とお ちょう(山角町・筋違橋町・欄干橋町・中宿町・本町・宮前町みやのまえちょう・高梨町よろつちょう・万町しんしくちょう・新宿町)があり、東海道南側の海岸沿いの四町(茶畑町・代官町せんどころじ・千度小路こしんしく・古新宿町)及び東海道を起点として北へ向かう甲州道沿いの六町(青物町いっちょうだちょう・一丁田町だいじくちょう・台宿町すとうちょう・大工町たけのはなちょう・須藤町わきちょう・竹花町)の脇町十町の合計十九町の町人地が形成された。

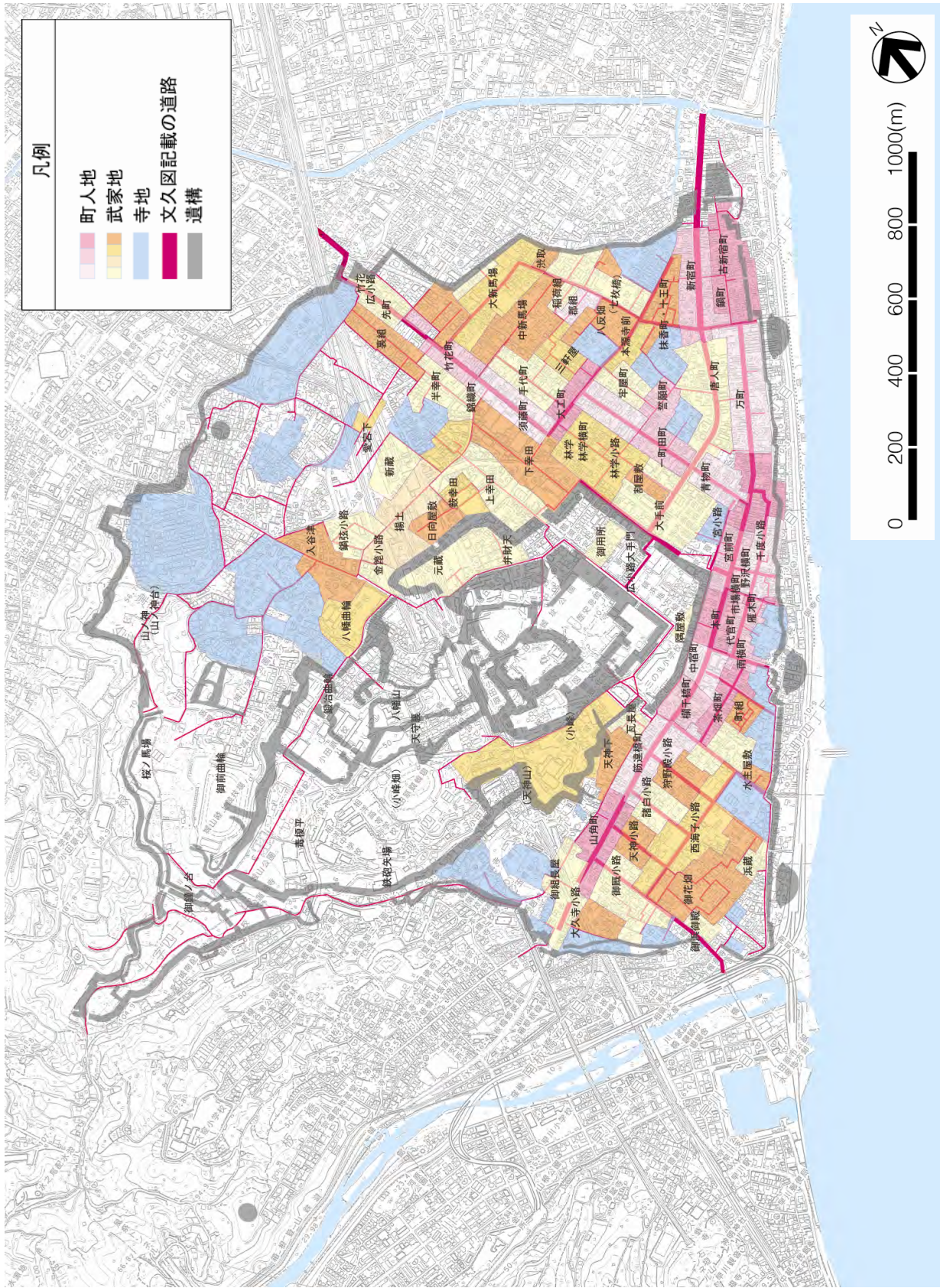
町人地の屋敷割は、有力町人の屋敷を除いて東海道・甲州道の両側に間口5間、奥行20間程度の短冊形の区画となっており、現在の土地利用もこの屋敷割が基本となっている。この短冊形の土地に建てられた町人地の家の多くは、板屋根を割竹でおさえる小田原葺ぶき(トントン葺)という屋根であり、瓦葺は有力商人などの家に限られていた。この町人地を囲むように武家地・社寺地が配置されており、近世城下町は武家地・町人地・社寺地が比較的明瞭に区分されていた。このうち、城下の武家地は、中・上級家臣の屋敷地と足軽・中間といった下級家臣が集中する区域に二分される。



小田原城絵図：文久図（1861-1863年頃）



上空から見た小田原城（2008年撮影）



凡例

- 町人地
- 武家地
- 寺地
- 文久図記載の道路
- 遺構

江戸時代の町割と道路

市域北部の栢山村<sup>かやまむら</sup>では、天明7年(1787)に、二宮金次郎(後の尊徳)が誕生した。比較的裕福な農家の長男として生まれたものの、酒匂川の氾濫等による田畑の荒廃に伴う過労によって両親を失い、叔父の家に預けられることになった。

金次郎は、作業の合間に、稲の捨て苗や菜種を空き地に植えて収穫し、「積小為大(小を積んで大となす)」の経済原理を体得し、一家の再興に成功した。

その後、この手法を生かし、発展させて近親者の家政再建し、若党として仕えた小田原藩家老服部家の財政を建て直し、窮乏藩士救済のための金融互助組織「五常講」を設立、さらに藩の年貢徴収用の斗枘の改良統一も達成した。そこで、藩主大久保忠真<sup>ただかね</sup>から見込まれ、財政難に苦しむ藩主の身内である旗本の野州(栃木県)桜町領の財政再建を託された。文政元年(1818)には、忠真が「心かけ宜敷者<sup>よろしき</sup>」として13名を表彰したうちの1人となった。



尊徳座像

その後は、下野国桜町領を始めとして谷田部(茂木)藩・烏山藩など下野・常陸両国内の復興に際して報徳仕法を説いて財政の再建を実践し、用水の整備や貧者の救済など大きな成果をあげるとともに小田原藩の復興にも尽力した。二宮尊徳は、安政3年(1856)に70歳でその生涯を終えるまで、報徳仕法によって600を超える村々を貧困・困窮から救済したといわれている。

## ウ 宿場町の発展

徳川幕府による江戸と京都を結ぶ東海道の宿駅制度の整備着手に伴って、小田原は、東海道箱根越えの東側の玄関口として発達し、参勤交代の大名や旅行客の往還に伴って本陣や脇本陣、旅籠などの宿泊施設が数多く設けられ、東海道有数の宿場町として大きく発展した。小田原宿には、諸大名が宿泊する本陣が4軒、脇本陣が4軒あり、東海道の宿で最も多かった。また、庶民が利用する旅籠も軒を連ね、天保期(1830~44年)には95軒を数えるなど、小田原は東海道屈指の宿場町として賑わいを見せていた。

本陣は、大清水といわれる宮前町の清水家、本町の久保田家・片岡家、欄干橋町の清水家といった有力な上層商人の経営するものであった。旅籠は、東海道沿いの欄干橋町・中宿町・本町・宮前町・高梨町に集中しており、宮前町から筋違橋町<sup>すじかいばし</sup>にかけての一带が、最も賑わっていたところである。





本陣、脇本陣等位置図

このように、江戸時代の小田原宿は、関東の西の出入り口として「入り鉄砲に出女」といわれた難所である箱根の関所を控えた宿場として、大いに賑わったのである。

また、町人町には、宿泊逗留者や旅行者にあわせ、土産屋や食事、雑貨、衣料、漁屋といった商家が建ち並び、活気に満ちていた。天保13年(1842)の『竹の花坪帳』によると、その業種は16業種にもものぼり、様々な商品が豊富に揃っていた。

またこうした発展の結果、宿内において魚食が普及し、人口増加に伴った需要増加など、宿場町小田原の発展とともに漁業が発達し、城下の形成過程において、東海道筋の裏通りの位置づけがなされた千度小路周辺は、江戸時代に漁業や廻船業、魚商などが多く居住し、小田原の漁業の拠点的地域であった。さらに、大工職をはじめ、塗師や建具、木挽などの小田原北条氏以来の職人も多く居住し、宿場町のさまざまな機能を担っていた。

#### (4) 明治以降の都市形成

明治3年(1870)には、小田原藩が明治政府に対して廃城届を提出し、天守閣・門・櫓<sup>やぐら</sup>など5棟の建物は900両で民間に払い下げられて解体された。さらに、翌年の廃藩置県によって小田原は小田原県の県庁所在地となり、小田原藩政は完全に終止符が打たれた。同年には、相模國小田原県と伊豆国韮山県を併せた足柄県に改組となったものの、明治9年(1876)には、足柄県が分割され、市域を含む相模国部分は神奈川県に、伊豆国部分は静岡県に編入されたことにより、小田原は県庁所在地から解かれた。そして、明治22年(1889)の市制町村制施行により、小田原城総構内のうち谷津村を除いた部分が小田原町として誕生した。

また、明治20年(1887)には、東海道本線が東京から神戸まで開通したものの、国府津から御殿場を経由するルートであったことから、小田原はその恩恵を受けることがで

きなかった。このため、翌年には国府津・湯本間に小田原馬車鉄道（後の小田原電気鉄道）、明治 29 年（1896）には小田原・熱海間に豆相人車鉄道（後の熱海鉄道）が開通し、小田原が何とか交通の発展から取り残されないような努力が払われた。

小田原馬車鉄道が開通した明治 21 年（1888）、当時注目されていた海水浴や海岸リゾートのための旅館おうめいかん鷗盟館が開業した。その後、同様の旅館が相次いで開業したほか、明治 23 年（1890）には伊藤博文が別荘せうろうかく滄浪閣を建設するなど、大正期にかけて山縣有朋・益田孝など政財界要人の別荘・別邸が数多く建設されて繁栄した。

小田原町への玄関となっていた国府津でも、日露戦争以前に大鳥圭介や大正天皇の侍従をつとめた加藤泰秋などを中心に、徳川慶喜や西園寺公望が来往するといった社交界が形成されており、1908 年（明治 41）に大隈重信によって別荘が設けられるなど、国府津における政財界からの人物往来も頻繁であった。



昭和初期の小田原駅

大正 9 年（1920）には熱海線国府津・小田原間が開通し、さらには昭和 9 年（1934）に丹那トンネルが完成して小田原・沼津間が開通した。これによって、熱海線は東海道線に改められ、小田原は交通の要衝として脚光を浴びるようになった。

大正 12 年（1923）、相模湾北西部を震源地とするマグニチュード 7.9 の関東大震災が発生し、家屋の倒壊後に火災が各所から発生するなど甚大な被害を受けた。このため、関東大震災以前の建物は、現在ほとんど市域に残っていない。

昭和 15 年（1940）には、小田原町、足柄町、大窪村、早川村、酒匂村の一部が合併し、小田原市が誕生した。

その後、昭和 23 年（1948）に下府中村、昭和 25 年（1950）に桜井村、昭和 29 年（1954）に豊川村と国府津町・酒匂町・上府中村・下曾我村・片浦村、昭和 31 年（1956）に曾我村の一部との合併を重ね、昭和 46 年（1971）には橘町と合併して現在の市域となった。

昭和 39 年（1964）東海道新幹線が開通し、東京・横浜方面への所要時間が大幅に短縮され、観光・ビジネス両面で市域に大きく寄与することとなった。この開通に先立ち、市域中央部の鴨宮かものみやには、東海道新幹線試運転のための基地が設けられ、昭和 37 年（1962）から横浜・熱海間で実験と改良のための試運転が何度も繰り返された。

### 3 小田原の風土

『新編相模国風土記稿』(天保12年(1841))には、小田原地方の土産について、小田原宿の土産として透頂香(ういろう)、<sup>とうちんこう</sup> 鱧鯪(塩辛)、<sup>ついで</sup> 提燈、<sup>ちょうちん</sup> 梅実、石橋や米神、前川の土産として蜜柑、<sup>こめかみ</sup> 石橋や米神、根府川の土産としては根府川石や小松石、久野の産物として柿実や梨子、<sup>わらび</sup> 蕨、海には、<sup>たい</sup> 鯛や<sup>まぐろ</sup> 鮪、<sup>かつお</sup> 鰹、<sup>ひらめ</sup> 比目魚、<sup>あじ</sup> 鱈、<sup>さば</sup> 鯖という記述がある。各地域の産物の記述に農産物や海産物、工芸品、石材まであることから、当時の小田原には様々な産業が息づいていたことがわかる。さらに明治時代に入ると交通網が発達したことで、販路が広がり、生産額が増える産業が出てきた。

#### (1) 漁業及び水産加工業

小田原地方は、定置網漁業地として知られており、その中心的な漁場は、<sup>えのうら</sup> 江之浦や米神である。定置網出現前の小田原の漁業は、戦国時代から江戸中期にかけて飛躍的に発展し、江戸初期には早川・山王原・酒匂・小八幡等に藩から舟役が課せられており、舟や漁民の数が増加したことが分かる。寛文12年(1672)の漁業関係の記録によれば、<sup>よそぼり</sup> 四艘張網、海老網、<sup>ぶり</sup> 鰺網、<sup>ぼううけ</sup> 棒受網、<sup>たいながなわ</sup> 鯛長縄、<sup>はりあみ</sup> ぼら網などの張網漁業が行われていたことが記載されている。大正になると、小田原町の産業の中で、水産は、第一位の産額を占めるほど、活況を呈していた。



小田原海濱漁網(東海道名所画帖 嘉永4年(1851) 神奈川県立図書館蔵)

前川では、戦国時代、塩業が営まれていた。この塩は、小田原北条氏に納めていた重要な品だったことが古文書からうかがえる。また、漁獲の増加に伴い、鰹のたたきや塩辛が製造され、宿内の名物として知られていた。17世紀中頃には、相模湾で大量に獲れたイカを漬物屋の美濃屋吉兵衛が大量に買い取り、塩辛を製造するなど加工品も生み出された。

「小田原蒲鉾」は、小田原地方の沿岸漁業が盛んになり、漁獲高が著しく増加したため、魚商が鮮魚の売れ残りの処理や保存利用する方法として、全国各地で製造されていた蒲鉾を参考に小田原蒲鉾を製造したと伝えられている。明治時代に入ると交通の発達と共に販路を拡大したことで、蒲鉾の生産量が急激に増大していった。そこで、明治時代の中頃から、小田原のかまぼこ屋を取りまとめる同業者の会がつくられ、現在は「小田原蒲鉾協同組合」が小田原蒲鉾の発展に資する活動を行っている。

また、蒲鉾だけでなく干物製造、特にアジの干物についても江戸時代の頃から評価が高く、小田原の重要な水産加工品として、現在も変わらず製造されている。



小田原蒲鉾協同組合と加盟企業の屋号

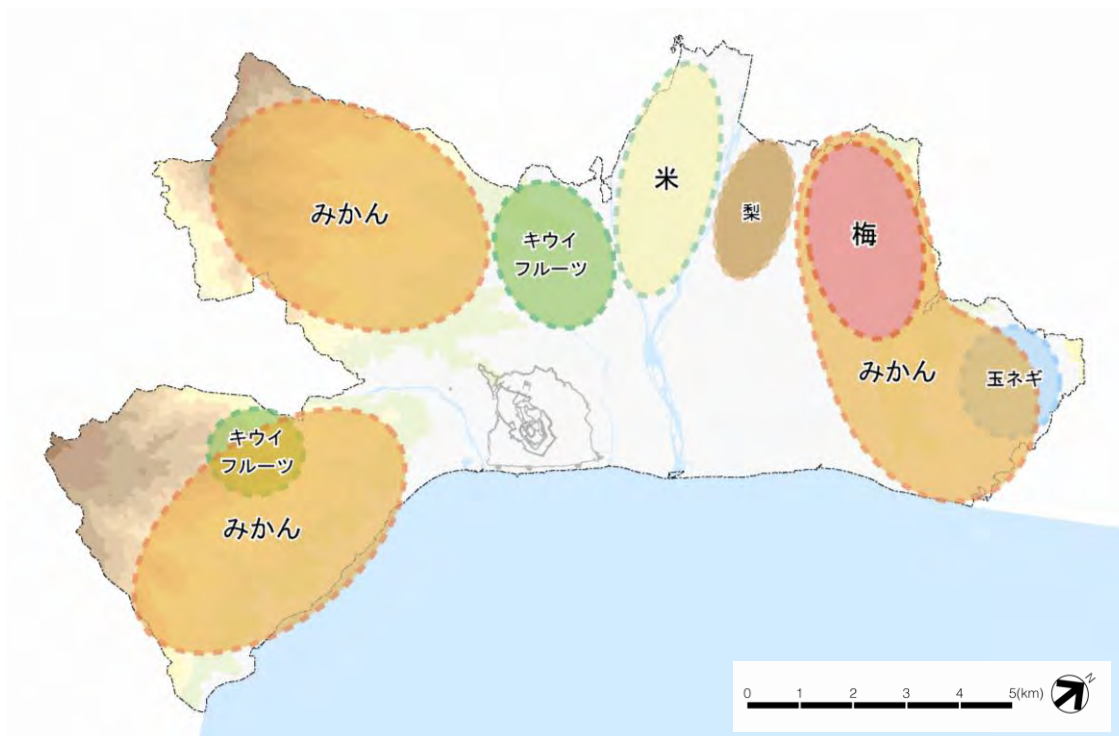


小田原ひもの協同組合と加盟企業の屋号

## (2) 農業

小田原市の農業は、梅やみかん、水稲に代表される。梅は北東部にある曾我梅林を中心とした地域で、みかんは箱根山東部斜面の片浦や早川など、東部の大磯丘陵周辺の曾我や国府津などを中心に栽培されている。また、水稲は神奈川県下有数の米どころとして酒匂川を中心とした平野部で栽培されている。

一方で、水田作による梨や柿が古くから栽培されているほか、玉ネギ、茄子、ほうれん草、大根等の野菜づくりも行われている。近年では、みかんの転作としてキウイフルーツや晩柑類の栽培、ビニールハウスを利用した<sup>かき</sup>花卉、野菜、果実等の多様な作物が生産されている。



小田原市における農産物の主な産地

### ア 梅

梅の栽培は500年以上の歴史があるとされ、梅干は、疲労回復や解毒効果など多くの効果があることから、戦国時代には兵糧として、江戸時代には旅に欠かせないものとして親しまれた。幕末期になると生産拠点が府内から曾我地区に移転し、明治以降にその商品化が進んだ。

特に小田原梅干の製造は、明治以降に軍需物資として需要が高まったことで盛んになった。



梅の実

その後、第2次世界大戦後にかけて、一時生産が減少したものの、昭和30年代に入ると再び人気を博し、小田原を代表する特産品に成長した。

また、城下には、今日でもこれら特産の梅を菓子に加工する菓匠が多く、小田原の街が梅の香に包まれる2月には、和菓子屋の店先に、甘露梅、梅風露、梅の中、小田乃梅など、小田原特産の梅を使った50種類以上の名産菓子が並ぶ。



梅まつりの様子

## イ みかん

みかんは、箱根山東部斜面の片浦・早川・久野地域と、東部の大磯丘陵周辺の曾我・下曾我・田島・国府津・橘地域を中心に栽培されている。

これらの地区は、丘陵地であることから、のづら野面積みで整備された段々畑で栽培されており、この段々畑の石垣は、箱根火山の溶岩や石垣山一夜城の石垣などが用いられているとされている。



小田原で採れる柑橘類

## ウ 水稲

酒匂川を中心とした肥沃な足柄平野は、水田作付けを中心に近代以降順調に発展を遂げていた。明治後期には、足柄平野での農業の経営は水田が中心で、裏作に麦を栽培し、一頭の馬を使用し、あとは家族労働によって経営するという形が典型的であった。

高度成長期前には水田面積が樹園地よりも大きかったが、高度成長期以降は、みかんを中心とした樹園地の作付面積が逆転し、本市の主要産物は米作から果樹栽培へ変化していった。



二宮尊徳お手植えの松と水田

### (3) 伝統工芸・産業

小田原では、小田原城下の発展に伴って職人たちが多く来往し、これらの職人たちから伝えられた中央の先進技術は小田原の職人技術に大きな影響を与え、後に茶湯釜「小田原天命」や甲冑「小田原鉢」、漆器「小田原彫」などの「小田原物」と呼ばれる数多くの武具・美術工芸品等が生み出された。

江戸時代には、<sup>ばんしょう</sup>番匠・大工や石切り、鋳物師、紺屋、畳刺などの職人が居住していたとされており、小田原で生み出された「小田原物」の多くは、中央の優れた工芸技術を身に付けた職人達の手によるものであるが、小田原という地で育まれていく中で独自の輝きを放つものとなった。

#### ア 木工芸

##### (7) 小田原漆器

小田原漆器は、北条氏康が塗師を城下に招いたことから、<sup>いろうるしぬり</sup>彩漆塗の技法が始められ、発達していった。

江戸時代には盆、椀等の日用品の他に武具類にも漆を塗るようになり、実用的な漆器として、技術が確立され、昭和 59 年（1984）に通商産業大臣（現・経済産業大臣）指定の伝統的工芸品に指定された。



木地挽き作業

##### (4) 寄木細工

寄木細工は江戸時代後期に箱根畑宿で始められ、当初は<sup>らんよせぎ たんいもんよう</sup>乱寄木や単位文様による寄木細工が主流であった。明治初期に静岡方面の寄木技法がもたらされ、<sup>こよせぎ</sup>連続文様の小寄木として確立された。これらの寄木細工は、街道土産として需要が高まった。さらには、江戸末期には、江戸だけでなく外国へも売られ始めていた。

また、大正時代になると、指物、挽物細工とも製品が多様化していった。そのような中、山中常太郎によって創始された組木細工は、国内だけでなく、海外にも輸出された。初代山中常太郎から4代目山中成夫の作品の一部は、小田原市重要文化財に指定されている。



寄木細工

#### (ウ) 木象がん

木象がんは、江戸時代に手彫りの彫り込み象がん技法として始まり、明治時代の白川洗石によって、糸ノコ引き抜き木象がん技法が開発され、量産技術が確立された。この技法は、この地域特有のもので他の産地にはないものである。



木象がんの作業風景

#### (エ) ちょうちん

童謡『お猿のかごや』（作詞者：山上武夫、作曲者：海沼実 昭和13年（1938））で有名な小田原提灯は、江戸時代中期に小田原の提灯職人甚左衛門が考え出したといわれている。

畳んだ時に胴の部分が同じ直径のリング状中骨による蛇腹形状を持ち折りたたんでの携帯がしやすく、蓋に収まるように作られており、通常の提灯と異なり中骨が平たく、紙との糊代面積が大きいために剥がれにくいものであったことから、雨や霧に強いものであった。

さらに、作業工程が簡単なため、安価であり、大雄山最乗寺の神木を一部材料に使い、狐狸妖怪に対して魔除けになると宣伝したこともあわせて、江戸時代に大人気商品となった。



小田原提灯

#### イ 鋳物業

小田原鋳物は、天文3年（1534）に河内から来往した山田二郎左衛門が鋳物業を開いたことが始まりである。小田原北条氏の庇護の下、その生産量を拡大し、大久保氏の時代には、相模国の半数以上の生産量を誇るまでに成長した。この山田氏に小田原北条氏が使用する日常用品を注文していたと『北条氏康朱印状（相州文書）』に記載されており、<sup>かななべ</sup> 鑪鍋や<sup>かんす</sup> 鑪子、火鉢などが納められていた。

『釜師由緒』（元禄13年（1700））によれば、小田原で鋳られた茶釜が小田原天命と呼ばれ、関東名茶湯釜の一つに数えられていたことが知られる。小田原でこのような茶湯釜が鋳造されるようになったのは、小田原に千利休の高弟である山上宗二が来遊し、茶湯が流行したことにも起因する。

今日、これらの技術を継承する者はわずかだが、名産の風鈴などにその技術は引き継がれている。



御殿風鈴



## ウ 石材業

小田原北条氏による鶴岡八幡宮造営工事に際して、小田原大窪（板橋）在住の石切が参加していることが『快元僧都記』<sup>かいげんそうづき</sup>に記されている。大窪に住む石屋善左衛門は、小田原北条氏の直轄の石切として、公方御用に従事するようになり、やがて小田原北条氏の石切棟梁としての地位を与えられた。

小田原北条氏滅亡後、徳川家康から焰硝蔵<sup>えんしょうぐら</sup>の石組みの見事さが認められ、その命に従い、江戸城の石垣工事を行うなど、幕府召抱えの職人となっていった。江戸時代に入り、江戸城の構築や修築、大名屋敷からの需要など、大消費地である江戸に近いという地の利が生かされ、小田原の石材業は著しい発展をした。

また、小田原周辺の地域には、豊富な石材の産地を有していたことから、幕府は御用丁場<sup>ごようちょうば</sup>（採石場）を確保し、管理を諸藩に委ね、大名達も自領からの運搬などの労力を省くためここに採石場を持っていた。産石量の多かったのは、根府川、岩・真鶴（現在の真鶴町）で、その他には板橋、米神、石橋にも採石場が存在した。

なお、近年、江戸城普請のための採石場の遺跡が早川や石橋で発見され、発掘調査が行われている。これら石丁場と呼ばれる遺跡は今後さらに発見されることが予想され、良好な状態を保っているものについては、適切に保存・活用を図っていく。

#### (4) 小田原の町並み

江戸時代から宿場町として栄えた地区では、明治時代以降も江戸時代からのなりわいが続いてきたが、関東大震災の際に大きな被害を受けた建物も多く、建て替えが進んでいる。その後、戦災や建物の老朽化、社会情勢の変化等もあり、旧脇本陣である古清水旅館をはじめとして、特に旧東海道沿道では建物の近代化やなりわいの変化が進みつつある。

このような状況の中、本町や浜町、板橋地区などを中心に今も残る貴重な店舗・工場の一部は「街かど博物館」としてなりわいをそのままに店舗の一部が博物館として公開され、小田原を訪れた観光客が小田原の歴史や魅力に直接触れることができるようになっている。また、板橋や南町に残る別邸の中には、「小田原ゆかりの優れた建造物」として指定され、その保存と活用が図られているものもある。

#### ア 千度小路

##### (7) 籠清<sup>かごせい</sup>

籠清は、文化11年(1814)に創業した。小田原蒲鉾の老舗として、歴史と伝統を受け継ぐ製造方法と原料を用いたなりわいが現在も行われており、出桁造り<sup>だしげた</sup>の特徴ある建物は、この地域における代表的な店舗として、当時と変わらぬ風情が感じられる。

この店舗は関東大震災後の大正13年(1924)に再建されたもので、軒先に掲げられている檜の厚板の看板に書かれた「加古清」という文字は、三井物産の創設に関わった実業家である益田孝<sup>どんのう</sup>(鈍翁)の筆によるものとなっている。



現在の籠清店内と益田孝が揮毫した「加古清」の看板

<sup>かごつね</sup>  
(イ) 籠常 [街かど博物館]

籠常は、明治 26 年（1893）に籠清の鯉節部門が独立して創業した。

籠清同様、関東大震災以後の大正 13 年（1924）に再建された出桁造りの特徴ある建物において、今も削り節の製造とその量り売りが行われている。

衛生面の関係から、生からの節の製造は、県外に移ってしまっているものの、店の裏手の製造工場ではカビ付け作業が現在も行われており、往時の様子を垣間見ることができる。



籠常

(ウ) 丸う田代 [街かど博物館]

丸う田代は、かまぼこ通り沿いで鮮魚商を営むかたわら蒲鉾の製造を始め、明治初年の創業以来、140 余年にもわたり蒲鉾製造を行っている。

関東大震災により、大正 13 年（1924）に建物は建て替えられた出桁造りの特徴ある建物の一部が今も残されている。



丸う田代

<sup>すざひろ</sup>  
(エ) 鈴廣

鈴廣は、慶応元年（1865）、村田屋の屋号で魚商を営んでいた四代当主である村田屋権右衛門が、小田原の魚河岸に近い代官町（現在の本町）にて蒲鉾製造を始めた。

本店や工場は現在、地区外に移転してしまっていたが、昭和 30 年頃まで使われていた店舗が今もそのままに残されている。



鈴廣旧店舗

## イ 旧東海道沿道

### (7) 濟生堂薬局小西本店 [登録有形文化財・街かど博物館]

濟生堂薬局小西本店は、江戸時代初期から旧東海道に面する現在地（旧中宿町）にあり、薬種商を営んできた老舗である。

建物は、関東大震災で倒壊した明治時代のものを大正14年（1925）頃に復原したもので、木造・平屋建、寄棟造、棧瓦葺、平入で、正面に銅板瓦棒葺の下屋庇をつけている。柱など主要部材には檜材が用いられており、石造りの薬種蔵を内包した純和風の建築物である。



濟生堂薬局小西本店

## ウ 旧甲州道沿道

### (7) 江嶋 [街かど博物館]

江嶋は、寛文元年（1661）に創業し、茶・和洋紙・茶器ならびに海苔等の卸、小売商としての老舗である。

関東大震災で倒壊後、昭和3年（1928）に建て替えられ、入口まわり以外は、ほぼ当時のままに残されている。扱う商品が茶と紙ということから、耐震、耐火に加えて耐湿も考慮して建てられたという堅牢な造りとなっている。また、小田原の伝統的な商家の歴史を感じる出桁造りが特徴であり、熨斗瓦を積み上げた瓦葺きの屋根は、関東大震災後の建物としては珍しい。



江嶋

## エ 板橋地区周辺

### (7) 下田豆腐店 [街かど博物館]

明治33年（1900）に創業した下田豆腐店は、丹沢水系の水で作られる木綿豆腐や創作がんもなどの販売を行う板橋地区周辺を代表する店舗である。

関東大震災後に建てられた出桁造りの建物では、店内ではおかもちを担いだ行商人姿の写真など、店の歴史をパネルで紹介するなど独特



下田豆腐店

の風情が感じられる店舗である。

#### (イ) 静山荘 [小田原ゆかりの優れた建造物]

静山荘は、明治 25 年（1892）に建築された民家を長年財界で活躍した望月軍四郎が、昭和 14 年（1939）に上府中村から現在地に移築した建物である。

この建物は、日本農家を別荘にしたもので、書院造りの座敷と民家風の広間が良く調和しており、材料的にも技術的にも高い価値がある。

庭は、小田原では珍しい苔庭で、広く味わいの深いものになっている。手入れの行き届いた老樹、石灯籠、八重の石塔は落ち着いた雰囲気、重厚な建物の奥行きを引き立てており、外の世界を遮断した一つの独立した空間を醸し出している。



静山荘

#### (ウ) 山月 (旧共寿亭) [登録有形文化財・小田原ゆかりの優れた建造物]

山月は、明治、大正期の実業家（男爵）大倉喜八郎が、大正 9 年（1920）に建築した別荘で、当時は共寿亭と名付けられた。

建物の外観は御殿風に見えるが、内は瀟洒な造りで、唐破風をのせた建築当時様の桜と樺の寄せ木板張り、大広間は、雀と蝶の透かし彫りの鏡板を交互に使った格天井、また、応接間の天井は、網代と杉柂の市松模様といずれも大変手が込んでいる。

庭は、重量感のあるがっしりとした門柱があり、門扉を抜けると、小滝をしつらえた泉や、中国の聖人が配置され、一見不利な地形を利用した豪壮な庭となっている。



山月 (旧共寿亭)

## (5) 文化・芸能

### ア 相模人形芝居下中座

相模人形芝居は、文楽と同様「三人遣い」という様式で、義太夫節にあわせて1体の人形を3人の使い手が操作する人形浄瑠璃である。

下中座は、江戸時代中頃から「小竹の人形」として知られてきたが、口伝では、上方の人形遣いの一行が江戸への旅興行の途中に小竹村に立ち寄り、村人に技術を伝えたことが始まりとされている。



相模人形芝居下中座

明治時代には、相模人形芝居「中興の祖」と呼ばれる西川伊左衛門の指導により発展し、また、伊左衛門の弟子だった小澤弥太郎、小澤孝蔵らを中心に、戦中、戦後の混乱期を乗り越えた。相模人形芝居は、昭和28年（1953）に神奈川県指定無形文化財に、昭和55年（1980）には国指定重要無形民俗文化財に指定された。

### イ 小田原囃子

小田原囃子は、祭囃子の一種で、江戸葛西囃子から発生した関東祭囃子の系統に属する。江戸時代初期から小田原にあった「桐座」という芝居小屋の囃子方が祭好きの近隣の若者に伝えたことが始まりともいわれており、江戸時代中期以降、市内各地に広がり、神社の祭典はもとより道祖神のお祭りにも用いられるようになった。



小田原囃子（小田原囃子多古保存会）

その音曲は、笛、大太鼓、小太鼓、摺鉦すりかねを使用した変化に富んだもので独特の風格を持っている。その技術は地域や保存会などにより保護、継承されており、多古白山神社の小田原囃子は神奈川県指定無形民俗文化財に指定されている。

## ウ 鹿島踊り

鹿島踊りは、航海安全と豊漁、さらには悪疫退散の祈願を主体とした神事舞踊の性格が濃いもので、鹿島神宮（茨城県）の鹿島信仰が伝わったものと考えられており、現在は、小田原市石橋を北端として海岸線にそって南下し、静岡県東伊豆町北川までの 22 の神社だけに残っている。

根府川寺山神社の鹿島踊りは、神奈川県指定無形民俗文化財に指定されており、同社の祭礼の日にあたる 7 月の第 3 日曜日とその前日の宵宮で奉納される。



鹿島踊り

## エ 大漁木遣唄

大漁木遣唄は、相模湾一帯の漁民、特に西湘地区で古くから歌われている。小田原の大漁木遣唄は、漁業に従事する際の仕事唄と婚礼や神社祭礼時の儀式唄を兼有する例として全国的にも珍しいものである。

木遣唄には神社仏閣廻り数え歌と崩し唄の 2 種類があり、山王原に伝わる大漁木遣唄は小田原市指定無形民俗文化財に指定されるなど、その保存が図られている。



大漁木遣唄

## オ 茶の湯

天正 16 年 (1588)、千利休の愛弟子であった、山上宗二が小田原に来往した。『北条記』には、宗二の来往により小田原において茶の湯が流行し始めたこと、早川や荻窪、久野の辺りに茶屋が建設されていたことが記載されている。

また、小田原北条氏の<sup>いもじ</sup>鑄物師の棟梁であった山田二郎左衛門とその一門によって鑄られた小田原天命と呼ばれる茶湯釜の誕生も宗二の小田原来往による茶の湯の流行と深く関わっていると言われている。

幕末以前の茶道は、大名、豪商、寺院などの庇護を受けた、上流階級の嗜みという性格が強かったが、明治維新後の資本主義経済の発展の中で、実業家の間で日本の優れた伝統文化として再評価され、茶道具や古美術の収集、茶室や庭園の造営が盛んに行われ

るようになった。明治 39 年（1906）には、益田孝が板橋に「掃雲台」を営み、野崎広太（幻庵）、室田義文（頑翁）、横井半三郎（飯後庵）など別荘をもって小田原に居住した人たちと交流を深め、小田原に近代の茶人文化が興隆した。

益田に導かれて茶の湯の世界に入った実業家松永安左エ門（耳庵）は、昭和 21 年（1946）、板橋の地に老櫨荘を造営、移住し、茶会に茶人、政治家、学者など当時の著名人を多く招いていた。また、松永は自身の収集した茶道具などの美術品を展覧するため、昭和 34 年（1959）に瀟洒で洗練された外観の松永記念館を創建、翌年には土蔵風の白亜の収蔵庫や、奈良東大寺にあった蓮池など貴重な石造遺物をちりばめた庭園を整備した。これらの施設は、平成 12 年（2000）に国登録有形文化財に登録された老櫨荘、葉雨庵（南町にあった野崎の別邸<sup>じいそう</sup>自怡荘内に大正 13 年（1924）に建築され、昭和 61 年（1986）に庭園内に移築）などとともに、近代の茶人として、また美術品コレクターとしての松永の事績を知ることができる施設として整備され、現在も地域の良好な歴史的景観を構成する重要な要素となっている。

加えて、こうした人々によって茶会などが数多く催された小田原では、和菓子も豊富に作られた。幕末の小田原城主であった大久保氏は茶道を好み、城に菓子を納める職人「菓子匠」を商人の中でも優遇するなど、多くの菓子職人が小田原に集まり、茶の湯文化の興隆にあわせて和菓子の文化も生み出されていった。



#### 4 文化財の分布状況

小田原市には数多くの文化財が残っている。美術工芸品を除く、国指定文化財は4件あり、史跡が2件、天然記念物1件、無形民俗文化財1件となっている。史跡のうち史跡小田原城跡については、複数の文化財が対象に含まれている。

また、小田原城下を中心に建造物を対象として、15件が国登録有形文化財とされており、別邸として建築された近代建築や旧東海道沿道に建てられた商店が登録されている。

県指定文化財については、建造物5件、史跡1件、無形民俗文化財2件、天然記念物4件が指定を受けている。

市指定文化財については、建造物10件、史跡11件、有形民俗文化財4件、無形民俗文化財3件、天然記念物23件、歴史資料16件が指定を受けている。

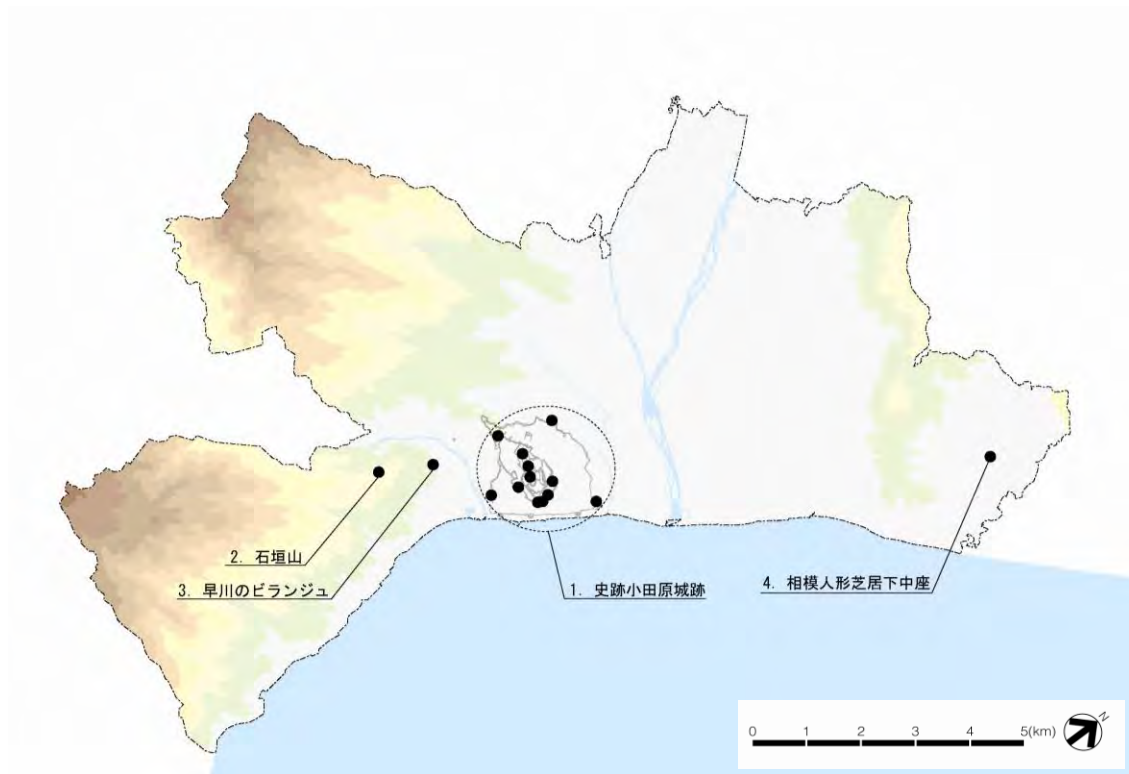
なお、重要文化財のうち、絵画・彫刻・工芸品・古文書・考古資料・歴史資料（以下、美術工芸品等という。）については、位置図及び一覧において記載していない。

指定文化財件数

（平成23年4月1日現在）

| 類型    |         | 国指定 | 県指定 | 市指定 | 国登録 | 合計  |
|-------|---------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 有形文化財 | 絵画      | 1   | 2   | 6   | —   | 9   |
|       | 彫刻      | 2   | 7   | 3   | —   | 12  |
|       | 工芸品     | —   | 1   | 6   | —   | 7   |
|       | 古文書     | —   | —   | 23  | —   | 23  |
|       | 考古資料    | —   | 1   | 3   | —   | 4   |
|       | 歴史資料    | —   | 1   | 16  | —   | 17  |
|       | 建造物     | —   | 5   | 10  | 15  | 30  |
| 民俗文化財 | 有形民俗文化財 | —   | —   | 4   |     | 4   |
|       | 無形民俗文化財 | 1   | 2   | 3   |     | 6   |
| 記念物   | 史跡      | 2   | 1   | 11  |     | 14  |
|       | 天然記念物   | 1   | 4   | 23  |     | 28  |
| 合計    |         | 7   | 24  | 108 | 15  | 154 |

(1) 国指定文化財

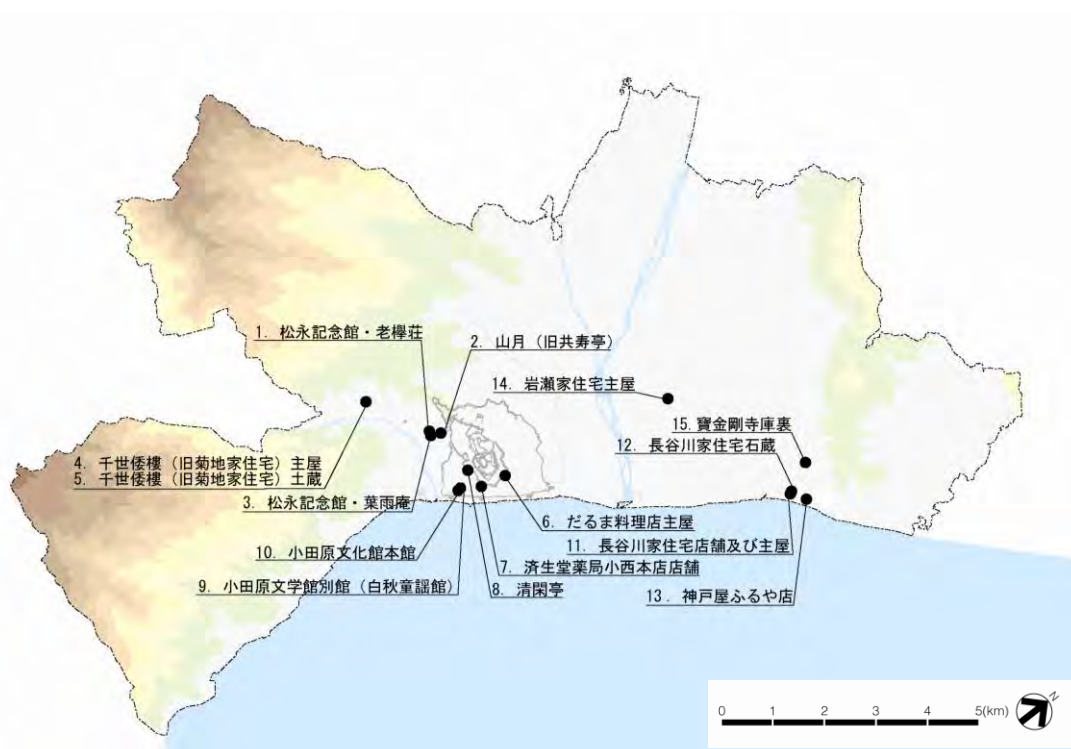


国指定文化財位置図

国指定文化財一覧

| No. | 種別      | 名称  | 所在地   |
|-----|---------|---|---|
| 1   | 史跡      | 小田原城跡<br>幸田門土塁<br>大堀切<br>八幡山古郭<br>八幡山古郭（東曲輪）<br>江戸口見附<br>大手門跡（鐘楼）<br>三の丸土塁<br>箱根口門跡<br>清閑亭土塁<br>早川口遺構<br>城下張出 | 城内ほか<br>栄町1-91-27<br>十字四丁目1100-28<br>城山<br>城山3-26-1<br>浜町2-7-17<br>本町1-5-24<br>本町1-853-15<br>本町1-853-217<br>南町1-5-73<br>南町4-412<br>谷津227-29 |
| 2   | 史跡      | 石垣山   | 早川梅ヶ窪   |
| 3   | 天然記念物   | 早川のピランジュ  | 早川飛乱地   |
| 4   | 無形民俗文化財 | 相模人形芝居下中座   | 小竹  |

(2) 国登録有形文化財



国登録有形文化財位置図

国登録有形文化財一覧

| No. | 種別  | 名称               | 所在地       |
|-----|-----|------------------|-----------|
| 1   | 建造物 | 松永記念館・老樗荘        | 板橋513-7   |
| 2   | 建造物 | 山月 (旧共寿亭)        | 板橋913     |
| 3   | 建造物 | 松永記念館・葉雨庵        | 板橋941     |
| 4   | 建造物 | 千世倭樓 (旧菊地家住宅) 主屋 | 風祭50      |
| 5   | 建造物 | 千世倭樓 (旧菊地家住宅) 土蔵 | 風祭50      |
| 6   | 建造物 | だるま料理店主屋         | 本町2-1-30  |
| 7   | 建造物 | 濟生堂薬局小西本店店舗      | 本町4-2-48  |
| 8   | 建造物 | 清閑亭              | 南町1-5-73  |
| 9   | 建造物 | 小田原文学館別館 (白秋童謡館) | 南町2-3-18  |
| 10  | 建造物 | 小田原文学館本館         | 南町2-3-4   |
| 11  | 建造物 | 長谷川家住宅店舗及び主屋     | 国府津3-13-4 |
| 12  | 建造物 | 長谷川家住宅石蔵         | 国府津3-2-26 |
| 13  | 建造物 | 神戸屋ふるや店          | 国府津4-2-18 |
| 14  | 建造物 | 岩瀬家住宅主屋          | 鴨宮692     |
| 15  | 建造物 | 寶金剛寺庫裏           | 国府津2038   |

### (3) 県指定文化財

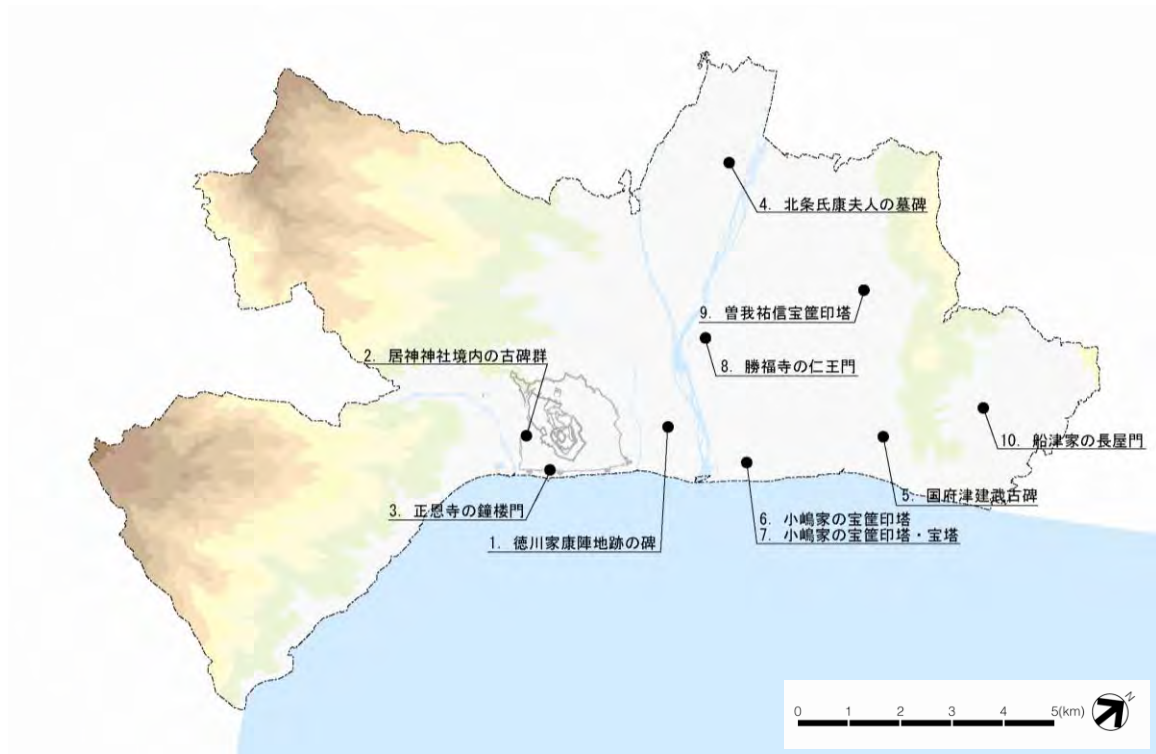


県指定文化財位置図

#### 県指定文化財一覧

| No. | 種別      | 名称                | 所在地                    |
|-----|---------|-------------------|------------------------|
| 1   | 建造物     | 宗福院地藏堂            | 板橋566 宗福院              |
| 2   | 建造物     | 二宮尊徳生家            | 栢山2064                 |
| 3   | 建造物     | 勝福寺の本堂            | 飯泉1161                 |
| 4   | 建造物     | 小田原城天守閣模型         | 小田原城天守閣                |
| 5   | 建造物     | 小田原城天守閣模型         | 小田原城天守閣                |
| 6   | 無形民俗文化財 | 根府川寺山神社の鹿島踊       | 根府川92                  |
| 7   | 無形民俗文化財 | 多古白山神社の小田原囃子      | 扇町5-7-29               |
| 8   | 史跡      | 石橋山古戦場のうち与一塚及び文三堂 | 石橋470 与一塚<br>米神136 文三堂 |
| 9   | 天然記念物   | 小田原高等学校の樹叢        | 城山3-26-1<br>県立小田原高等学校  |
| 10  | 天然記念物   | 勝福寺の大イチョウ         | 飯泉1161                 |
| 11  | 天然記念物   | 勝福寺・八幡神社の樹叢       | 飯泉1161、1162            |
| 12  | 天然記念物   | 中津層群神沢層産出の脊椎動物化石  | 入生田499<br>県立生命の星・地球博物館 |

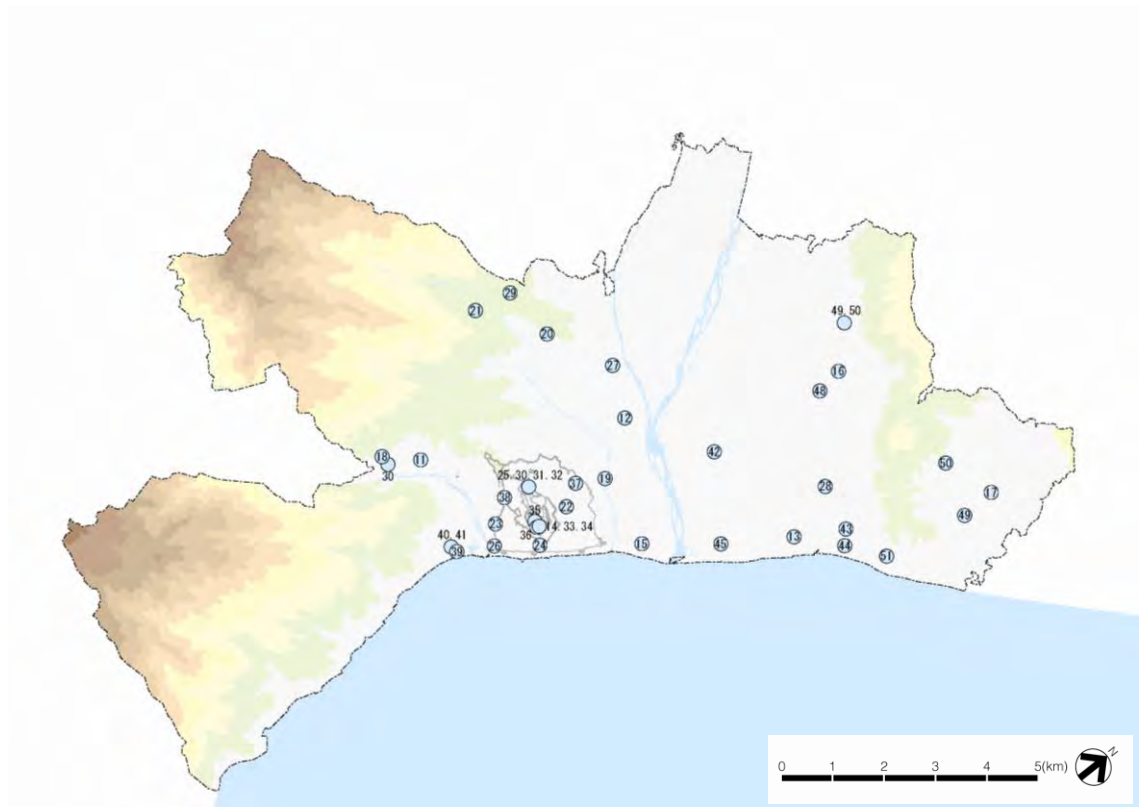
(4) 市指定文化財



市指定文化財位置図（建造物）

市指定文化財一覧

| No. | 種別  | 名称          | 所在地           |
|-----|-----|-------------|---------------|
| 1   | 建造物 | 徳川家康陣地跡の碑   | 寿町4-14-15     |
| 2   | 建造物 | 居神社境内の古碑群   | 城山4-23-29 居神社 |
| 3   | 建造物 | 正恩寺の鐘楼門     | 本町4-5-7 正恩寺   |
| 4   | 建造物 | 北条氏康夫人の墓碑   | 栢山868 善栄寺     |
| 5   | 建造物 | 国府津建武古碑     | 国府津2038 寶金剛寺  |
| 6   | 建造物 | 小嶋家の宝篋印塔    | 酒匂2-41-37 大見寺 |
| 7   | 建造物 | 小嶋家の宝篋印塔・宝塔 | 酒匂2-41-37 大見寺 |
| 8   | 建造物 | 勝福寺の仁王門     | 飯泉1161 勝福寺    |
| 9   | 建造物 | 曾我祐信宝篋印塔    | 曾我谷津1159-イ-2  |
| 10  | 建造物 | 船津家の長屋門     | 小船139 船津家     |



市指定文化財位置図

市指定文化財一覧

| No. | 種別      | 名称              | 所在地                       |
|-----|---------|-----------------|---------------------------|
| 11  | 有形民俗文化財 | 小田原の道祖神         | 飯泉1105-1ほか6か所             |
| 12  | 有形民俗文化財 | 玉宝寺の五百羅漢        | 扇町5-1-28 玉宝寺              |
| 13  | 有形民俗文化財 | 八幡神社の庚申塔群       | 小八幡3-1-1 八幡神社             |
| 14  | 有形民俗文化財 | 田島人形            | 小田原市郷土文化館                 |
| 15  | 無形民俗文化財 | 山王原大漁木遣唄        | 東町                        |
| 16  | 無形民俗文化財 | 寿獅子舞            | 曾我別所                      |
| 17  | 無形民俗文化財 | 白髭神社の奉謝祭        | 小船609 白髭神社                |
| 18  | 史跡      | 稲葉一族の墓所と鉄牛和尚の寿塔 | 入生田467 墓所<br>入生田454 寿塔    |
| 19  | 史跡      | 桐大内蔵の墓所         | 扇町1-15-7 長安寺              |
| 20  | 史跡      | 久野諏訪ノ原4号古墳      | 久野2575-イ-2                |
| 21  | 史跡      | 中世集石墓           | 久野3261                    |
| 22  | 史跡      | 北条氏政・氏照の墓所      | 栄町2-7-8                   |
| 23  | 史跡      | 大久保一族の墓所        | 城山4-24-7 大久寺              |
| 24  | 史跡      | 明治天皇本町行在所跡      | 本町3-12-3                  |
| 25  | 史跡      | 明治天皇宮ノ前行在所跡     | 本町3-5-5                   |
| 26  | 史跡      | 平成輔の墓所          | 南町3-10-34 報身寺             |
| 27  | 史跡      | 久野1号古墳          | 穴部44                      |
| 28  | 史跡      | 田島及び羽根尾横穴古墳     | 田島1073-1、1075ほか<br>羽根尾362 |
| 29  | 天然記念物   | 総世寺のカヤ          | 久野3670 総世寺                |
| 30  | 天然記念物   | 入生田のカゴノキ        | 入生田110                    |

市指定文化財一覧

| No. | 種別    | 名称                 | 所在地             |
|-----|-------|--------------------|-----------------|
| 31  | 天然記念物 | 長興山の枝垂桜            | 入生田470          |
| 32  | 天然記念物 | 長興山鉄牛和尚寿塔付近の樹叢     | 入生田470ほか        |
| 33  | 天然記念物 | 小田原城跡のイヌマキ         | 小田原城址公園         |
| 34  | 天然記念物 | 小田原城跡のビャクシン        | 小田原城址公園         |
| 35  | 天然記念物 | 小田原城跡本丸の巨松         | 小田原城址公園         |
| 36  | 天然記念物 | 御感の藤               | 小田原城址公園         |
| 37  | 天然記念物 | 高長寺のハクモクレン         | 城山1-23-2 高長寺    |
| 38  | 天然記念物 | 旧MRAアジアセンターのホルトノキ群 | 城山4-14-1        |
| 39  | 天然記念物 | 紀伊神社の社叢            | 早川1183-2ほか 紀伊神社 |
| 40  | 天然記念物 | 真福寺のタブノキ           | 早川892 真福寺       |
| 41  | 天然記念物 | 真福寺のイトヒバ           | 早川892 真福寺       |
| 42  | 天然記念物 | 光照寺のヒイラギ           | 鴨宮753 光照寺       |
| 43  | 天然記念物 | 菅原神社のムクノキ          | 国府津1752 菅原神社    |
| 44  | 天然記念物 | 真楽寺のボダイジュ          | 国府津3-2-22 真楽寺   |
| 45  | 天然記念物 | 上輩寺の乳イチョウ          | 酒匂2-44-27 上輩寺   |
| 46  | 天然記念物 | 須賀神社のクスノキ          | 上曾我902 須賀神社     |
| 47  | 天然記念物 | 瑞雲寺のモッコク           | 上曾我902 瑞雲寺      |
| 48  | 天然記念物 | 三島神社のケヤキ           | 千代278 三島神社      |
| 49  | 天然記念物 | 広済寺のカキ             | 中村原691 広済寺      |
| 50  | 天然記念物 | 王子神社の杉             | 沼代506 王子神社      |
| 51  | 天然記念物 | 前川近戸神社の社叢          | 前川1431 近戸神社     |

## 第2章 小田原の維持及び向上すべき歴史的風致

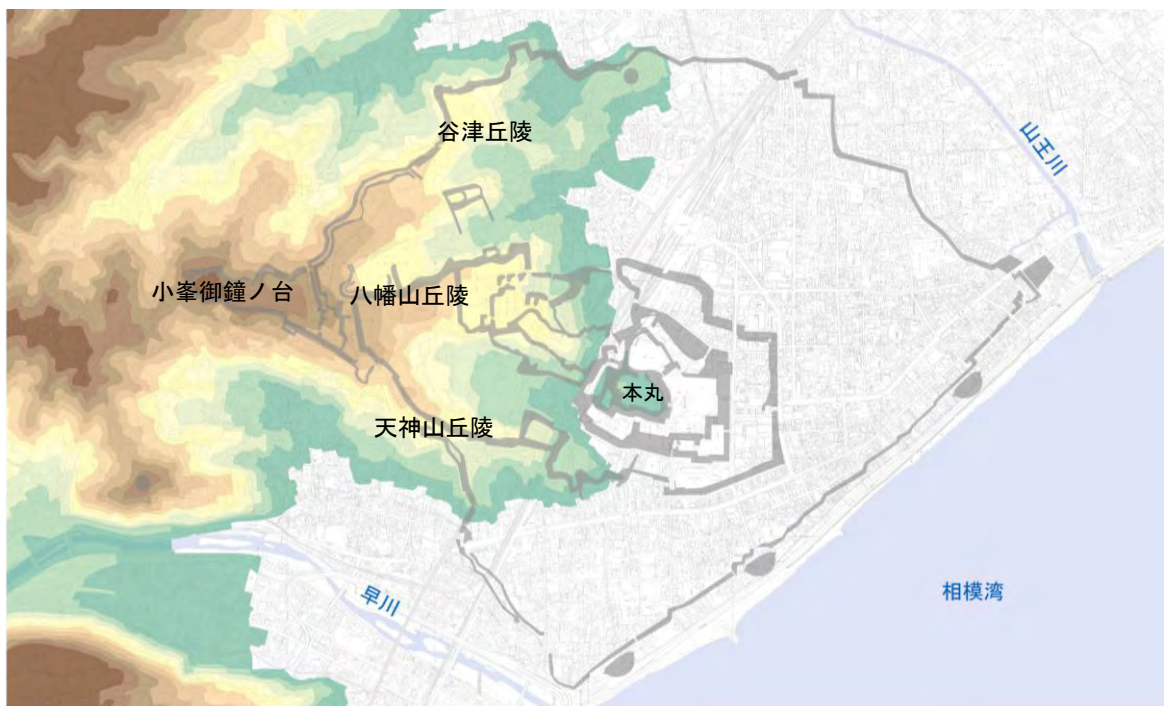
### 1 小田原城下の旧三大明神例大祭にみる歴史的風致

小田原城は、箱根外輪山から東に派生した台地が小田原駅付近で足柄平野と接する縁辺部に立地し、城の南西に早川、北東に山王川と酒匂川が流れ、南東は相模湾に面し、さらに城の背後には、丘陵と谷が複雑に入り組んだ台地が控えるなど、自然地形を巧みに利用しながら立地され、その城域は、西端の小峰御鐘ノ台を頂点（123.8m）として、そこから派生する谷津・八幡山・天神山の3本の丘陵と、相模湾に面した標高10m前後の沖積低地によって形成されている。

小田原城は、伊勢宗瑞（北条早雲）に始まる小田原北条氏五代約90年間にわたる城域の拡大によって、中世城郭として日本最大級の巨城に発展した。そして、その大きな特徴は、天正18年（1590）の豊臣秀吉との小田原合戦に備え、城下町を取り囲むように構築された周囲約9kmにも及ぶ小田原城総構にあるといえる。この近世城郭の総構構築の先鞭をつけるかたちともなった小田原城総構は、丘陵部と平地部を取り込んだ典型的な平山城形式で、丘陵部に立地する西北部は山城の特徴が見られ、平地に立地する東南部は平城形態をなしている。基本的に土塁と空堀で構成されたこ



小峰御鐘ノ台大堀切東堀



小田原城総構と地形の関係



の総構は、城下町を区画する構築物として幕末期まで温存され、さらには明治期の小田原町の発足時に町の範囲に大きな影響を及ぼすなど、戦国時代から幕末、明治から現代と続く時代の流れの中で、長く残されてきた貴重な遺構である。

また、その区域内には、昭和 35 年（1960）に外観復原された小田原城天守閣あかがねもんや銅門うまだしもん（平成 9 年（1997）復原）、馬出門（平成 21 年（2009）復原）などが整備され、総構とあわせて小田原のシンボルとして親しまれている。



小田原城銅門

この総構に囲まれた区域は小田原北条氏の時代に「府内」と呼ばれ、小田原北条氏以降、小田原惣町の総鎮守として歴代の城主・藩主た

ちによって帰依されてきた「松原神社」が府内中心部に位置し、東海道上方口に、三浦あらじろうよしおき荒次郎義意の飛首伝説も伝わる「居神神社」いがみ、小田原城の鬼門除鎮守として大久保氏によって造営された「大稲荷神社」だいにりの三社が鎮座する。これらの神社は、かつて三大明神と呼ばれ、多くの人々からの崇敬を集め、江戸時代にはそれぞれの神社で例大祭が開催されるようになった。城下、宿場の発展に伴って三社の例大祭の規模も大きくなり、神輿の渡御も行われるようになっていった。例大祭の開催日は、元々それぞれ異なる日に行われていたが、時代の流れとともに現在は 5 月 4 日～5 日の間に行われるようになった。

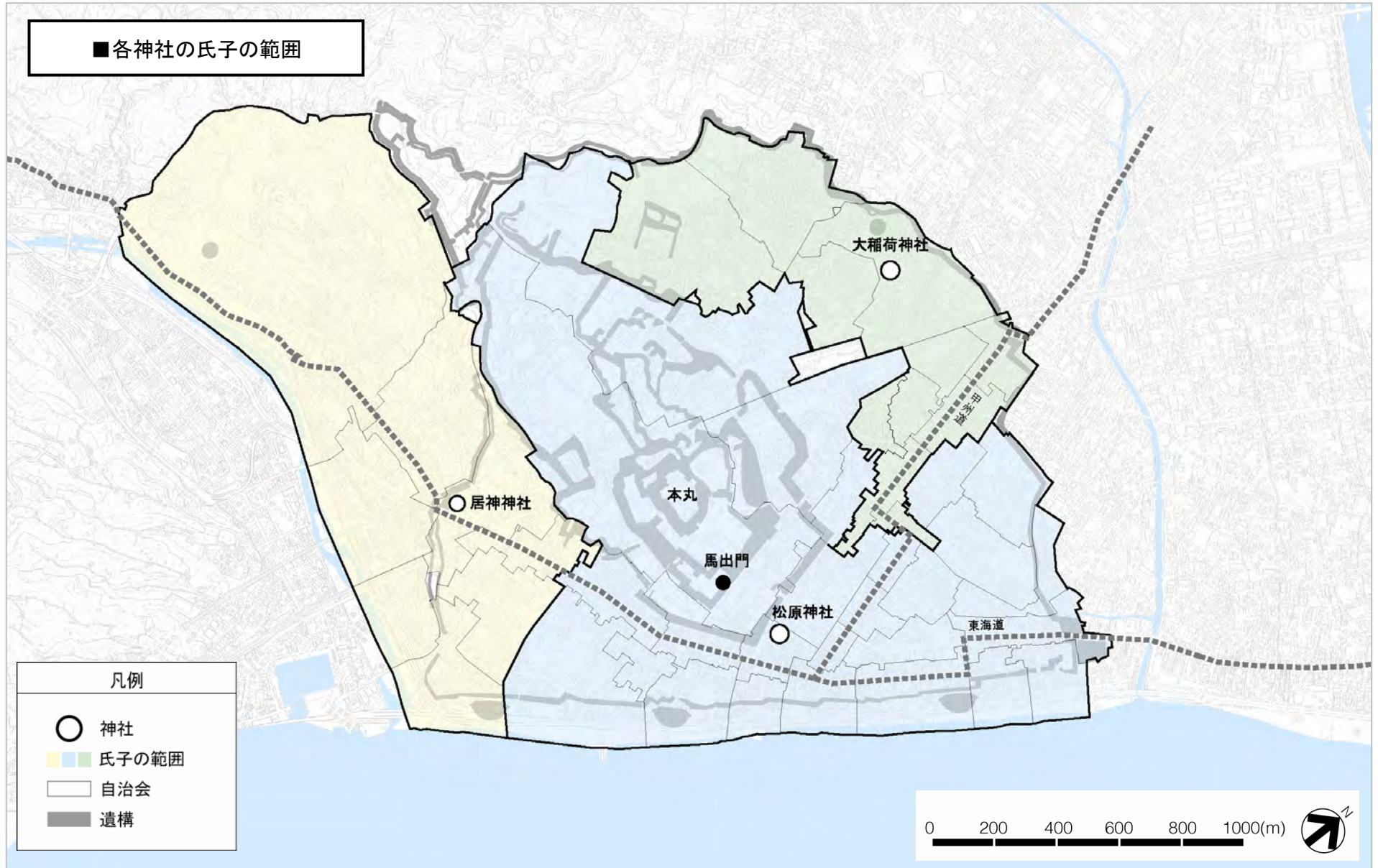
例大祭当日は、三社の神社神輿とそれぞれの氏子町内の町内神輿が勇壮に練り歩き、府内と呼ばれた旧小田原城下は、歴史と伝統が受け継がれた神輿渡御の舞台として多くの人で賑わう。『新編相模国風土記稿』（天保 12 年（1841））に、神輿渡御に関する記載が次のように記されている。



国道 1 号を渡御する松原神社神輿  
（昭和 31 年撮影）



小田原城周辺を渡御する松原神社神輿  
（平成 23 年撮影）



※各神社の氏子の範囲については、自治会区域をベースに概ねの範囲として表示している。

「松原明神社（前略）…宿内十九町の総鎮守なり、例祭正月十四十五の両日、九月九日十日なり、祭日には辰の刻神輿を昇て、當城馬出シ門に至り祈祷、夫より濱下り、惣町を渡して歸輿す、此式大久保相模守忠隣城主たりし頃より連綿すと…（後略）」

また、居神神社も同様に、

「居神明神社（前略）…巡行の次第、山角・筋違二町より箱根口城内馬出門にて祈祷、大手に出、青物町欄干橋町より安斉小路に入、濱下り祈祷、夫より板橋村地藏堂前に至る、此式大永元年より生まれりと云…（後略）」

大稲荷神社についても、

「大稲荷社（前略）…当村及城下町の内竹花・須藤・大工三町の鎮守なり、…（中略）…祭礼六月十五日、隔年に神輿巡行の儀あり、これ宝永六年より始まりしと云り、…（後略）」

と記録されており、松原神社の神輿渡御は、大久保忠隣が城主の頃（1594～1614年）から、居神神社の神輿渡御は大永元年（1521）から行われ、その際には両神社ともに、城内馬出門で祈祷した後、浜下りなどをしたことが記録されている。

さらに、大稲荷神社についても、宝永6年（1709）から隔年で神輿巡行が行われ、大稲荷神社社史には、神輿巡行の際に神輿が小田原城に入っていたという記録が残されている。

江戸時代は封建社会であったため、藩主の居住地であり、かつ要塞でもあった城には通常入ることはできなかつたが、お祭となると町人も神輿の担ぎ手や随行として堂々と入城することができ、例大祭の開催日には小田原城の周辺で勇壮な神輿の姿を見ることができた。

この城下における神輿渡御の特徴的なものとして、「小田原担ぎ」という小田原固有の神輿の担ぎ方が挙げられる。

小田原担ぎとは、松原神社など元々漁師の祭りを原型としていた神社の担ぎ方であり、海や漁師にちなむ風習が多く見られる。その大きな特徴として、神輿の動きは漁船の動く様と同じと言われ、交互に掛け合う掛け声と木遣りは、漁で網を引き上げる際の様子



籠清前を駆け抜ける松原神社神輿



小田原城天守閣と松原神社神輿

がその原型とされており、小田原では、神輿を担いで走ることを「跳ぶ」又は「突っ駆けける」と呼んでいる。

この木遣りも小田原担ぎの特徴的なものとして、欠かすことはできないものである。木遣りは、定置網漁業が盛んであった小田原において、漁船の上で網を引く際に唄われていたものであるが、機械式で巻き上げる現代とは異なり漁船が網の周りを囲み、人の手で一斉に網を引き上げていた。その際、木遣りを唄いながら網の引き上げを行うことは、息を合わせることや漁船の傾き防止と魚の確保、海に落ちて亡くなることの多かった漁師を守るためのものであり、神聖なものであった。

神輿が氏子町内の商店や祭礼事務所などに突っ込む際、静止している神輿に木遣りをかけ、担ぎ手は民家や商店などの軒先めがけて勢いよく突っ込み、ぎりぎりのところでピタリと止める。その見事な様は、波に乗って現れると考えられている神の灵力をそこへ注ぎ、商売繁盛などを願ったもので、祭礼の際には氏子町内の各所で見ることができる。

仕事唄と婚礼や神社祭礼時の儀式唄を兼有する例として全国的にも珍しいこの木遣唄には、神社仏閣廻り数え唄と崩し唄の2種類があり、特に数え唄については数順に唄うものとされ、順番の上げ下げをすることははいけないこととして口伝されている。

<前唄>

そーらえー（オー）わたしゃ小田原よーえ（ソラヤットコセーノオー）

そーら 荒波育ちだぞ よーいとなー

そーらえー（オー）木遣者二分でもよーえ（ソラヤットコセーノオー）

そーら 掛け声頼むぞ よーいとなー

<数え唄>

そーらえー（オー）一で大山のやーえ（ソラヤットコセーノオー）



小田原駅（旧駅舎）に突っ込む松原神社神輿



木遣りの様子（丸う田代本店前）

そーら 石尊様だぞ よーいとなー  
 そーらえー（オー）二で日光のやーえ（ソラヤットコセーノオー）  
 そーら 東照宮様だぞ よーいとなー  
 そーらえー（オー）三で讃岐のやーえ（ソラヤットコセーノオー）  
 そーら 金比羅様だぞ よーいとなー  
 そーらえー（オー）四で信濃のやーえ（ソラヤットコセーノオー）  
 そーら 善光寺様だぞ よーいとなー  
 そーらえー（オー）五で出雲のやーえ（ソラヤットコセーノオー）  
 そーら 艶神様だぞ よーいとなー  
 そーらえー（オー）六で六角堂のやーえ（ソラヤットコセーノオー）  
 そーら 六地藏様だぞ よーいとなー  
 そーらえー（オー）七で成田のやーえ（ソラヤットコセーノオー）  
 そーら お不動様だぞ よーいとなー  
 そーらえー（オー）八で八幡のやーえ（ソラヤットコセーノオー）  
 そーら 八幡様だぞ よーいとなー  
 そーらえー（オー）九で高野のやーえ（ソラヤットコセーノオー）  
 そーら 弘法様だぞ よーいとなー  
 そーらえー（オー）十で当地のやーえ（ソラヤットコセーノオー）  
 そーら 氏神様だぞ よーいとなー

この木遣りが唄い始められるとその周りにある神輿は掛け声をやめ、その神輿の前を通過しないなど神聖なものとされており、その作法は現在の神輿渡御にも受け継がれている。

また、府内の神輿渡御は練り歩いている時だけでなく、宮入りする際も大きな見所となっている。氏子町内を練り歩いてきた本社神輿や氏子町内の町内神輿は、宮入りの刻限が近づくとそれぞれの神社周辺に集まり、ひしめき合い熱気に包まれていく。

宮入の仕方はそれぞれ異なるものの、松原神社では、本社神輿が約 50mある参道を跳び、宮入りを終えると千度小路と古新宿の両龍宮



宮入時、参道にひしめく人々と神輿

神社神輿の宮入りが続く。その後の宮入りの順序は、年毎に異なっているが、順番になった神輿は、参道入り口で木遣りを唄った後、猛然と走り出し参道を駆け抜け、宮入りする。宮の前境界で待機していた 20 数基の町内神輿が順に宮入りするその様子は、担ぎ手から放たれる気迫に圧倒される。

また、神輿の担ぎ手の装束や掛け声などにも特徴があり、松原神社の担ぎ手の装束は揃いの浴衣で、現在氏子 26 カ町の内、10 町が浴衣を装束とする古式を現在も留め、「オイサー・オラサー」という掛け合いが、担ぎ手が二手に分かれて行われている。

居神社の装束は、白張・白足袋しらはりで揃えられ、担ぎ手たちから発せられる「オイサー・オラサー」という威勢のよい掛け声、暴れ神輿と呼ばれたこともある左右に神輿を振るという伝統的な担ぎ方が行われている。さらには神輿に触ることができるのは、昔から白張衣装の担ぎ手と宰領と言われる世話人のみで、現在もこの伝統は守られている。

大稲荷神社例大祭の神輿渡御は、昭和 33 年 (1958) から御所車風の曳車に載せての巡行となり揃いの白張で神輿を曳いている。特別渡御等で神輿を担ぐ際には、揃いの浴衣をまとい氏子町内を渡御する。袖ヶ浜海岸（現在の御幸の浜）で「お浜繰り」と言われる浜降りを行う際「ワッショイ・ワッショイ」という掛け声が主要な場所では「サセー・サセー」に変わり、神輿を高く差し上げ威勢を付けるのが特徴のひとつである。



松原神社神輿の宮入の様子



白張・白足袋で揃えられた衣装で、神輿を左右に荒振る居神社神輿の様子



担がれていた頃の大稲荷神社神輿

神輿渡御に華を添える山車も小田原には多くある。この山車で奏されるお囃子は「小田原囃子」と呼ばれ、享保年間（1716～35年）から宝暦年間（1751～63年）にかけて下総葛西地方から伝わった「葛西囃子」が独自の発展を遂げたものとされている。



山車の競演（現在）



小田原囃子（小田原囃子多古保存会）

小田原囃子の大きな特徴は、大太鼓と締太鼓との音色の高低差をはっきりとさせ、各々の太鼓の間を生かすことにある。現在、組織的に練習・活動をしている団体や祭が近づくくと地域の子供達を集め練習を行う地域など、神社の境内などから小田原囃子の独特の音色が聞こえてくるようになると例大祭が近付いてきたことが知らされる。

小田原北条氏の時代から現代に受け継がれてきた小田原城総構の内側に鎮座する旧三大明神の例大祭は、小田原城の城下として栄えた時代から小田原の中心部として賑わう現代まで、その神輿渡御やそれにまつわる芸能の歴史や伝統が連綿と受け継がれてきた。この例大祭の際に見られる神社神輿や町内神輿を担ぐ氏子の勇壮な姿や旧城下に広がる木遣りや山車の上で奏でられるお囃子の笛などの音色は、小田原城の城下町として栄えた往時の賑わいを感じることができ、良好な環境を形成している。



氏子町内を練り歩く松原神社神輿

## 2 宿場町・小田原の水産加工業にみる歴史的風致

本市の漁業の発祥は、千度小路（現在の町、浜町界隈）に「舟方村」と呼ばれる漁村が誕生したことによるとされている。その後、小田原北条氏の時代には、この千度小路を含め、古新宿や一色村、原村など酒匂から早川にかけての沿岸集落が形成されていたことが、『廻国雑記』(文明 18 年 (1486)) や『北条記』(元和年間 (1615~1624))、『新編相模国風土記稿』(天保 12 年 (1841)) の記録にある。

その後、徳川家康が慶長 6 年 (1601) にまず江戸と京都を結ぶ東海道に宿駅を、次いで五街道やその他の宿駅を整備して、宿駅制度を設けたことにより、箱根関所をその管轄下に置く小田原は、東海道箱根越えの東の玄関口として発達した。



小田原宿を進む将軍の行列（御上洛錦繪 文久 3 年 (1863) 神奈川県立図書館蔵）

小田原宿は、江戸日本橋を出発して品川を第一宿とし、川崎、保土ヶ谷、戸塚などを経た第九宿で、日本橋から小田原城大手まで約 80km であることから、足の速い旅人であれば途中で一泊し、2 日目に小田原宿で泊まり、翌日には箱根八里に臨むことになる。こうした参勤交代の大名や旅行客の往還に伴って、最大時には本陣 4 軒、脇本陣 4 軒、旅籠 95 軒が軒を連ねる東海道屈指の宿場町として大きく発展した。この宿場町としての賑わいは、十返舎一九が記した滑稽本『東海道中膝栗毛』(享和 2 年 (1802) ~文化 11 年 (1814)) に、小田原宿での様子が以下のように記されている。



やど引「あなたがたは、お泊<sup>とまり</sup>でござります  
か」

弥次「きさまおだはらか。おいらア小清水<sup>こしみず</sup>  
か白子屋<sup>しらこや</sup>に、とまるつもりだ」

やど引「今晚は兩家<sup>りょうけ</sup>とも、おとまりがござ  
りますから、どふぞ私<sup>わたくしかた</sup>方へお泊下  
さりませ」



幕末期の小田原宿の様子(横浜開港資料館蔵)

(中略)

喜多「ヲヤこゝの内は、屋根にでへぶ<sup>大</sup>でくま<sup>分</sup>ひく<sup>凸</sup>ま<sup>凹</sup>のある内だ」

弥次「これが名物のういろうだ」

喜多「ひとつ買って見よふ。味<sup>うめ</sup>へかの」

弥次「うめへだんか。頤<sup>あご</sup>がおちらあ」

喜多「ヲヤ餅かとおもつたら、くすりみせだな」

弥次「ハ、ハ、ハ、こうもあるふか」

(後略)

『東海道中膝栗毛 上』岩波文庫より抜粋

この『東海道中膝栗毛』には、小田原の宿場の本陣の賑わいや宿場の名物であったういろうでのやり取りなどが色鮮やかに書き記され、当時の小田原宿の賑やかさを見て取ることができる。

江戸時代、漁業の拠点的地域であった千度小路周辺について、『新編相模国風土記稿』に次のように記されている。

「千度小路 古は船方村と唱へり、宮前町西光院蔵元亀三年の文書に、船方村とあり、… (中略) …当町漁者多く、就中十艘と唱る漁家十軒あり、古来より漁者と云、漁船五十二艘を貯ふ、… (後略)」

また、千度小路周辺では、魚の集荷や販売が組織的に行われるようになっていったことも、『新編相模国風土記稿』に「魚座屋敷市場横町にあり魚市を開く、座役八十戸、名主代官町清三郎千度小路茂四右エ門組頭代官町庄三郎は市場の指揮をせり」と記されており、宿場の中心部であった宮前町にあった市場横町で魚市が開かれ、さらに売れ残った魚は、「江戸遣り」という送り商売まで生み出すほど、漁獲も豊富であったことから、



魚市場前の舟揚場と堤防(昭和22年頃)





そもそも、小田原が眼前に臨む相模湾は、伊豆半島・三浦半島・房総半島・伊豆大島に囲まれた相模灘に位置する。この内、真鶴半島から三浦半島にかけての湾状部分のことを相模湾と称し、ここに流れ込む黒潮は、南方から多種多様な生物を運んでくる。

その小田原で行われている漁業の中でも特に有名なものが定置網漁業であり、すり鉢状の急深な地形を成す小田原の海域では、沖へ1,500メートルも出ると水深が200メートルを超える場所もあることなどから、こうした地形に適した定置網漁業が発達してきた。



小田原にある漁港の位置



定置網の引き上げの様子（左：昭和29年頃、右：現在）

また、刺網と呼ばれる帯状の網を海中に張り立てる漁業も行われている。定置網や刺網といった網漁業の起源は、北条氏綱が西国から伝えたと言われ、当時は大型の網漁業は伝わっておらず、じびきあみ てぐりあみ地曳網や手繰網を中心とした漁業が行われていた。

定置網の起源とも言うべき大型の網漁業の創業は、『伊東史』（文政年間、1818～29年）によると、文政7年（1824）に真鶴村名主の五味台右衛門が、伊豆山村（現在の熱海市）に来往した加賀国の藤七という人物の行った網漁法を真似し、それに様々な研究を重ねて改良を加えて行ったとされており、これと同様の記述が『新編相模国風土記稿』にも記録されている。



子供も手伝った地曳網の様子（昭和14年頃）

大型の網漁業は明治初期まで全盛期が続き、全国から各種の網型が伝えられ、前川や山王原、網一色、早川、江之浦など小田原地方の各村の地先に大小の網が張り立てられるなど、この地方の現代の定置網漁業の基礎となっている。

こうした小田原の漁業の発展とともに、小田原を代表する産物として名を馳せたものが「小田原蒲鉾」である。

その起源は、今から約 230 年前の天明年間（1781～88 年）の大久保忠信の時代をそれとする説が主流となっている。小田原地方の沿岸漁業が盛んになり、漁獲高が著しく増加したため、魚商が鮮魚の売れ残りの処理や保存利用する方法として、全国各地で製造されていた蒲鉾を参考に小田原蒲鉾を製造したと伝えられている。

創業当初の小田原蒲鉾は、他地方のものと同様に棒巻きにしたものを塩で味付けし、表面を焼いて腐敗を防ぐ形であり、現在食卓に並ぶ板付け蒲鉾とは形状が異なっていた。

小田原蒲鉾の製造技術は、東海道を通る参勤交代の大名などに蒲鉾が食されたことや、評判を聞き小田原に移り住んだ日本橋の蒲鉾職人の技術などにより、その製造技術が研鑽され関東式蒲鉾と呼ばれる「色、型、味」の三拍子揃った、今日の品位と風格のある板蒲鉾が誕生し、これを食した人々の口伝によって、江戸時代後期には小田原蒲鉾の知名度は全国へ広まっていった。

また、明治時代の中頃に作られた小田原のかまぼこ屋を取りまとめる同業者の会は、昭和 41 年(1966)に「小田原蒲鉾水産加工業協同組合」として正式に発足し、小田原蒲鉾の発展のため今日まで様々な活動を行ってきた。現在では、「小田原蒲鉾協同組合」として蒲鉾製造の技術向上のための研究会の開催など様々な活動を行い、小田原蒲鉾の高品質の証として、ロゴマークを商標登録し、組合加盟企業の商品に付けるなど小田原蒲鉾の普及PRに向けた積極的な取り組みを進めている。

さらに、この地域にある蒲鉾の販売などが行われる商家の多くは、柱の上に太い桁を載せ、それを店の前面に何本も突き出し、そこに軒や屋根を載せる「出桁造り」という江戸時代から続く伝統的な商家の建築方法が取られている。



かまぼこ製造の様子（明治末頃）



昭和 30 年代の蒲鉾の包装紙



籠常 明治 26 年創業

文化 11 年（1814）に創業した小田原蒲鉾の老舗「籠清」や籠清の鯉節部門が独立して明治 26 年（1893）に創業した「籠常」などでは、関東大震災後（大正 13 年（1924））に再建されたこの出桁造りの歴史的建造物において、歴史と伝統を今も受け継いだ蒲鉾や削り節などの製造・販売が行われている。



「籠清」の店先の様子（左：昭和 25 年頃、右：現在）

また、小田原を代表する水産加工品として、欠かすことはできないものに「小田原干物」もある。中でも「小田原アジの干物」は蒲鉾同様、小田原を代表する産品である。

このアジの干物は、『本朝食鑑』（元禄 8 年（1695））において、「常にとって干魚にするが、これも好いものである」と絶賛され、当時から評価の高い産品であった。



アジ・カマスを用いた干物作り（昭和 43 年頃）



現在も一部の店先で行われている干物製造

アジをはじめとする小田原干物の製造は、江戸時代に魚の仲買商が副業として、地場で揚がるアジやカマスを開き干しにして保存食として商いたことが起こりと伝えられる。小田原干物は現在も地場で揚がる旬の魚を材料として、年間 6,000 トンが製造・販売されている。

東海道の宿場町の魚の台所を担っていたともいうべき千度小路周辺では、「籠清」や「籠常」、「丸う田代」など出桁造りの店舗が残り、宿場町小田原の歴史と伝統を連綿と受け継ぐ蒲鉾や削り節、干物など水産加工品の製造・販



明治初年創業の「丸う田代総本店」

売のなりわいが、今も営まれている。

現在、「かまぼこ通り」として市民や観光客から広く親しまれているこれらの街並みは、東海道屈指の宿場であった小田原の名残を今に残し、相模湾で獲れる恵みを活かした水産加工品の製造・販売を通じて、往時の賑わいや風情、潮の匂い、行き交う人々の雑踏などと一体となって良好な環境を形成している。

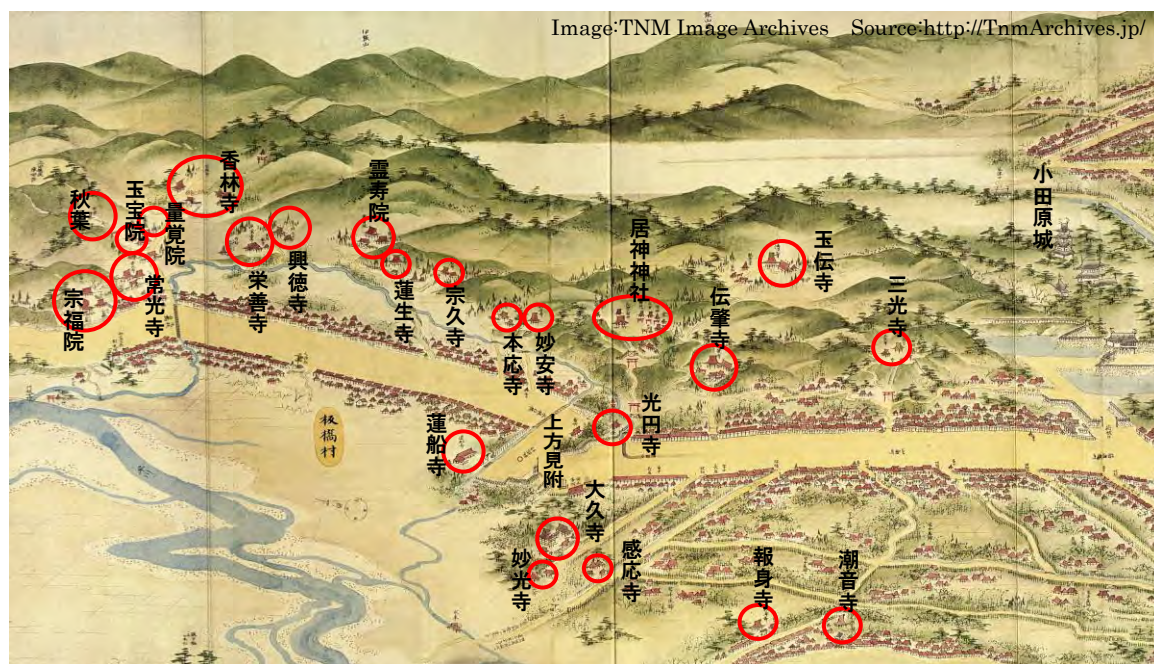
### 3 板橋地区周辺にみる歴史的風致

『新編相模国風土記稿』によると、小田原城下には、天正 18 年（1590）の豊臣秀吉による小田原攻め以前に建立され、又は再興された由緒を伝える社寺が 71 箇所（寺院 66 箇所、神社 5 箇所）記録されている。この中には、既に移転や廃院となった社寺も含まれているものの、これらの社寺の配置は、未開地や軍事的に重要な場所に計画的に配置され、当時の小田原の中心部に鎮座する松原神社などを除けば、小路や街裏、城北部、海岸線などの城域の周縁部に多く集積している。

さらに小田原には、早川かいぞうじの海蔵寺・久野そうせいじの総世寺とともに「小田原三寺」と呼ばれ、小田原北条氏から手厚い保護を受け、大久保氏や稲葉氏から寺地や山林が与えられるなどした「香林寺」や、春日局が中興開基し、自ら植えたと伝えられ東海道上方口の目印ともなった銀杏が今も残る「光円寺」、600 余の詩歌を作った北原白秋が、絶頂期であった大正 7 年（1918）に「みみずくの家」という小屋を境内に建てた「伝肇寺」など、特徴のある寺院が数多く残る。



香林寺山門（上）と光円寺の大銀杏（下）



東海道分間延絵図に見る板橋地区周辺の主な社寺の配置



これらの寺院では、古くから庶民によって信仰されてきた宗教行事や民俗行事が、現在もそれぞれの歴史を受け継ぎながら行われており、寺院とそこで行われる伝統的な行事が織りなす賑わいや寺院の閑静な佇まいの中に、地域に古くから伝わる歴史を感じることができる。

その中でも、板橋地区において「お地蔵さん」と地域の人々から親しまれ、現在、神奈川県重要文化財にも指定されている「宗福院地蔵堂」は、明治8年(1875)に谷津の慈眼寺より移築され、前面の裳階を吹放しの土間とし、正面中央の柱間を著しく大きくした黄檗宗仏殿の特徴をよく表している。なお、ここに奉られる地蔵像は、永禄12年(1569)に箱根の湯本茶屋観音坂の宇古道から移奉されたものである。



宗福院地蔵堂（神奈川県重要文化財）

宗福院は、箱根越えの無事などを祈願する東海道の霊場としても知られ、毎年正月と8月に板橋地蔵尊大祭が開催されているほか、新仏の供養を3年間(計6回)続けると、新仏が浄土に転生できると伝えられている。また、参拝時には亡くなった身内と瓜二つの人に出会うことができるとも伝えられており、大祭日には多くの善男善女で賑わう。

この大祭が行われるようになったのは、今から約400年も前のことと略縁起に記録されており、箱根の湯本茶屋から移建されてから数年後にはこうした行事が始まっていたと考えられている。

大正13年(1924)8月24日付の『横浜貿易新報』によれば、前年に発生した関東大震災後、夏の初めての地蔵尊大祭で、午前10時の段階で既に3,000人を超える参拝客があり、一日で1万人を超えると予想した小田原電鉄も臨時列車を増発するほどの人が集まったことが記録されている。



多くの人で賑わう板橋地蔵尊大祭（左：昭和53年、右：現在）

現在でも正月と8月の大祭日には、旧東海道筋に露店が立ち並び、多くの人々が板橋地蔵尊を訪れることが、この地域独特の風物詩となっている。

また、大久保忠世が小田原城主となった後、代々信仰してきた秋葉社を慶長元年(1596)に小田原城の鬼門除けとして板橋に勧請し、祀ったことが「秋葉山量覚院」の始まりとされている。ここでは、修験道の行者の修法や行が現在も山伏によって伝えられている。毎年12月6日に開催される火防は秋葉社の勧請当初から行われ、社殿内で火防祈願の後、境内に山積みされたお札やしめ飾りに火をつけ、その燃え上がる炎の中で山伏問答を行い、その後オキの上を渡る火渡りの神事が厳かに行われている。この神事後、無病息災を願う一般の人々による火渡りも行われている。



秋葉山火防祭（左：火渡りの様子（昭和39年）、右：火防祈願の様子（現在））

この宗福寺地蔵堂や秋葉山量覚院がある板橋地区は、小田原北条氏治世下において「大窪」と呼ばれ、村内東海道を横切るようにあった日本最古の上水道とされる「小田原用水」に板橋が架かっていたことから「板橋村」と名づけられた。

この村には、小田原北条氏の庇護の下、関東全域などから選び抜かれた職人達が集められ、社寺の造営や天守閣の建設などに従事していたと考えられている。また、板橋地区には、今もなお水を湛える小田原用水が流れ、そこでは豆腐店や畳店などの昔ながらのなりわいが残されている。



小田原用水の流れるまちなみ



下田豆腐店の作業風景

板橋地区周辺のもう一つの大きな特徴として、明治期以降相次いで建築された別荘や別邸などが数多く残されていることがある。

明治時代の文人・斎藤<sup>りょくう</sup>緑雨が病氣療養のために移り住んだ小田原を「海よし 山よし 天気よし」と評したように、眼前に相模湾を望み、背後に箱根連山を控えた温暖な気候や古くから交通の要衝であったことなどから、別荘地・保養地として政財界の有力者や文人などを惹き付け、別荘や別邸の多くは、小田原城総構の遺構と社寺地の間にあった区画の大きな土地に建築されていった。



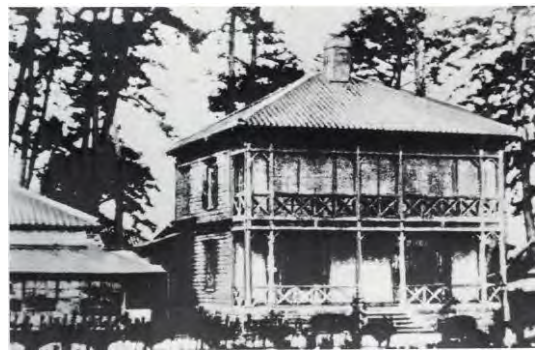
香林寺脇から古稀庵へ抜ける竹の小径

明治 20 年（1887）7 月に新橋・国府津間に鉄道が開通し、翌年 10 月には国府津から小田原を經由して湯本にいたる馬車鉄道が敷設されたことにより、小田原は近代化の歩みが進み、東京から箱根や熱海などの温泉へ入湯するために小田原を訪れる者が増加したことも、東京の在住者が小田原に別荘などを営む契機となった。



おうめいかん  
鷗盟館開業の園遊会

この時代の様子を『明治小田原町誌』で見ると、明治 21 年（1888）9 月 2 日の条に「鷗盟館<sup>おうめいかん</sup>を開業す。本館は東海道鉄道開通に依り交通の便利を來して随て京浜より來遊する者多きを加ふべきを以て其準備として有志相計り海岸に旅館を新設せるなり。」と記録されており、京浜地方の人々を目当てとした本格的な観光旅館が小田原に建設されたことがわかる。



滄浪閣

その後、明治 22 年（1889）には、初代内閣総理大臣・伊藤博文が父・重蔵の隠居地として小田原町緑 1 丁目 8 番地（現小田原市栄町）に居宅を建設し、さらに翌年には十字町 642 及び 643 番地に自らのための別邸を建築した。この



御用邸（明治 34 年）

別邸は滄浪閣と名づけられ、常宮・周宮両内親王が避寒のために滞在し、さらには明治31年（1898）7月に施行された「民法」全5編の原案を立案した「民法発祥の地」とされ、この滄浪閣の建設は小田原における明治期の有力者たちの別荘形成の契機として位置づけられた。

しかし、明治35年（1902）9月に小田原の浜を襲った大海嘯（高波）により、大きな被害を受けた小田原は、近代化や箱根・熱海への玄関口としての発展が一時頓挫した形となった。その後、明治30年代末から別荘形成の勢いは回復し、城内に御用邸、板橋地区周辺などの丘陵地には閑院宮別邸など多くの別荘・別宅が営まれるようになり、大正12年（1923）の関東大震災被災までの約20年間は小田原の別荘全盛時代となった。

この別荘全盛期に最も重要な役割を果たした者が、第9代内閣総理大臣・山縣有朋と三井物産の創設に関わった実業家・益田孝である。

山縣有朋は明治40年（1907）、70歳を迎えたことを契機に別邸「古稀庵」を営み、益田孝は大正3年（1914）から古稀庵の東に地を接して別邸「掃雲台」に移り住んだ。山縣有朋は古稀庵のために「山縣水道」といわれる、後に掃雲台や閑院宮別邸の飲料水としても利用された私設水道を設けた。山縣は元老としての権力を「小田原の大御所」として振るうようになり、益田は掃雲台の中に庵を立て、後に近代の茶人たちが小田原・箱根へ集まる契機となるなど、この二人の別邸建設は小田原における別荘形成や文化の醸成などの勢いを加速させる大きな要因であった。



古稀庵門

その後、古稀庵後方の高台に第23代内閣総理大臣・清浦奎吾の別荘として後に古稀庵に編入された数寄屋風の木造建築の別庵「皆春荘」や大倉財閥の設立者・大倉喜八郎の楼閣風な造りが特徴の別邸「共寿亭」（現在の山月）などが営まれた。また、第3代宮内大臣・田中光顕によって大正13年（1924）に純和風の木造2階建の別邸、昭和12年（1937）



老樺荘（松永安左工門居宅、国登録有形文化財）



清閑亭（黒田長成別邸、国登録有形文化財）

にはスペイン風様式による別邸（現在の小田原文学館本館及び別館、共に国登録有形文化財）が建てられ、雁行状平面で数寄屋風の黒田長成侯爵の別邸「清閑亭」（国登録有形文化財）や山縣有朋が作庭し自ら別荘の名も与えた山下汽船（現・商船三井）の創業者・山下亀三郎の別邸「對潮閣」<sup>たいちようかく</sup>なども建てられた。この他にも三好達治などの文人達も別荘・別宅などを構え、戦後も松永安左エ門、長谷川如是閑<sup>によ ぜんかん</sup>の邸宅など数多くの別荘が営まれた。

特に、松永安左エ門は、居宅「老櫨荘」を営むだけではなく、古材を用い、茶室も兼ねた田舎家「無住庵」<sup>むじゅうあん</sup>を造営、さらに昭和 34 年（1959）には自身が収集した古美術品等を展覧するための「松永記念館」を創建し、その翌年に収蔵庫の造営や庭園の整備を行うなど、近代の茶人として、また美術品コレクターとしても名を馳せ、その文化や歴史の面影は地区周辺に今もなお良好な歴史的景観として残されている。

『明治小田原町誌』において、明治維新前後には「傳肇寺以西は住家なし」<sup>でんぼうじ</sup>と言われた地域に山縣有朋、益田孝をはじめとして近代の元勳や財界人などの要人たちの別邸・別荘が建築され、また、近代の茶人文化の発信地となるなど、寺町として、そして職人町として栄えてきた板橋地区周辺の歴史に色を添える。

板橋地区周辺は、社寺仏閣や別邸・別荘などが今も数多く残され、小田原北条氏の時代から江戸、明治、大正、昭和とそれぞれの時代の歴史と伝統が重層的に折り重なった地域である。

この地域で行われる板橋地藏尊大祭や秋葉山火防祭など歴史ある行事、今も地域に息づくなりわいなどと地域に静かに佇む社寺仏閣や別邸等があいまって、良好な環境を形成している。



桜の花咲く西子海小路



#### 4 城下の伝統工芸にみる歴史的風致

小田原北条氏の領国が拡大され、その支配も強化されていく中で、鋳物師や大工、刀鍛冶などの職人達が来往するようになった。職人達の来往の契機は、氏綱による早雲寺や鎌倉鶴岡八幡宮などの社寺造営事業にあると言われている。特に天文元年（1532）から始まった鶴岡八幡宮の造営工事にあつては、小田原・鎌倉など領国下の職人衆だけではなく、京都や奈良など先進の技術を持った職人衆も参加し、そのまま小田原に定住する職人もいたほどである。

中央の職人たちの来往によって伝えられた先進技術は、小田原の職人技術に大きな影響を与え、後に茶湯釜「小田原天命<sup>てんみょう</sup>」や甲冑「小田原鉢」などの「小田原物」と呼ばれる数多くの武具・美術工芸品等が生み出され、小田原城下の工業活動は大きく伸展していった。

その小田原における伝統工芸の中で、小田原を代表するものの一つに「小田原漆器」がある。

この「小田原漆器」は、室町時代中期に箱根山中で入手できる木材を利用して、「ろくろ」による木地挽きが行われた、いわば小田原地方の木工技術の源流をなす椀や盆、皿などの挽物細工に漆を塗ったことがその始まりとされている。そして、北条氏康が塗師を城下に招いたことから小田原漆器が一層発展したとされ、江戸時代中期には実用漆器として継続的に江戸に出荷されるなど、東海道屈指の城下町、宿場町となった小田原の代表的な産物となった。



小田原漆器（摺漆塗、木地呂漆塗）



街道名物の箱根細工「挽物玩具 三十六玉子」

『東海道中膝栗毛』に、小田原を出て湯本に向かう途次「風祭近くなり弥次郎兵衛、人のあしにふめどたたけど箱根やま本堅地なる石だかのみち」と記されており、本堅地の塗り物細工が当時人気を博した滑稽本に取り上げられるほど、人気の土産品であったことがうかがえる。

この小田原漆器の大きな特徴は、その起源にもあるとおり、ろくろによる挽物技法をベースに発達してきたことにある。通常、漆器作りにおいて塗りが主役、木地作りが脇役となるところを、小田原では逆に木目がはっきり見え、木目の美しさを生かした透明な摺漆仕上げや木地呂漆仕上げが主流となっていることは小田原漆器の大きな特徴といえる。

小田原漆器に使われる椀や盆、皿などの挽物細工の生産は、小田原北条氏の領国下であった早川や畑宿（現・箱根町）で行われていた。このことは、『小田原領西筋村々高ノ帳』（寛永年間、1624年～1644年）に「七間 木ち引」とあり、また「木地挽」という地名も現存していること、弘治2年（1556）3月19日、北条氏康の時代に相模畑宿（現在の箱根町畑宿）の源左衛門などに対して、合器（挽物）の商売自由などの特権を与えた記録（北条家虎朱印状、相州文書）も残されていることなどからもわかる。

この挽物細工の生産地の一つである早川には、貞観年代（859～76年）に創建（本殿：18世紀末、社殿：大正6年）され、惟喬親王（文徳天皇の第1皇子）伝説が残り、木工業関係者に古くから崇拝されてきた「紀伊神社」が鎮座する。この紀伊神社は、明治維新までは木宮大権現などとも呼ばれており、「木の神」として崇められた祭神・五十猛命、木地挽（ろくろ師）の開発者としても伝えられる惟喬親王が祀られている。



紀伊神社社殿と社叢

紀伊神社は早川の外れに鎮座し、紀伊神社の社叢は、小田原市天然記念物に指定され、社殿南西側の残存自然林と境内に植えられた樹木とが渾然一体となっている。特に社殿前にあるクスノキは、市内最大級の老木となっていることなど大きな特徴がある。

神社縁起によると、祭神の一人である惟喬親王は、天安2年（858）に京の都を追われて伊豆に流罪となったが、途中嵐にあい国府津海岸に漂着し、早川庄に至ってこの地で没したといわれ、親王の付き人が木地を挽いて朝夕の奉仕の料にあてていたといわれている。



紀伊神社社室の木地椀

この紀伊神社では、6月に木産業界関係者を中心に「惟喬祭」という木地挽の祖とされる惟喬親王をお祀りする祭事が厳かに行われている。また、ここには室町時代に製造され、当時の木地挽業者たちが奉納したとされる木地椀が社室として保存されているなど、木地師の集落そして挽物細工の産地であった名残が今も色濃く残されている。



惟喬祭の様子



現在も早川地区や旧小田原城下などで行われる小田原漆器の製造は、歴史と伝統を連綿と受け継ぎながら地域に深く息づき、卓越したろくろ技術や木地作りの技術を持つ職人の技が、木目強調と堅牢性のある小田原漆器の伝統的ななりわいを支えている。

当時武家地であった林学小路にあり、元々は江戸時代の藩主大久保氏お抱えの槍の塗師をしていたが、明治20年（1887）に小田原漆器の製造販売店として創業した「石川漆器」では、その歴史と伝統的な技術が現在4代目に受け継がれている。

ここでは、原木から製品まで一貫しての製造が、関東大震災後（大正末～昭和初期）に再建された工房で行われ、そこには漆器の素となる国産のケヤキが整然と積み、木独特の香りが立ち込めている。

また、店舗兼ギャラリーにおいては、工房で製造されたばかりの美しい漆器や槍の塗師だったころの槍や道具類・写真等を展示するなど、訪れた人が小田原漆器の歴史や伝統を感じることでできる空間が形成されている。

この小田原漆器の他にも、小田原城下で育まれた伝統工芸は今も行われており、小田原北条氏の日用品である鍋や釜、火鉢から鉄砲や大筒などの軍事用品まで幅広く製造された「小田原鋳物」が残る。

さらに、江戸時代中期に小田原の提灯職人甚左衛門が考え出したと伝えられ、通常の提灯とは異なり、折りたたんでの携帯のしやすさ、雨や霧に対する丈夫さ、さらには大雄山最乗寺のご神木を一部材料に使用し、狐狸妖怪除けにもなると宣伝されるなど人気を博した「小田原提灯」も伝統的な工芸品のひとつとして、現在も残されている。

これら小田原城下で行われた漆器や鋳物などの伝統的な工芸産業は、城下町として、また宿場町として発達した小田原に住む人々の生活と密接につながりながら発展してき



石川漆器の店舗



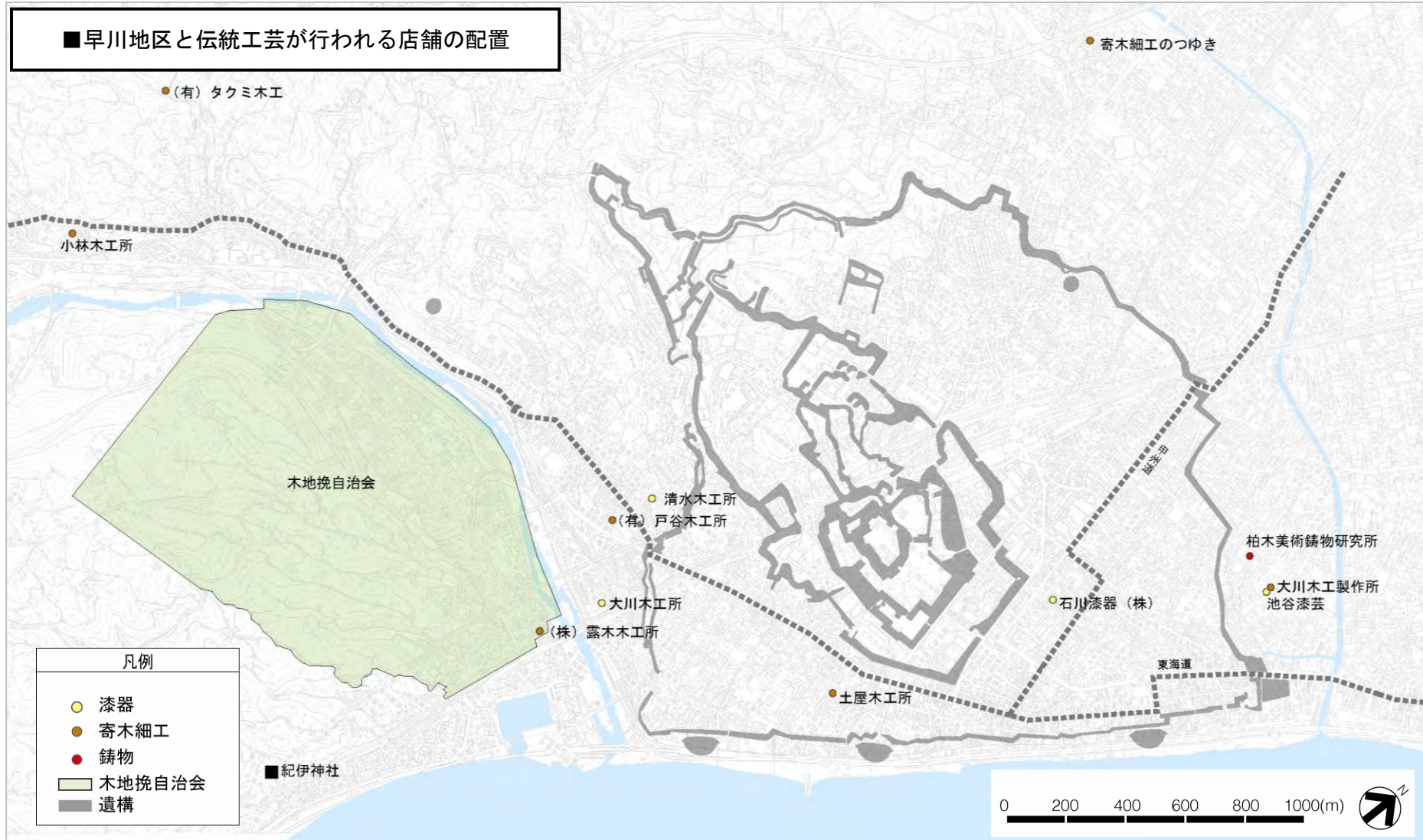
漆塗りの作業風景



小田原駅構内に設置された小田原提灯

たものである。これらの伝統工芸は、時代の変遷の影響を受けてはいるものの、現在も「小田原物」として人々に愛された当時の歴史・伝統を今に受け継ぎながら製造・販売が行われ、市民だけではなく観光客などからも喜ばれる産物となっている。旧城下で今も行われる伝統的な工芸産業は、歴史と伝統に裏打ちされた職人技とそれを求めて訪れる観光客などの賑わいなどと一体となって、良好な市街地の環境を形成している。

■ 早川地区と伝統工芸が行われる店舗の配置



## 5 梅の栽培にみる歴史的風致

小田原の伝統的な生産活動のひとつとして、「梅の栽培」があげられる。小田原において「梅」というと、曾我梅林を容易に想像するが、その昔は城の外郭をはじめ旧小田原町内に梅が植栽されていた。

『小田原<sup>あんないき</sup>按内記』(小西正寛、明治 29 年 (1896)) によれば、「○名称古蹟…(前略) 小峯の梅林は小田原城内西南部にあり、箱根口門の旧城門を入れれば二宮神社の西南に通ずる一路ありて<sup>こうぼう</sup>広袤十数町の梅林に至る…(中略)…四方の丘陵悉皆梅樹なれば、早春より芳香馥郁<sup>ふくいく</sup>として一の銀世界をなす…(後略)」とある。

また、『小田原近代百年史』(中野敬次郎、昭和 43 年 (1968)) には、この梅を見るために<sup>ばばこちょう</sup>馬場孤蝶が東京から小田原の斎藤緑雨を訪ね、緑雨の案内で小峯の梅花を觀賞したことが兩人の記録にあると記されており、小田原城下、小峯の梅林は明治中後期には観梅スポットとして多くの人々が訪れていた。

梅の栽培の起源は、市内の千代や中里の遺跡から、梅などの種子が出土していることから、弥生時代には既に梅が栽培されていたと考えられている。

小田原において、梅の栽培が急速に増加したのは、日露戦争後の明治 40 年 (1907) 以降である。軍需用保存食として、梅の需要が高まったことと、戦争記念事業として苗が配布されたことなどを要因として、小田原城付近の小峰や谷津、そして市の北東部に位置する曾我梅林を中心とした曾我地区などで集団的に梅の栽培がおこなわれた。そしてこの頃、白いご飯の真ん中に赤い梅干しをのせた「日の丸弁当」という呼び名が生まれたという。

現在、小田原における梅の栽培の中心地は、曾我梅林を中心とした曾我地区となっており、そこでは梅の実を利用した梅干や梅酒などの加工原料として年間約 700 トンが収穫され、市内の梅の約 7 割が集中する産地を形成している。



梅の花



大正初期の小峯梅園の観梅客



曾我梅林から富士山を望む

梅は中国原産の小高木で、中国でも「梅（メイ）」である。古事記や日本書紀に記載はないが、万葉集に 122 首の歌が見える。天平 2 年（730）正月におおとものたびと大伴旅人邸で梅花の宴が行われ、多くの歌が詠まれていることからこの頃にはかなり観梅の慣習が普及していたことが分かる。また、梅の花がよくほころぶ年は豊作になるといわれる。このように観梅や占いが行われてきた一方で、実を採って食用にする方法も進んできた。



青梅

小田原における梅干製造の歴史は、梅干に疲労回復や解毒効果など多くの効果があることから、小田原北条氏の時代に軍用として梅干作りを奨励したという説もあるが、『小田原市史（通史編・近世）』によると、梅栽培が急速に広まったのは近世後期の大久保忠真の時代と考えられている。これは文化 8 年（1811）に窮乏する藩財政の救済手段として国産物の奨励を図ったことや、文化・文政期以降、箱根越えをする旅行者が増加したことなどから、保存食糧や腐敗防止など梅干の効果を活用した商品化が進められ、宿内における梅の需要の増加に伴って、その生産加工が促進されたとみなされている。

また、嘉永 6 年（1853）に発生した大地震により、大きな被害にあった地域の家族に対して、急場をしのぐため梅干を下賜するなど、きゅうこうよう救荒用として梅干の生産を奨励することになった。小田原城下で栽培されていた梅は、幕末期になると生産拠点が曾我地区に移転していき、明治以降にその商品化が進んでいった。

小田原梅干に関する記録は、『新編相模国風土記稿』において、紫蘇に包んだ塩漬或いは青梅を粕漬した梅実が土産として挙げられ、また、『東海道中膝栗毛』において、小田原名物の梅漬（梅干）を客引きの口上にかけて「梅漬けの名物とてや留め女 口をすくして旅人を呼ぶ」と詠むなど、小田原の梅漬が地域の特産として紹介されている。



紫蘇巻き梅干

また、『神奈川縣誌』（明治 32 年（1899））に、小田原の産物として小田原梅干が挙げられており、ここでは「町内若クハ近郷ニ産スル、梅實ヲ採リ、之ヲ鹽漬トナシ、他方ニ輸出ス、又町内漬物ノ専業者アリ、鹽梅、又は紫蘇卷等ニシテ、店頭ニ之ヲ鬻ケリ」と記録

されており、明治期に小田原町内や近郷で栽培されている梅を用いて、梅干の製造・販売が行われていたことがわかる。

嘉永年間（1848～53年）、藩主大久保忠礼の料理人頭、御台所目付兼帯として仕えた小峰門弥は、明治4年（1871）に大久保氏から下賜された「沈流亭」という屋号の料亭を創業した。小田原の海の幸・山の幸を用いた料理の中でも、漬物や菓子の評判が特に良かったことから、それらの販売を行い、その後漬物製造とその販売を主とするようになった。その際、現在の屋号「ちん里う」と改められた。



欄干橋ちん里う

ここで製造されている梅干は、小田原産の梅と塩のみを使用する伝統的な製法によって製造されている。そして、その原料となる梅は、曾我梅林などで栽培されているものを使用し、梅干に加工している。

また、「ちん里う」では、創業当初に漬けられた梅干や様々な梅干の種が展示されている他、烏梅や梅干の黒焼きなどの珍しい食材の展示・販売が行われており、連綿と受け継がれる小田原の梅干製造の歴史や伝統、そしてその味を体感することができる。



店内に展示されている梅干など  
(欄干橋ちん里う)

小田原梅干の特徴は、肉質のなめらかさと皮の薄さにあり、その原料となる十郎という品種は実が大きく、種が小さいことから梅干用品種の最秀品とされている。小田原の梅干は、完熟した梅を一つ一つ丁寧に手もぎし、塩のみで漬け込み、梅雨が明けて晴天に恵まれる土用の頃に、カゴに並べて日差しと夜露を交互に当てる土用干しが伝統的に行われる。



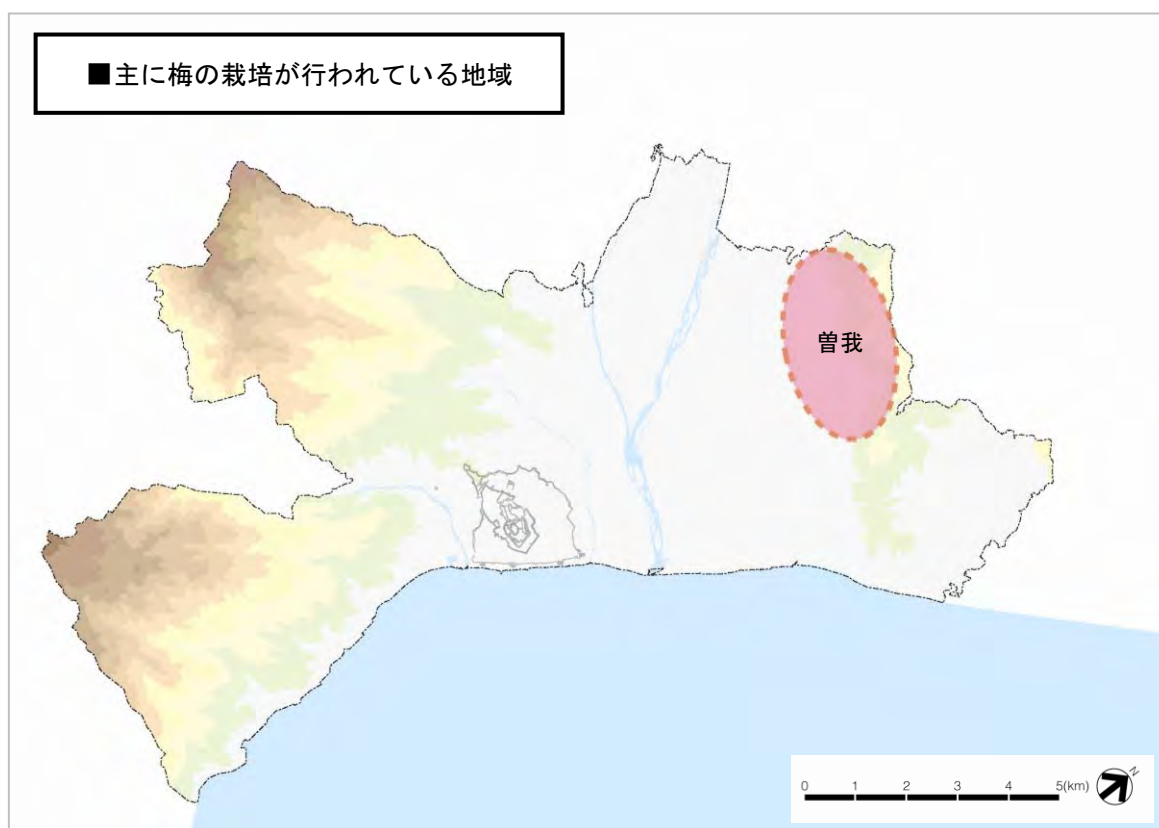
梅干の作業風景（昭和46年頃）

この時期には、曾我梅林を中心とした地区において、栽培農家が一斉に土用干しを行うことから、その作業風景や収穫された梅の実の芳醇な香りが、3万5千本あるといわれる曾我梅林の木々と一体となって、地域固有の良好な景観を形成し、さらには、こうした伝統的な製造方法において行われる小田原梅干の製造は、小田原を代表する伝統的な産業ともいえる。

このように曾我梅林周辺で行われている梅栽培とその実を用いた伝統的な梅干製造、市内で行われる梅干の販売は、梅林の木々と周辺の栽培農家で行われる製造の風景、梅の実から漂う香りと一体となって小田原固有の良好な環境を形成している。



手もぎによる梅の収穫



## 6 柑橘栽培にみる歴史的風致

梅の栽培と同様に、みかんを中心とする「柑橘栽培」も小田原の伝統的な生産活動として忘れることはできない。

柑橘の中でも特に温州みかんは、年平均気温が15度以上の沿海地が最適とされており、小田原はその北限に近く、比較的温暖な気候と富士山の火山灰を主として構成される水はけの良い土壌、市域南部を相模湾に面する地形といった恵まれた自然的条件を背景に小田原では、柑橘栽培が盛んになっていった。



柑橘園地から海を望む

柑橘栽培の起源は、平安時代中期に編纂された『延喜式』(平安時代中期)に相模国からえんぎしき柑子や橘などが貢納されていたことが記載されていることから、古代まで遡ることができる。

また、小田原地方における柑橘栽培の初見は、『駿河国正税帳』(天平10年(738))に「相模国進上橘子」と相模国からのにえ贄として橘子が登場し、また、『延喜式』に「諸国例貢御贄」として見える。このように小田原地方の国造が地域の産物を献上し、天皇や貴族の食卓にのぼっていたと考えられる。

『稲葉日記』の寛文元年(1661)の記述に、小田原のみかんは江戸時代初期より小田原藩内のかかなり広い範囲で栽培されていたことが記され、さらには『新編相模国風土記稿』に「密柑(前略)…、同下郡前川村の産を名品とす、其邊村々最多し、又同郡石橋・米神・江之浦…(中略)の邊にも産す」とあるなど、この頃には、小田原におけるみかんの産地化が進んでいたことがうかがえる。



国府津駅前中村屋松五郎商店でのみかんの箱詰(大正8年)  
(現在の株式会社しいの食品)

実際に、小田原のみかんが商品化されていくのは明治以降であり、『足柄下郡に於ける柑橘栽培業』(富樫常治)において、「交通の便少々開け其の需要次第に多きを加えたる片浦地方の如きは無益の山林多く殆ど放置せられたりしも柑橘栽培の結果利益少なからざるを見非常なる勢を以て開墾栽植され殊に明治十七年頃より二十三年頃に至り急激に膨張し日清戦争後一層盛大に趣き遂に今日の盛況を見るに至りしなり」と報告されており、明治20年(1887)の東海道鉄道、翌年の小田原馬車鉄道の開通がその契機となっ



たとえられる。

さらに、『小田原市史 年表』によれば、明治 25 年（1892）頃に下曾我村の長谷川勝五郎によって村内にみかん栽培が奨励され、6 年後の明治 31 年（1898）には収穫量が約 7 倍にも増加したとある。また、神奈川県史においても、明治 39 年（1906）に足柄下郡地方で大規模なみかんの植栽が始まったと記録されていることから、小田原地方においてみかん栽培が本格化していったと考えられる。



みかんの収穫（左：昭和 15 年、右：現在）

その後、戦争によるみかん生産の中断やみかんの価格下落による他品種への改植など、時代の変遷を経ながらもみかんをはじめとする柑橘栽培は現在も続けられ、みかんを中心とする柑橘全体の生産量は神奈川県内で常に上位に位置するなど、その栽培は小田原固有の自然的条件や地形、歴史を生かした伝統的な産業として今もなお行われている。

一方、そのみかんを用いた小田原を代表する商品に「冷凍みかん」や「網入りみかん」がある。現在は、みかん栽培地であれば、どこでもみかける商品ではあるが、その起源は小田原にある。



冷凍みかん

「網入りみかん」は、国府津の株式会社井上の先々代の社長が破れた漁網を漁師から譲り受け利用し、みかんを網の袋に入れて販売することが昭和 7 年（1932）に始まった。網入りみかんを木箱に入れて出荷したところ、中身が一目でわかり、また持ち運びも便利であったことから消費者から喜ばれた。

また「冷凍みかん」は、この株式会社井上の先代社長に冷凍食品に経験の深かった大洋漁業株式会社（現・株式会社マルハニチロ水産）が協力し、昭和 31 年（1956）に商品化された。その後、財団法人鉄道共済会を通じて、全国の国鉄の駅で販売され、上野駅を中心に北は北海道まで爆発的に販売され、現在は学校給食用に年間 1 千トンの生産が行われている。

この両者は共に小田原において、全国で初めて手掛けられた商品であり、破れた漁網を活用した網袋や水産関係の冷凍技術など古くから漁業が盛んであった小田原ならではの商品といえる。

小田原において、みかんが栽培されている地域は、主に丘陵地が多く、段々畑の園地が形成されていることが多い。この段々畑には、土壌流出を防ぐため石積みにより法面の保護が図られており、『小田原市史 自然編』によれば、早川・片浦地域の段々畑に用いられている石積みの石は、箱根外輪山の溶岩を用いているとされている。

また、古老の栽培農家の口伝では、関東大震災で崩落した石垣山一夜城の石垣の石を利用したとも伝えられ、同じく柑橘栽培が盛んな久野・荻窪等においては、溶結凝灰岩と呼ばれるやわらかい石で、久野の釜戸石とも呼ばれ、昭和30年頃まで採石されていたものが石積みにも用いられていると言われている。こうした小田原におけるみかんをはじめとする柑橘栽培は、市内各所で散見される独特の景観を持つ石積みの段々畑を中心に行われ、その生産量は県下でも有数の小田原の基幹作物である。段々畑の柑橘園地は、5月頃に咲くみかんの白い花々、収穫期にオレンジ色に色づく木々、その栽培に携わる人々の営みと一体となって、小田原固有の良好な環境を形成している。



柑橘園地の石積み

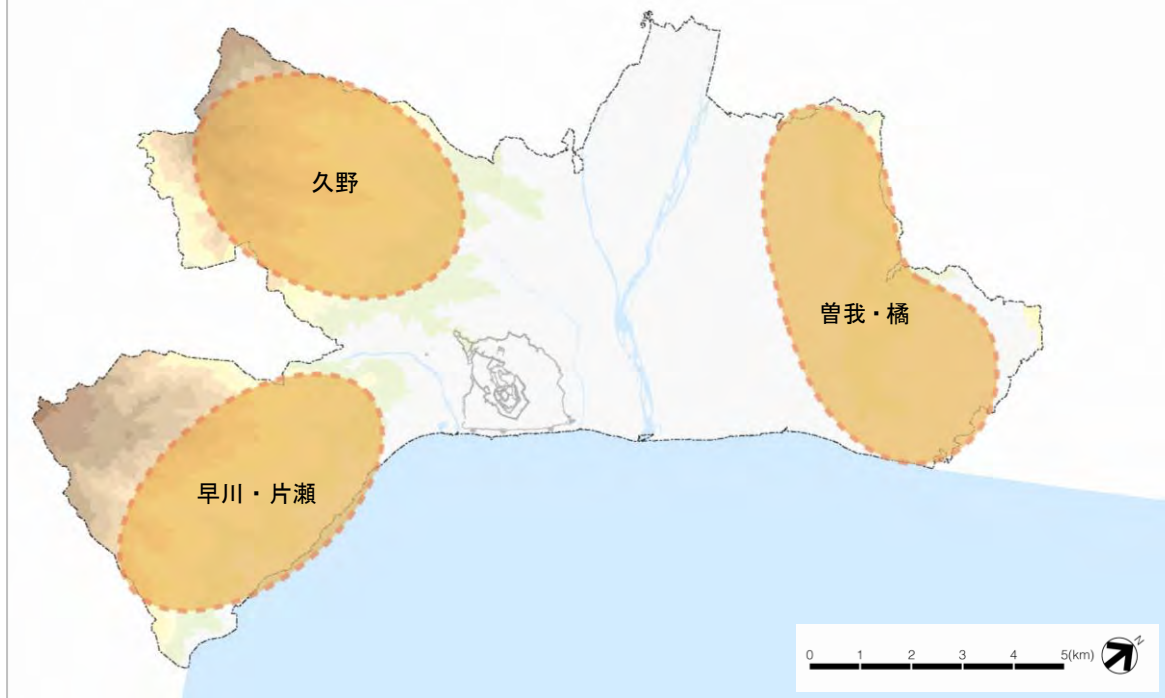


みかんの花



段々畑とおかめ桜

■主に柑橘栽培が行われている地域



### 第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する課題と基本方針

#### 1 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

##### (1) 歴史的風致の核となる建造物に関する課題

本市は、明治35年(1902)の大海嘯<sup>だいかいしょう</sup>(高波)や大正12年(1923)の関東大震災などの度重なる自然災害に加え、昭和20年(1945)の太平洋戦争終戦日未明に受けた空襲などによって、既に多くの歴史的価値の高い建造物が失われた。

また、民間が所有している商家や町家など、災害の難を逃れてきた建造物や災害後に再建された建造物についても、所有者の高齢化や後継者不足、維持管理費の負担が大きいことなどから、滅失や損傷が進んでいる状況にある。

このような中、本市では歴史的価値が特に高いと認められる建造物を積極的に取得する一方、民間が所有する建造物の主だったものについて、現状把握やその保存・活用に努めてきたところであるが、これまで総括的な調査や研究が十分ではなかったことから、市内にどの程度の建造物が残され、またその建造物がどのような状況におかれているかなどの全体像が把握できていない。

このため、歴史的建造物の滅失や損傷を防ぐ手立て、そしてこれらの建造物を効果的に活用していく方策が十分に講じられておらず、市民をはじめ小田原を訪れる観光客たちの認知度も低い。

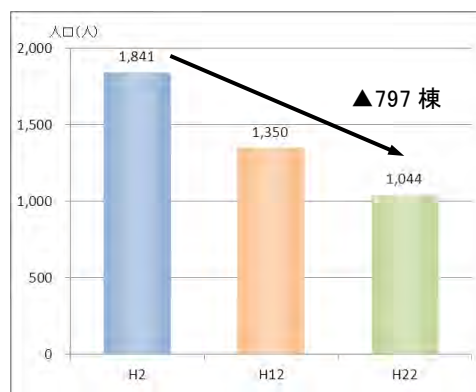
これらの現存する歴史的建造物の中には、その保存・活用を進めていくため用途の変更や増改築を行おうとする際には、一律の建築基準法の遡及適用を受け、本来必要な手当てが困難になるものも存在する。



大海嘯で押しつぶされた古新宿の家々  
(現在の浜町付近)



関東大震災により倒壊した洋風建築



関東大震災以前の建築物の推移  
平成22年1月1日現在 資産税課調  
※建築年月日不詳家屋は除く

## (2) 歴史的風致の残るまちなみに関する課題

戦国時代、関東最大の城下町として、また東海道随一の宿場町として栄えた本市には、江戸時代以来の町割りや旧東海道の風情など良好な市街地の環境が残され、特徴的な景観が形成されている。

しかし、小田原城総構に囲まれた旧城下、旧東海道や旧甲州道の沿道などでは、歴史的建造物が滅失した跡地が中高層マンションや駐車場として転用され、さらには周辺のまちなみと調和しない店舗や看板類の増加、電線や電柱による景観の阻害が見られ、旧城下・旧街道筋などの歴史的な景観が失われつつある。

また、起伏の多い地形である本市では、地域のシンボルである小田原城天守閣を小田原駅や総構の要所から望むことができ、さらに小田原城天守閣から海や山々の緑豊かな自然や市街地と一体となった良好な景観を見ることができ、建築物や工作物の色彩やその大きさによって眺望景観が阻害されている状況も見受けられる。

また、古くは武家居住地などであった比較的大きな区画を有した住宅地においては、相続や維持管理費の増大などに起因し、区画が細分化され宅地分譲されるなど、旧来の町割りを失いつつある地区も存在する。

一方、歴史的風致を構成する重要な要素である小田原城総構の遺構をはじめとする歴史的資源は、そもそもの施設規模が大きく、全体像を把握しにくいことに加え、その存在を確認できる部分が認識しづらい状況にある。また、まちなみの中に残る歴史的資源も「点」として存在していることから、歴史的資源をつなぐまちなみの連続性がなく、風情や佇まいを感じにくい状況にある。

さらに、まちなみの中に、市民や観光客が歴史的風致を感じながら休憩できる施設などが十分に整備されておらず、加えて、市内各所に設置されている案内板や説明板の統一性がなく、一部老朽化したものも存在することから、小田原の魅力が「面」として感じにくくなっている。



小田原駅から小田原城天守閣を望む



現在のかまぼこ通り



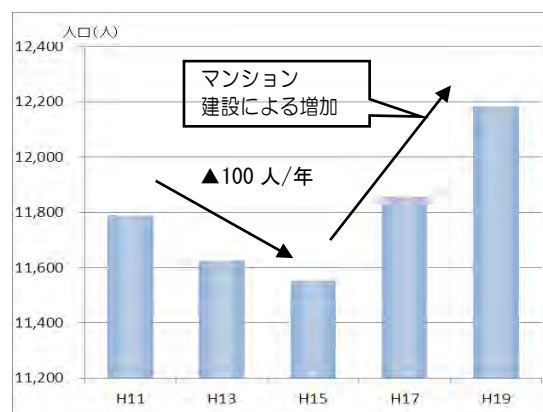
老朽化した案内板

### (3) 伝統的な産業や文化芸能に関する課題

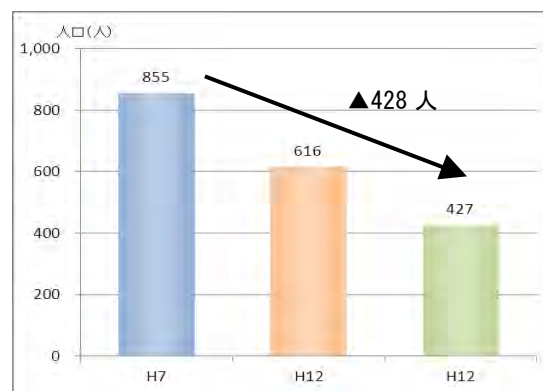
本市には、江戸時代から続けられている神輿渡御や板橋地蔵尊大祭などの伝統行事や小田原囃子や大漁木遣唄、国の重要無形民俗文化財に指定されている「相模人形芝居下中座」などの伝統芸能が地域に今も息づいている。

相模人形芝居下中座については、文化財保護法に基づく保護措置等が講じられているものの、神輿渡御や小田原囃子などの地域に根付いている伝統行事や芸能については、その担い手が減少しているだけでなく、マンション等の建設増加による人口増加等に伴い、地域コミュニティが希薄化するなどの様々な要因によって、その保存・継承に大きな課題がある。

さらには、本市を代表する特産品である小田原漆器をはじめとする伝統産業についても技術を受け継ぐ担い手が全体的に不足するなど、その維持と次世代への継承に大きな課題がみられる。



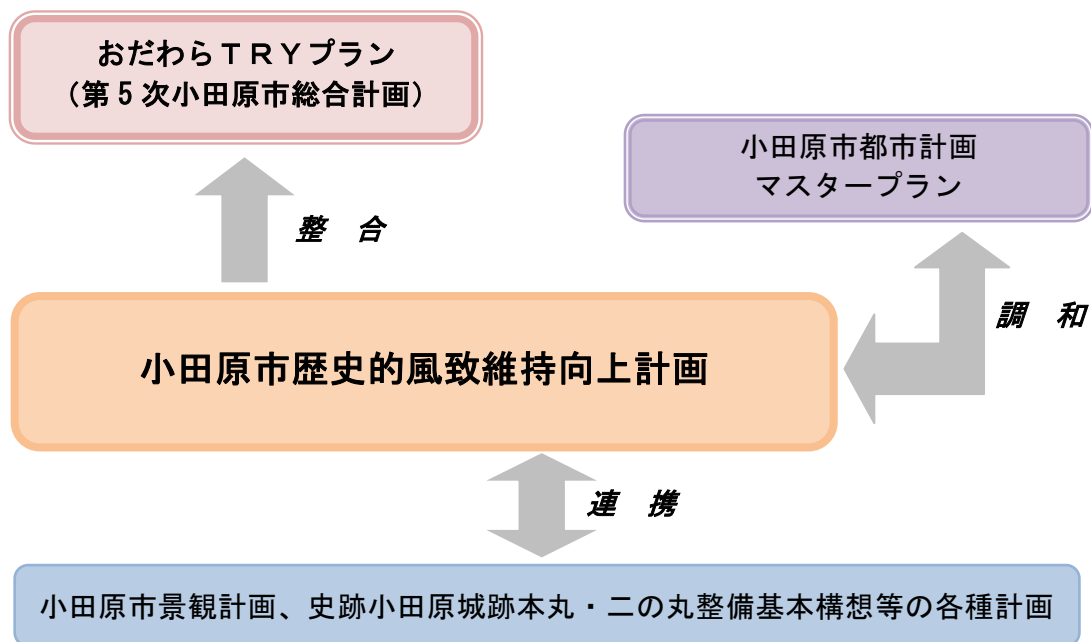
中心市街地の人口推移



木製品従業者数の推移

## 2 既存計画におけるまちづくりの方針

本市では、新たな総合計画「おだわらTRYプラン」が策定され、また、小田原市都市計画マスタープランも改定された。さらに、小田原市景観計画、史跡小田原城本丸・二の丸整備基本構想など小田原の歴史的風致の維持及び向上に関わりの深い計画も既に策定されている。これらの計画との整合や調和、連携を図り、小田原市固有の歴史的風致の維持及び向上を図るものとする。



小田原市歴史的風致維持向上計画と諸計画の関係

### (1) おだわらTRYプラン（第5次小田原市総合計画）

平成23年（2011）4月からスタートするおだわらTRYプランは、「新しい公共をつくる」、「豊かな地域資源を生かしきる」、「未来に向かって持続可能である」の新しい小田原への3つの命題を掲げ、市民の力・地域の力を核とした新しい公共により、小田原の豊かな地域資源を十全に生かしながら、持続可能なまちづくりを進め、「市民の力で未来を拓く希望のまち」をつくることとしている。

基本構想の中では、まちづくりの目標として「希望と活力あふれる小田原」及び「豊かな生活基盤のある小田原」が掲げられ、その中において、文化遺産の保存と活用、観光交流空間づくりの推進、地域に根ざした景観形成の促進など歴史的風致の維持及び向上に関わる施策が示されている。

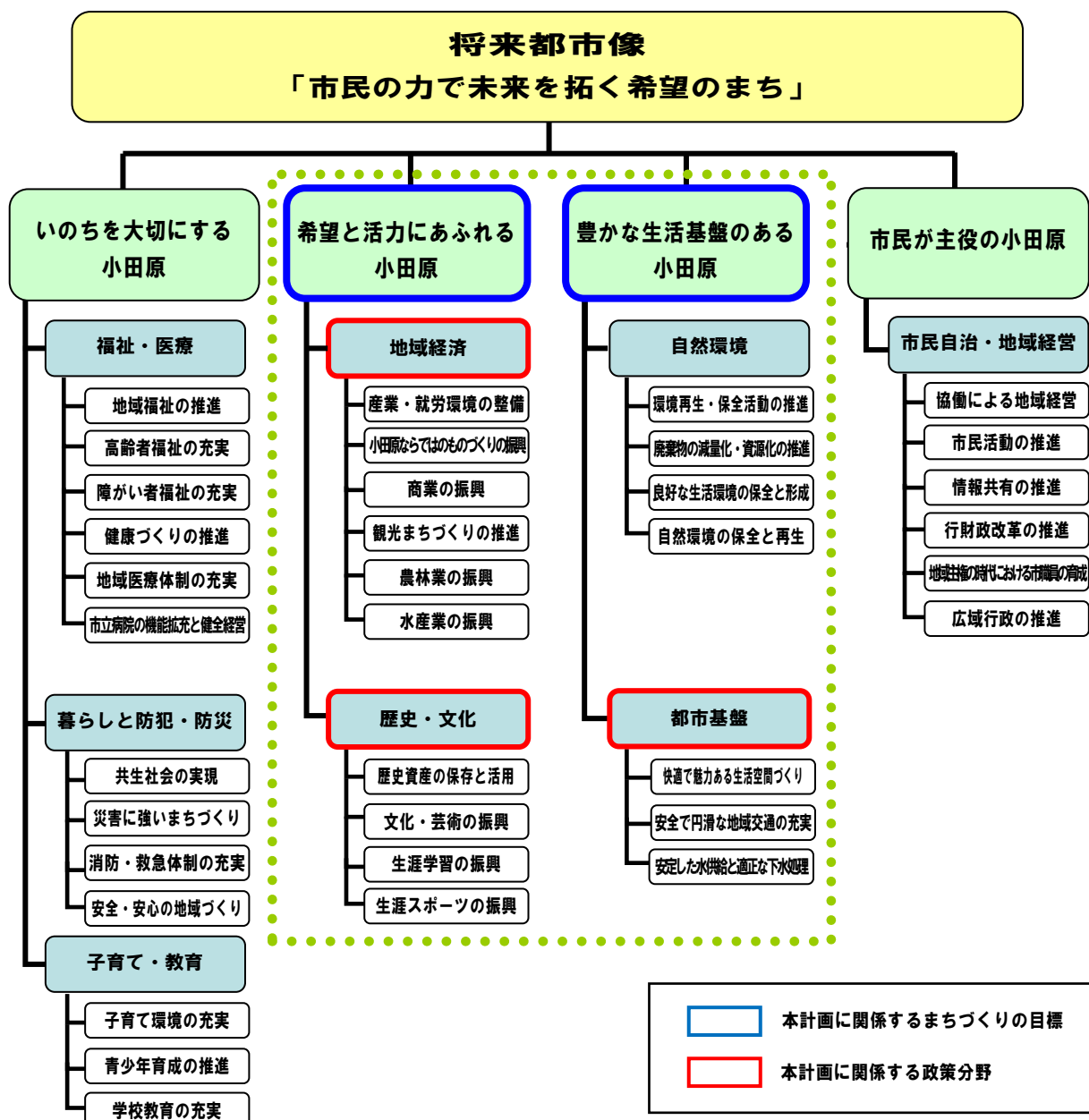
このようにおだわらTRYプランのまちづくりの目標との整合を図りながら、小田原市歴史的風致維持向上計画を策定するものである。

おだわらTRYプランの計画期間は以下のとおりである。

○基本構想の目標年次 平成34年度(2022)

○基本計画の計画期間 平成23年度(2011)～平成28年度(2016)

※基本構想の前期分となる6年間の計画。



おだわらTRYプランの計画体系



## (2) 小田原市都市計画マスタープラン

小田原市都市計画マスタープランにおいては、都市の目標像のひとつに「歴史と自然を生かし文化を育むまちづくり魅力と活力あふれるまち」を掲げ、小田原城や旧東海道を中心とした歴史的・文化的資源を保全・活用しながら、市民や来訪者にとって魅力ある街並みの形成を図ることとしている。

また、分野別方針の交通体系の整備方針において、自転車・歩行者ネットワークの整備を推進することとしている。

さらに、都市景観の形成方針においては、「歴史的・文化的資源を活用した景観形成」の中で文化財や歴史的建造物を活かしたまちづくりの方向性が示されている。

## (3) 小田原市景観計画

恵まれた自然環境や歴史的・文化的遺産、優れた交通条件をもつ本市には、この地に生活する人々、また訪れる人々の心に潤いとやすらぎを与える景観が市内の随所に形成されており、それら総体が小田原の景観を形づくっている。

こうしたことから、本市では、平成2年（1990）12月に「小田原市都市景観ガイドプラン」を、平成5年（1993）3月には「小田原市都市景観条例」を制定して景観形成を進める仕組みを構築し、全市を対象とした建築物や工作物の景観誘導に取り組んできた。

このような景観形成の取組みを継続させ、小田原のまちをさらに美しく、快適で個性豊かな都市に育て、次代に引き継いでいくため、平成17年（2005）に全国に先駆けて全市域を対象とした景観計画を定め、3つの理念のもと、それぞれの地域ごとに、その特性を踏まえて、本市の恵まれた環境を守り、育て、活かすことにより、市民はもとより来訪者に対しても良好な景観の形成を進めることとした。

### ▼景観形成の理念

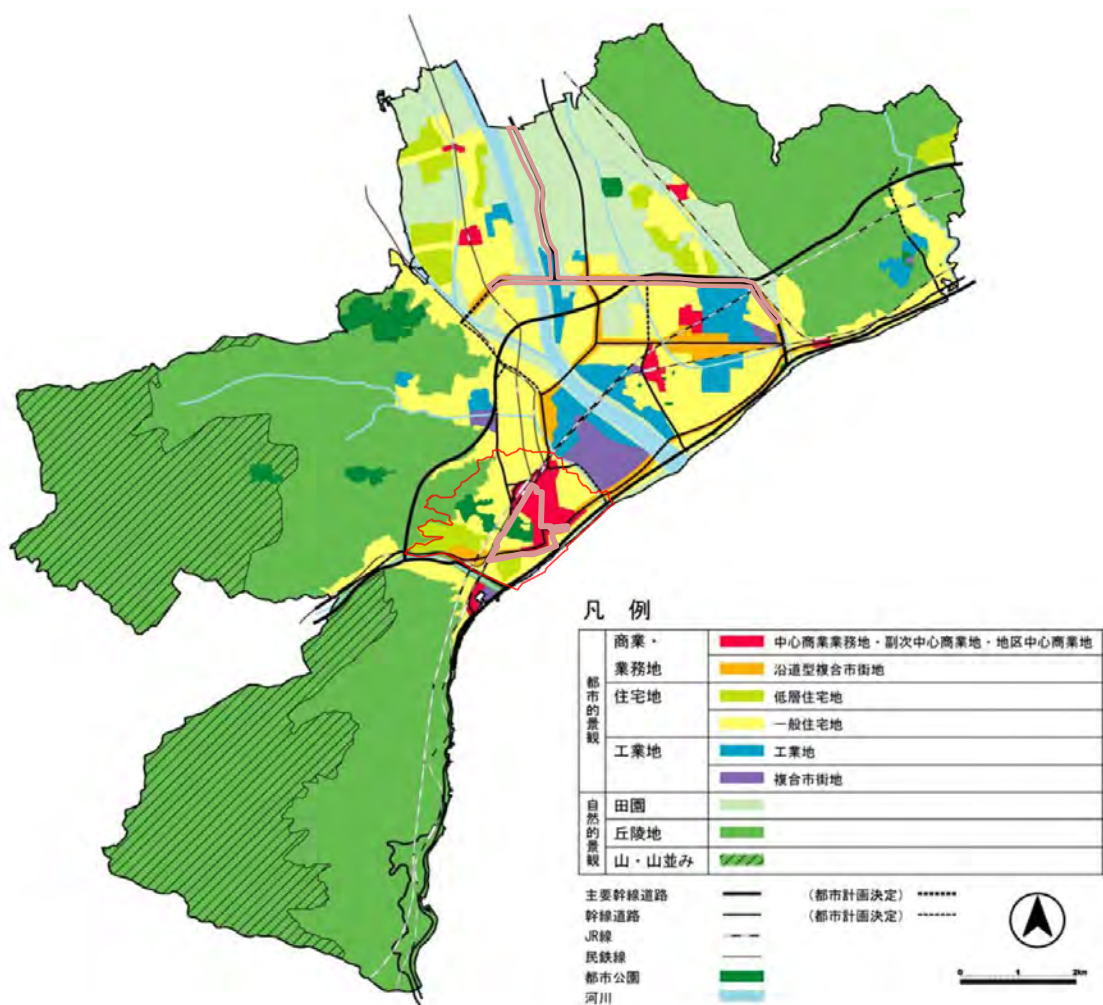
- 理念1 豊かな自然環境と調和した潤いとやすらぎのある景観の形成
- 理念2 歴史的、文化的資源を活用した落ち着きと風格がある景観の形成
- 理念3 活性化を促進する快適で魅力的な景観の形成。

景観形成の基本方針として「自然や歴史を守り、伝承する」を掲げ、その具体的な方針の共通事項においても「歴史的・文化的資源や印象的な風景を守る」とされ、本市の貴重な歴史的・文化的資源の適切な維持・保存と、その周辺における建築物等の形態・意匠への配慮をすることにより、歴史的・文化的空間を伝承するとしている。

さらに、本市の景観を類型別、構造別に捉え、そのうち構造別景観「大規模な緑地・

史跡その他文化財の周辺」において、「大規模な緑地や史跡その他文化財の周辺では、自然の潤いや歴史的な佇まいを生かすような空間の創出を図る」こととしている。

なお、小田原の有する貴重な特色が象徴的に現れ、良好な景観の形成が特に必要とされる区域については、本市の景観形成において先導的な役割を果たすと考えられることから、そうした地域を景観計画重点区域として位置づけ、積極的な取り組みを進めている。現在、小田原市の景観計画重点区域は拠点型3地区、軸型2地区の5地区が指定され、小田原城を中心とする城下町・宿場町の歴史やなりわいを感じることができる景観形成にむけた取り組みを進めている。



景観の類型・構造図

#### (4) 箱根・湯河原・熱海・あしがら観光圏整備計画

神奈川県西部に位置する本市は、富士・箱根・伊豆に連なる豊かな自然を背景に、歴史や文化などの地域資源に恵まれており、近隣の1市8町及び静岡県熱海市と一体的な生活圏を形成してきた。

この地域の観光関連事業者の割合も高く、横浜や鎌倉といった有名観光地を擁する神奈川県においても、県西部は特に観光産業が大きなウェイトを占めるエリアとなっている。

このような中、地域の資源や特性、課題などを踏まえ、概ね10年後に達成を目指す観光の将来像の一つに「1 多彩な資源を活かしたネットワーク型観光地の形成」を掲げ、観光圏域のブランドイメージの向上を図っていくこととしている。

本市は、観光圏域の主要な玄関口であり、東海道新幹線をはじめとする計5路線が乗り入れるターミナルとなっており、本計画における滞在促進地区にも設定されている。

#### (5) 史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想

国指定史跡小田原城跡のうち、現在その大半が小田原城址公園となっている本丸・二の丸部分については、平成5年（1993）に「史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想」を策定し、この基本構想に基づき整備を進めている。長期的展望に立って史跡環境にそぐわない諸施設の段階的な移転を図りつつ、発掘調査等により城郭遺構やこれらを取り巻く様々な要素の調査研究を進め、その成果を反映させて史跡環境の整備を進めることを基本方針としている。整備の方向性としては、改修を受け近世城郭に生まれ変わった小田原城の本丸・二の丸部分の特色が理解されやすくなるよう、曲輪取りの姿を明確にするための復元的整備を行うこととしている。なお、整備の年代設定については、城跡の遺構が保護されることに加え、比較的資料が豊富であるため、城として機能していた最後期である江戸末期を原則としている。

本基本構想に基づき、銅門、馬出門及び馬屋曲輪の整備が行われてきており、今後とも順次整備を行っていく予定である。しかしその一方で、基本構想が策定されてから18年が経過し、施設移転と整備が進展する一方、植栽や都市公園の視点なども十分に配慮したゾーニングが求められるようになってきており、現在基本構想の見直し作業を行う準備を進めているところである。

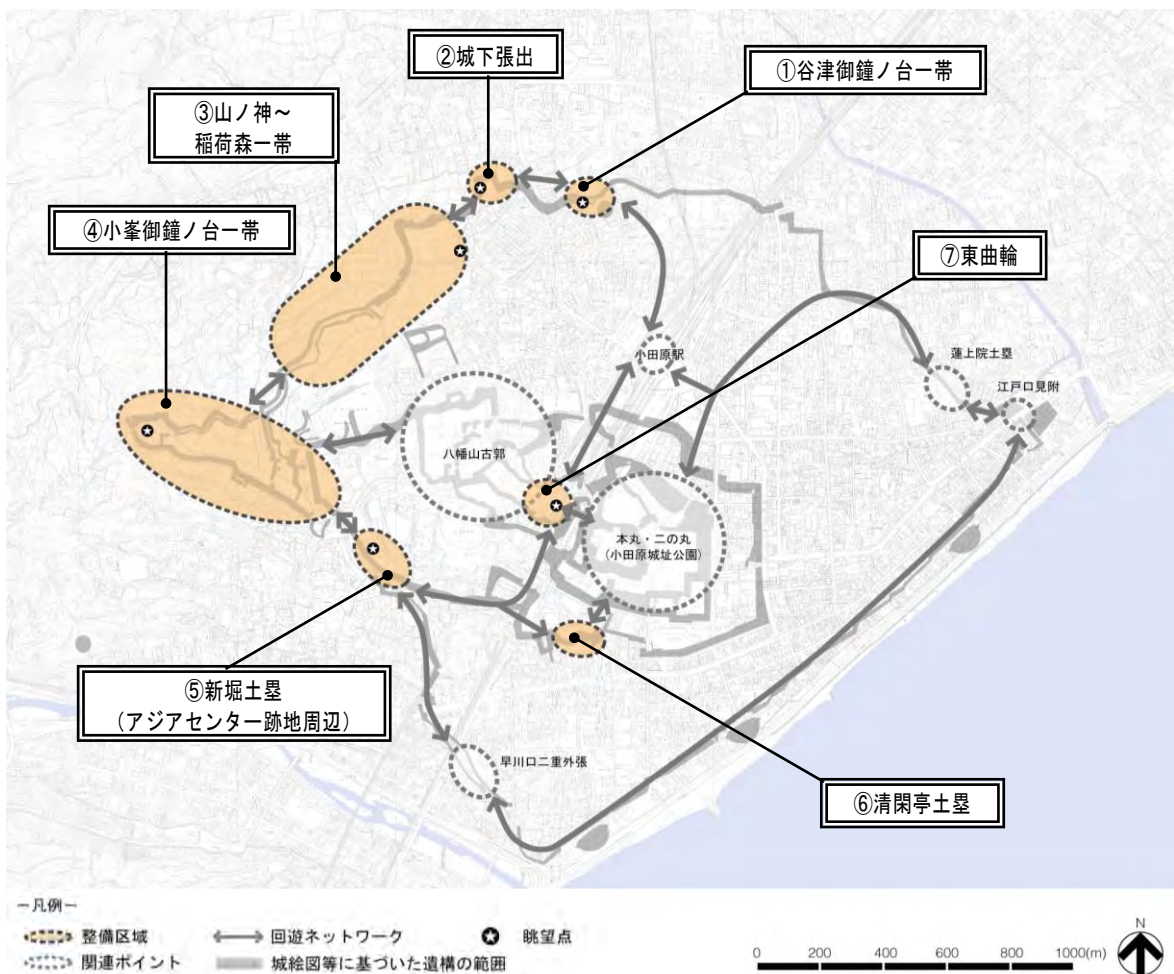
今後は、本丸・二の丸の周辺区域における様々な取組みとの連携を視野に入れながら、良好な史跡環境の形成に努めていく必要がある。

## (6) 史跡小田原城跡八幡山古郭・総構保存管理計画

国指定史跡小田原城跡のうち、戦国時代の遺構が良好に残されている八幡山古郭及び総構部分については、平成22年3月に、史跡指定地とその周辺部分を対象とした「史跡小田原城跡八幡山古郭・総構保存管理計画」を策定した。これは、昭和51年・55年に策定された保存管理計画を基本として、現状にあわせて大幅な改定を行うとともに、整備活用していくための方向性を示したものである。

この中では、遺構そのものの特性把握に加え、保存状態などの現況を踏まえた評価を地点ごとに行うとともに、遺構が周辺の自然地形を利用しながら築かれていることにも着目し、遺構及びその周辺を含む範囲を対象に段階的な保全域を設定するなど、エリアごとの保存管理の方針を定めている。

また、整備活用については、整備の方向性を示すとともに、公有地化が進んでいる7箇所の遺構群を対象として、これらが相互に連携した具体的な整備活用のイメージを示している。



7箇所の整備区域図

### 3 歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針

歴史的風致の維持及び向上に関する課題と既存計画のまちづくり方針を踏まえて本計画の基本方針を以下のとおり定める。

#### (1) 歴史的風致の核となる建造物の保存・活用の推進

歴史的風致の核となる建造物のうち、既に文化財の指定などの措置が講じられているものについては、引き続き文化財保護法等に基づき適切な保護措置を講じるとともに、積極的な活用を推進する。また、歴史的風致の核となる未指定の建造物については、本計画に基づく歴史的風致形成建造物の指定を行うことにより、建造物の滅失防止や修理等に対する支援、必要に応じた文化財指定を行うなどの保護措置を講じ、あわせて建造物の積極的な活用を推進する。

加えて、これまで市が把握できていなかった歴史的建造物をはじめ、歴史的風致を構成する文化財等の総合的な調査の実施やその調査に基づく価値付け、その他必要な保存・管理及び積極的な活用方策を検討、市民や観光客への広報を図る。

さらに、歴史的建造物の保存・活用にあたって、建築基準法の適用除外を受ける市条例の策定等を検討し、建造物の文化的・歴史的価値が損なわれることのないよう努める。

#### (2) 歴史的風致の残るまちなみの環境整備の推進

旧城下や旧街道筋など歴史の面影が色濃く残る地区などについて、地域住民の理解と協力を得ながら、まちなみの環境整備を進めるとともに、道路や周辺環境についても、本市の持つ歴史や伝統に配慮し、景観を阻害する要因の修景や除却などの整備を進めていく。

また、本市は既に景観条例や屋外広告物条例に基づく良好な景観形成に向けた取り組みを進めているが、歴史的な景観の重要性や大切さなど市民意識の醸成をより一層進めるとともに維持向上に向けた啓発を進める。

さらに、歴史的風致を形成する建造物をつなぐ周遊ルート上の案内板・説明板を更新し、本市の歴史的な景観に配慮したものとするとともに、休憩スペースを設けるなど、観光客や市民に分かりやすく散策しやすい環境の整備を進める。また、案内マップ等の作成に取り組み、市内の観光客等の回遊性向上に努める。

### (3) 歴史・伝統を反映した人々の活動に対する支援

小田原に受け継がれてきた貴重な歴史的・文化的資源である祭礼や芸能、蒲鉾などの練物や漆器などの地場産業は、地域に対する愛着と誇りを育み、本市固有の風情を醸し出している。

現在も行われているこうした地場産業や地域の伝統行事や芸能などが織りなす良好な風情を後世に確実に継承するため、その普及と啓発に努める。

また、担い手となる後継者の育成、地域コミュニティの維持など歴史的・文化的な活動の土台となる環境整備を進める。

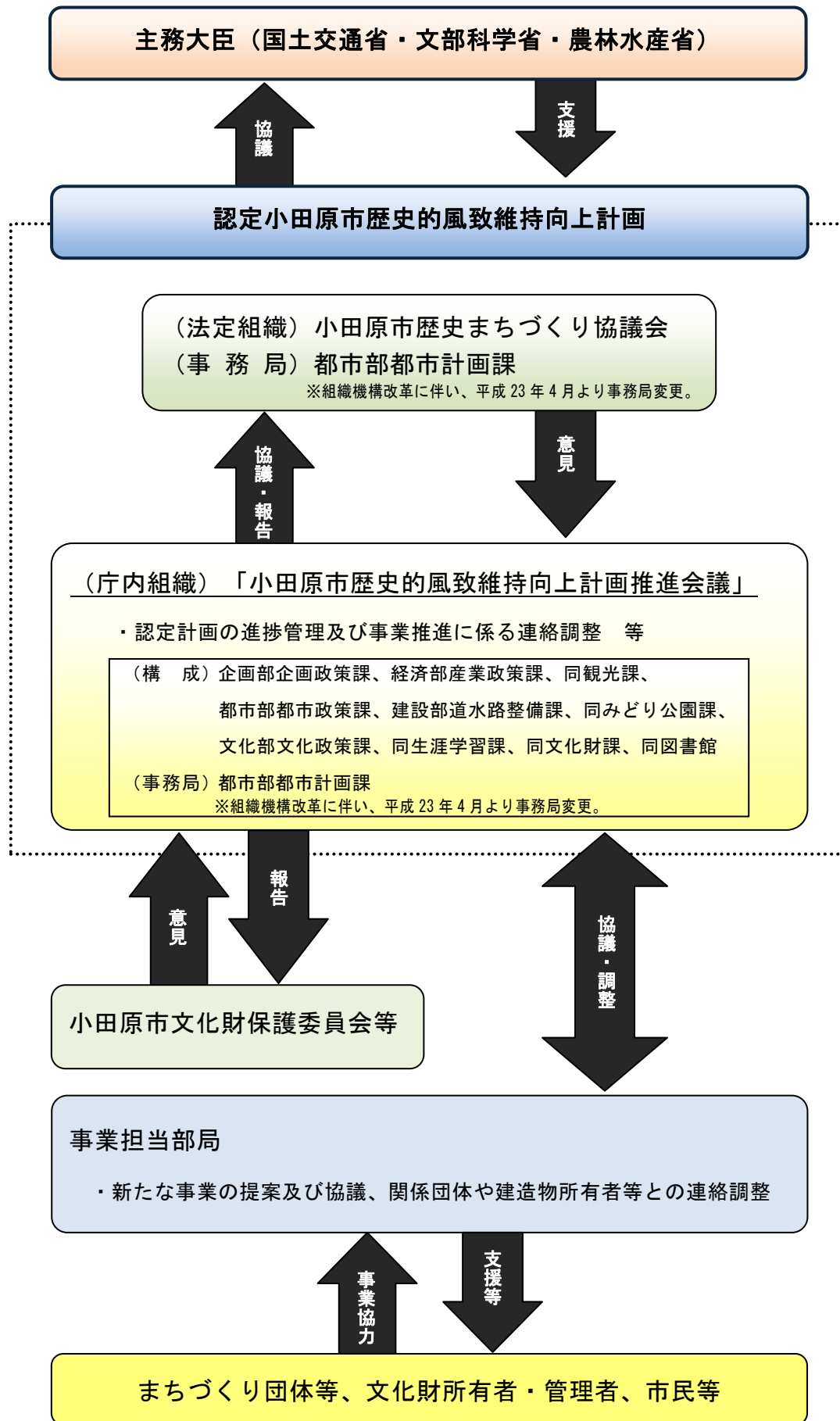
## 4 計画の実施方法及び実施体制

本計画の実施にあたっては、これまで計画策定に関する検討組織であった「小田原市歴史的風致維持向上計画策定検討会」を「小田原市歴史的風致維持向上計画推進会議」に改編し、行政内部における計画の進捗管理、連絡調整を行うこととする。その取りまとめについては、事務局となる都市部都市計画課と計画に関係の深い文化部文化財課が連携するとともに、関係部局が協調して取り組むこととし、都市整備・景観・文化財・観光等の分野が横断的かつ効果的な取り組みが行えるような仕組みとする。

さらに、本市の歴史的風致の維持及び向上に資する事業の追加など計画変更に関わる検討事項がある場合や、事業実施に係る懸案事項等がある場合には、「小田原市歴史まちづくり協議会」において協議し、計画の推進にあたり、必要に応じて「小田原市文化財保護委員会」にて協議・報告し、意見を求めるものとする。

事業の実施にあたっては、事業担当課が関係団体や個人と連携し、国や神奈川県などの関係機関と協議しながら事業を実施することとする。

また、計画の変更については、都市部都市計画課及び文化部文化財課が中心となっ  
て行い、計画推進の法定組織である「小田原市歴史まちづくり協議会」における協議、パブリックコメントによる市民意見の募集等を行い、変更計画を決定し、3省（国土交通省、文部科学省、農林水産省）への変更認定申請を行うこととする。



「小田原市歴史的風致維持向上計画」の実施体制図

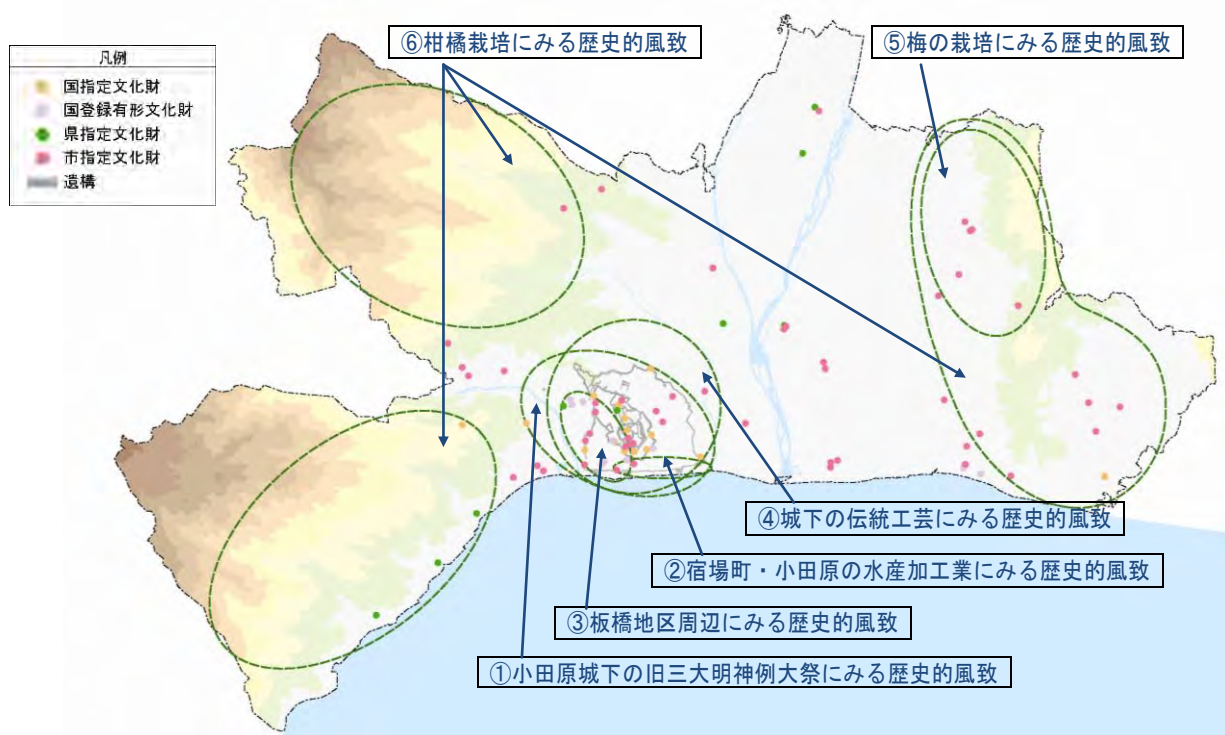
## 第4章 重点区域の位置及び区域

### 1 重点区域設定の考え方

本計画における重点区域は、その区域内に国指定文化財をはじめとする文化財が数多く集積し、そこで行われる歴史や伝統を反映した人々の活動が現在も継続的に行われている良好な市街地の中でも、特に歴史的風致を構成する文化財や人々の活動の維持、発展に寄与する施策を一体的に推進することが必要な区域を設定する。

本市には、天下の陰・箱根を控えた宿場町として、また城下町として栄えた小田原城を中心に、江戸時代からの町割りを今に残す市街地や由緒ある社寺や昔ながらのなりわいが行われる建造物、近現代の政財界の要人たちの別邸・別荘などの歴史的建造物が所在し、そこでは江戸時代前後から続く神輿渡御、神輿には欠かせないお囃子や木遣り、蒲鉾や小田原漆器などの伝統産業や梅、みかんの栽培などの伝統的ななりわいなどの人々の活動が営まれている。

これらの歴史的風致については、文化財保護法に基づく保護措置、都市計画法や景観法、屋外広告物法に基づく規制、その他多種多様な施策によって、これまでもその維持向上を図ってきたところではあるが、往時のなりわいや文化を今に体験できる歴史的な建造物の減少と変化、少子高齢化などに伴う地域コミュニティの衰退、伝統産業や伝統文化の後継者不足などにより、本市固有の歴史的風致が徐々にではあるものの失われつつある。



小田原市歴史的風致総括図



このため本計画において、これらの課題を解決し、今残されている歴史的風致を守り育て、次世代へ伝えていくために、本市のシンボルである小田原城を中心として、小田原城下を構成する総構に板橋地区周辺を加えた範囲を重点区域に設定し、歴史的風致の維持及び向上を図るものとする。

## 2 重点区域の位置及び区域

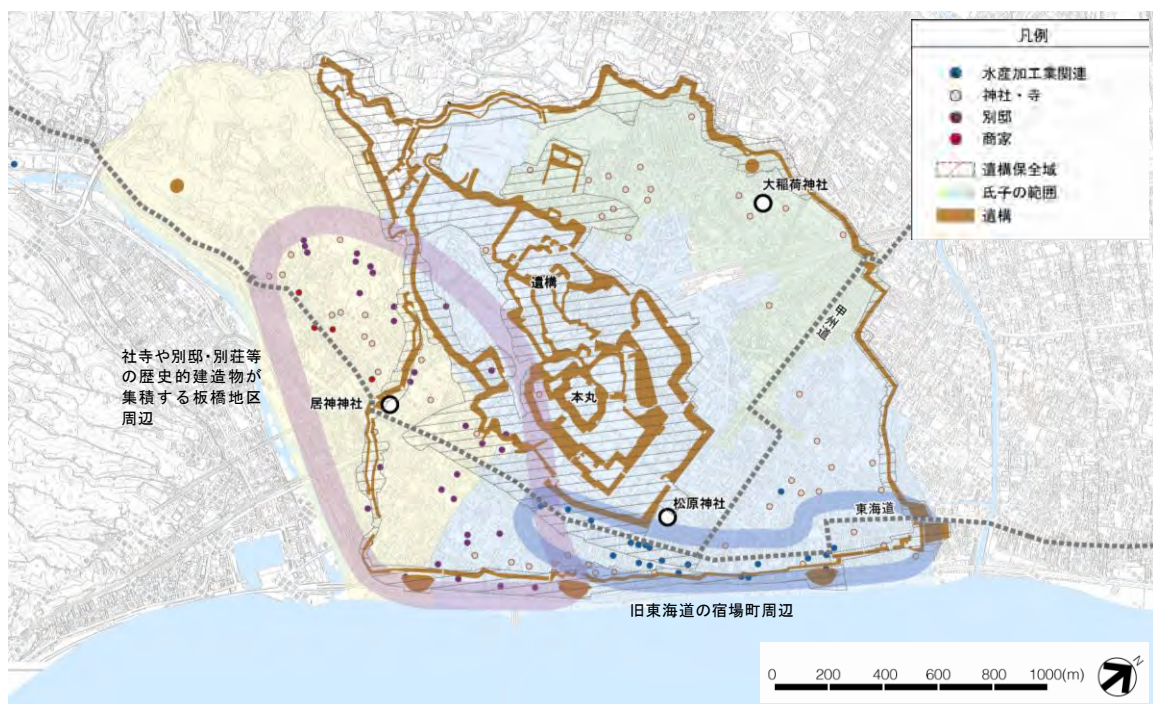
### (1) 重点区域の位置

重点区域の位置は、神輿渡御や水産加工業などの歴史と伝統を反映した活動が今もなお展開される小田原城下一帯と小田原城下の延長として職人町が形成され、社寺や別邸・別荘などの建造物が含まれる範囲を基本として設定する。

重点区域は、小田原城を中心として、中世期最大の城郭遺構として築造された「小田原城総構」の範囲を基本とし、遺構と一体となった土地利用が想定される範囲として位置付けられている「遺構保全域」を加え、さらには商家や町家、社寺等の歴史的建造物が集積する「旧東海道の宿場町周辺」及び「板橋地区周辺」を含むものとする。

- ① 小田原城総構に遺構保全域\*を加えた範囲
- ② 蒲鉾などの水産加工業に関わる店舗が集積する旧東海道の宿場町周辺
- ③ 社寺や別邸・別荘等の歴史的建造物が集積する板橋地区周辺

※「史跡小田原城跡八幡山古郭・総構保存管理計画」において、史跡として既に指定されている部分又は遺構の存在が推定される範囲、及び遺構と一体となった土地利用が想定される範囲



歴史的風致の構成要素の分布

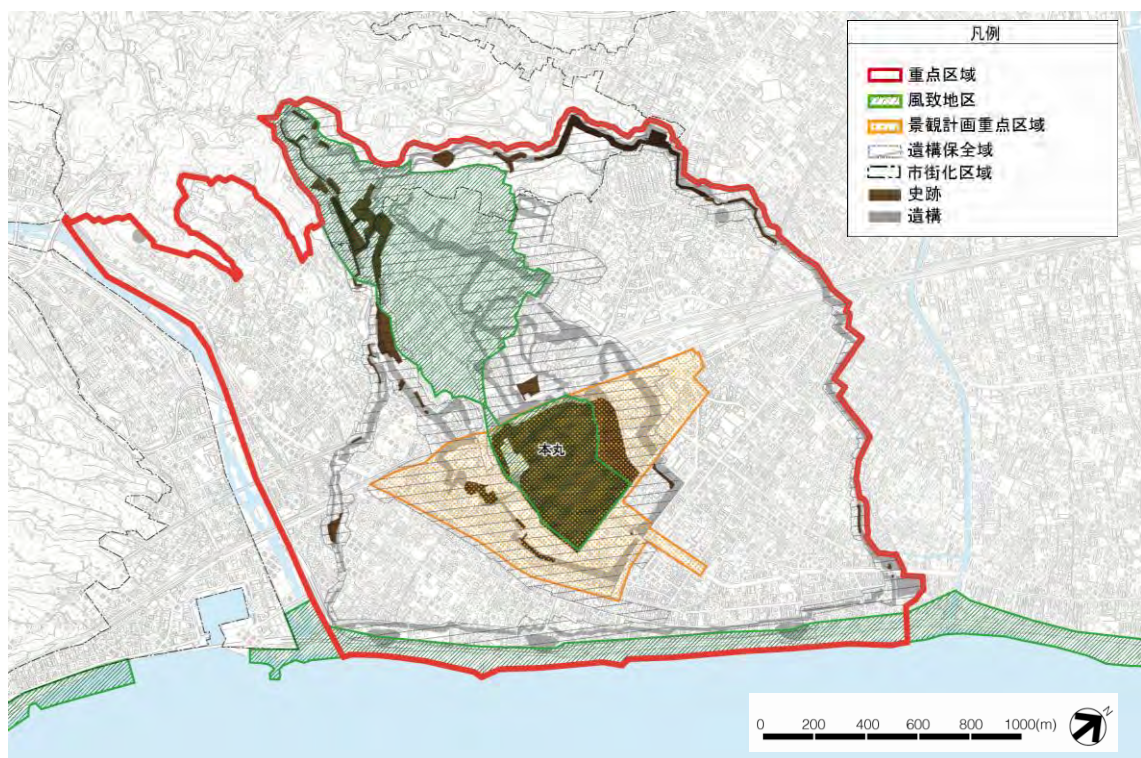
## (2) 重点区域の区域

重点区域の名称及び面積は、以下のとおりである。

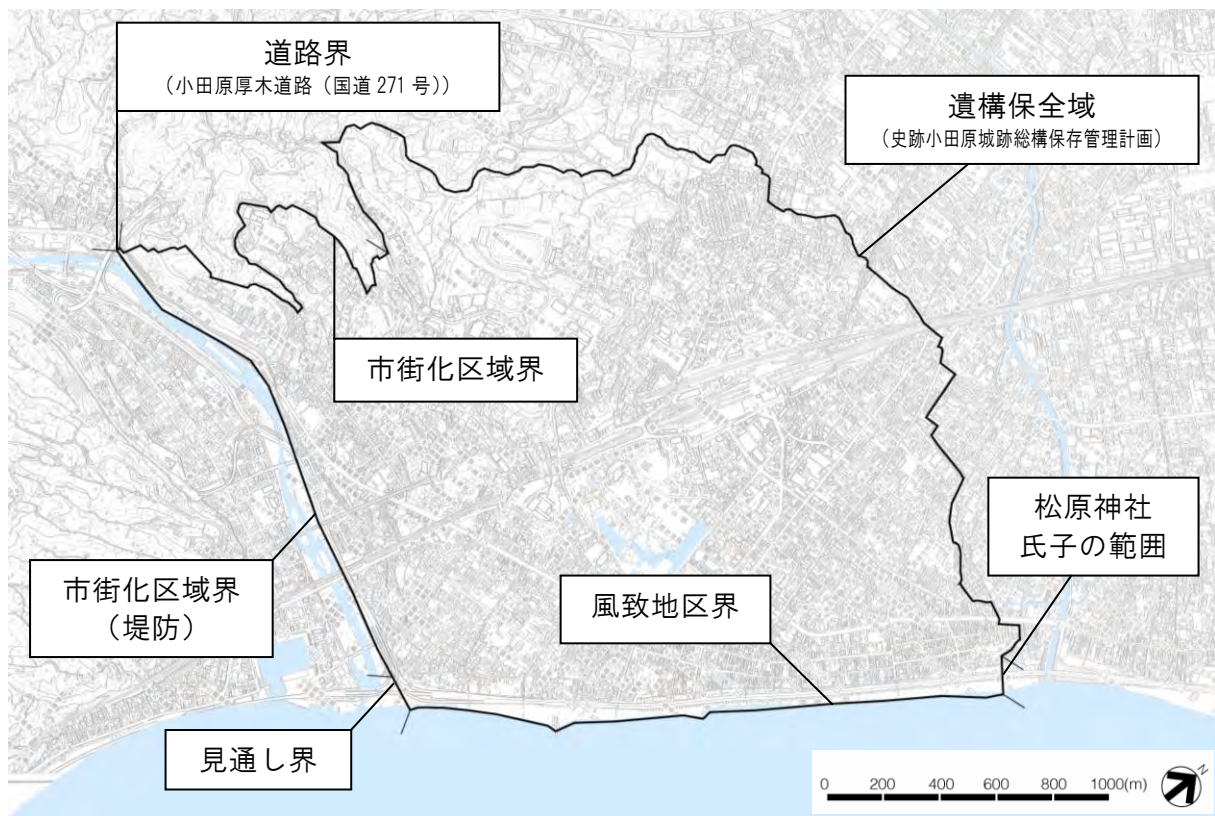
名称 小田原城城下町区域

面積 約 420ha

重点区域の区域は、本計画における事業を効果的に推進し、これまで小田原の良好な景観形成を図るために行われてきた小田原市景観条例や景観計画、屋外広告物条例に基づく規制等や史跡小田原城跡八幡山古郭・総構保存管理計画をはじめとする文化財関係の諸計画との連携を図り、旧三大明神の氏子の範囲及び小田原城総構を軸とし、まちなみの連続性が認められる市街化区域界や海岸線などの地形地物や他法令に基づく区域界などで境界を設定するものとする。



重点区域の設定根拠



重点区域の境界

### 3 重点区域の歴史的風致の維持及び向上の効果

重点区域は、本市の維持及び向上すべき歴史的風致の中でも、特に代表的な旧三大明神の神輿渡御や蒲鉾などの水産加工業、旧東海道筋の社寺と別邸の織りなすまちなみなどが残る地域を含む区域であり、小田原のシンボルとして認知されている小田原城を中心とする区域である。

重点区域内において、歴史的風致の維持及び向上に寄与する施策を重点的かつ一体的に推進し、歴史的建造物や伝統文化などの保存・活用、歴史的景観等に配慮した市街地の環境整備などを図ることにより、市民をはじめ小田原を訪れる観光客などの歴史的風致への認識や愛着が深まるだけでなく、小田原固有の風情が多くの人に伝播し、歴史的建造物や伝統文化の継承や人々の交流人口の拡大や観光振興などの多方面にわたる効果が期待されるものである。

なお、この重点区域には、本市が先進的に取り組んできた色彩や屋外広告物等に関する景観施策に基づいた「景観計画重点区域」が含まれており、今後本計画の推進と連動しながら、景観計画重点区域等の充実に努めることにより、効果的に歴史的風致の維持及び向上を図ることが可能である。

## 4 良好な景観の形成に関する施策との連携

### (1) 都市計画との連携

本計画における重点区域はすべて都市計画区域内であり、北側の総構の一部が市街化調整区域に指定されている以外は全て市街化区域内にある。また、総構の丘陵部を中心とする城山地区や小田原城の三の丸地区、相模湾に面した海岸地区の一部は、風致地区に指定されている。さらに、江戸時代の大手筋に当たり、お堀に面した三の丸地区では、地区計画によって、遊戯施設や風俗施設等の立地を規制し、三の丸地区にふさわしい土地利用を誘導している。なお、都市計画道路については、「小田原市都市計画道路見直しの基本方針」に基づいた見直しも進められている。

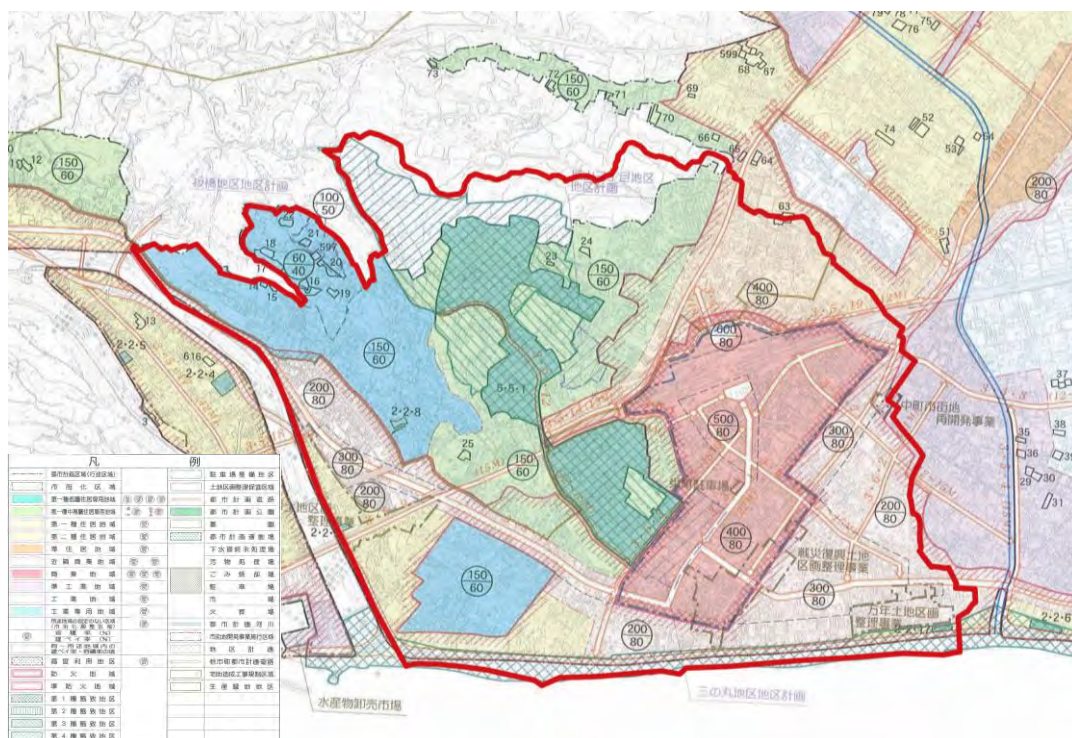
市街化区域内（用途地域で建築物の高さ制限 10m を定めている第 1 種低層住居専用地域を除く）は、全て建築物の最高限度を定めた高度地区を決定しており、重点区域のうち八幡山古郭の住宅地は、第一種高度地区として 12m の制限を行い、二の丸に面したお堀端通り（市道 0003）東側沿道については、道路からの距離に応じた斜線制限を設け、景観形成に配慮している。

なお、総合設計制度を用いる場合、高度地区の適用を緩和する規定があるが、小田原駅周辺地区については、小田原城天守閣の標高（68.3m）を緩和の最高限度とするなど、全国的にも珍しい運用を行っている。

今後とも、都市計画制度等を積極的に活用し、重点区域として相応しい良好な市街地環境の形成を進めるものである。

#### ●地域地区等

| 地域地区等 | 内容等  |
|-------|--|
| 用途地域  | 商業地域、近隣商業地域、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準工業地域 |
| 風致地区  | 城山地区、小田原城址、海岸地区  |
| 地区計画  | 三の丸地区、城山三丁目地区、緑城山地区  |
| 公園    | 中央公園（小田原城趾公園、城山公園）   |



重点区域と都市計画の関係

●高度地区

| 種類      | 面積        | 建築物の高さの最高限度又は最低限度  |
|---------|-----------|--|
| 第1種高度地区 | 約 361ha   | (1) 建築物の高さ（地盤面からの高さによる。第4種高度地区のただし書部分を除き、以下同じ。）の最高限度は、12メートルとする。<br>(2) 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に 1.25 を乗じて得たものに5メートルを加えたもの以下とする。 |
| 第2種高度地区 | 約 1,644ha | 建築物の高さの最高限度は、15メートルとする。  |
| 第3種高度地区 | 約 50ha    | 建築物の高さの最高限度は、20メートルとする。  |
| 第4種高度地区 | 約 66ha    | 建築物の高さの最高限度は、31メートルとする。ただし、計画図表示（本町一丁目周辺地区）の区域内の建築物の各部分の高さ（前面道路（市道 0003 に限る。以下同じ。）の路面の中心からの高さによる。）は、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に 15メートルを加えたもの以下とする。              |
| 第5種高度地区 | 約 441ha   | 建築物の高さの最高限度は、31メートルとする。ただし、特定工業系用途建築物（建築物の高さの15メートルを超える部分が工場、事務所、倉庫その他これらに類するものとして市長が認めた建築物をいう。以下同じ。）以外の建築物の高さの最高限度は、15メートルとする。                            |
| 合計      | 約 2,562ha |  |

(適用緩和)

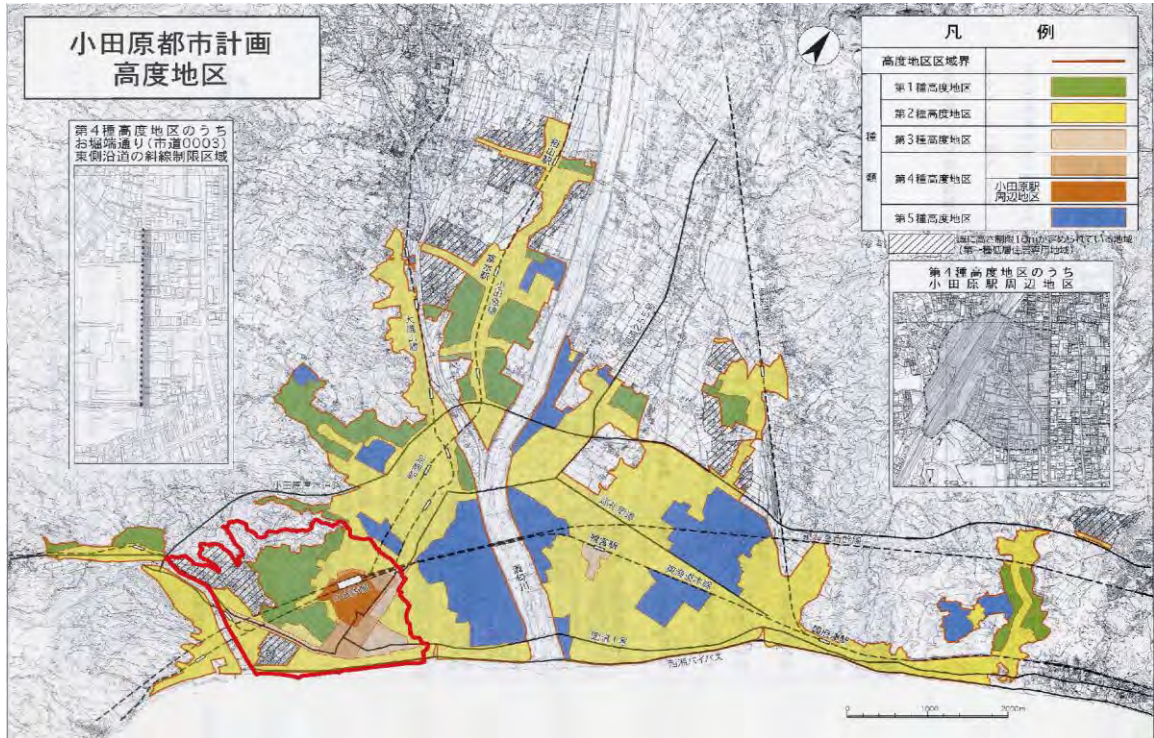
- ① 建築基準法(昭和25年法律第201号)第59条の2第1項、第86条第3項若しくは第4項又は第86条の2第2項若しくは第3項の許可(容積率の限度を超えるものとすることができるものに限る。)を受けた建築物その他これらに準じるものとして市長があらかじめ建築審査会の意見を聴いた上で認めた建築物については、上記表に掲げる建築物の高さの最高限度(以下「基本最高限度」という。)を次のとおり緩和する。
  - ア 第2種高度地区内及び第3種高度地区内の建築物並びに第5種高度地区内の特定工業系用途建築物以外の建築物 基本最高限度の1.5倍の範囲内
  - イ 第4種高度地区のうち、計画図表示(小田原駅周辺地区)の区域内の建築物及び第5種高度地区内の特定工業系用途建築物 市長が都市計画上支障ないと認める範囲内
- ② 既存不適格建築物(この都市計画決定の告示の日に現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替えの工事中の建築物で、その高さが基本最高限度を超えるもの(基本最高限度に係る規定に適合するに至った建築物を除く。)をいう。以下同じ。)の建替え、増築、改築及び移転で、周辺の市街地環境の維持に支障ないものとして市長があらかじめ建築審査会の意見を聴いた上で認めたものについては、基本最高限度を当該建築物の高さの範囲内で緩和する。
- ③ 第1種高度地区の(2)の制限については、建築基準法第56条第6項及び第7項の規定を準用する。

(適用除外)

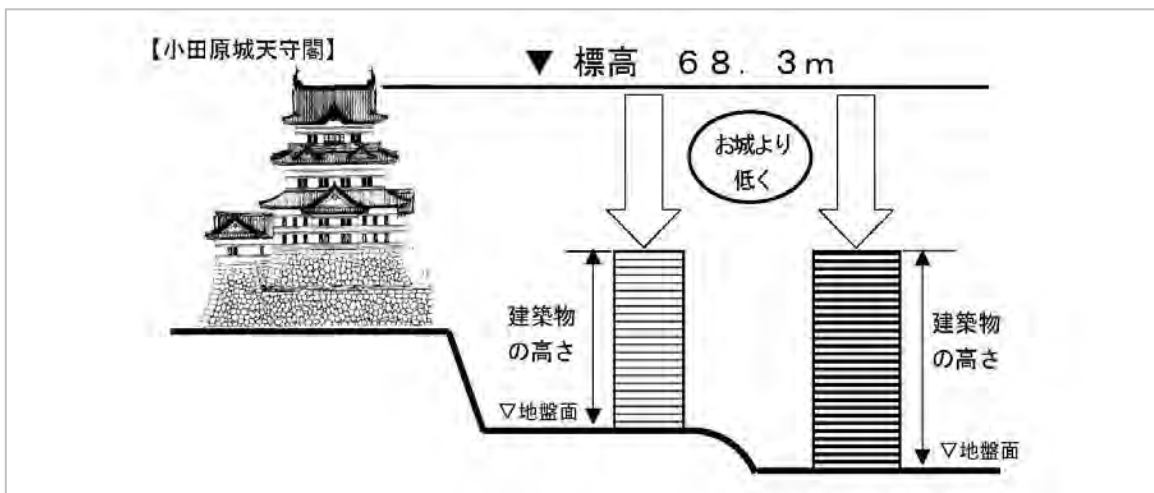
次のいずれかに該当する場合は、基本最高限度を適用しない。

- ① 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第3号に規定する高度利用地区の区域内又は同法第12条の4に規定する地区計画等で建築物の高さの最高限度が定められている区域内の建築物について、建築又は大規模な修繕若しくは大規模な模様替えを行う場合
- ② 既存不適格建築物について、基本最高限度の範囲内において、増築又は改築を行う場合
- ③ 第1種高度地区内の建築物で、次のいずれかに該当するものとして市長があらかじめ建築審査会の意見を聴いた上で認めたものについて、建築、大規模な修繕若しくは大規模な模様替え又は用途変更を行う場合
  - ア その敷地の周囲に広い公園、広場、道路、その他の空地を有する建築物であって、低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないもの

- イ 学校その他の建築物であって、その用途によってやむを得ないもの
- ④ 公益上必要な建築物(国又は地方公共団体が所有し、又は維持管理するものに限る。)で、周辺の市街地環境の維持に支障ないものとして市長があらかじめ都市計画審議会の意見を聴いた上で認めたものについて、建築、大規模な修繕若しくは大規模な模様替え又は用途変更を行う場合



高度地区

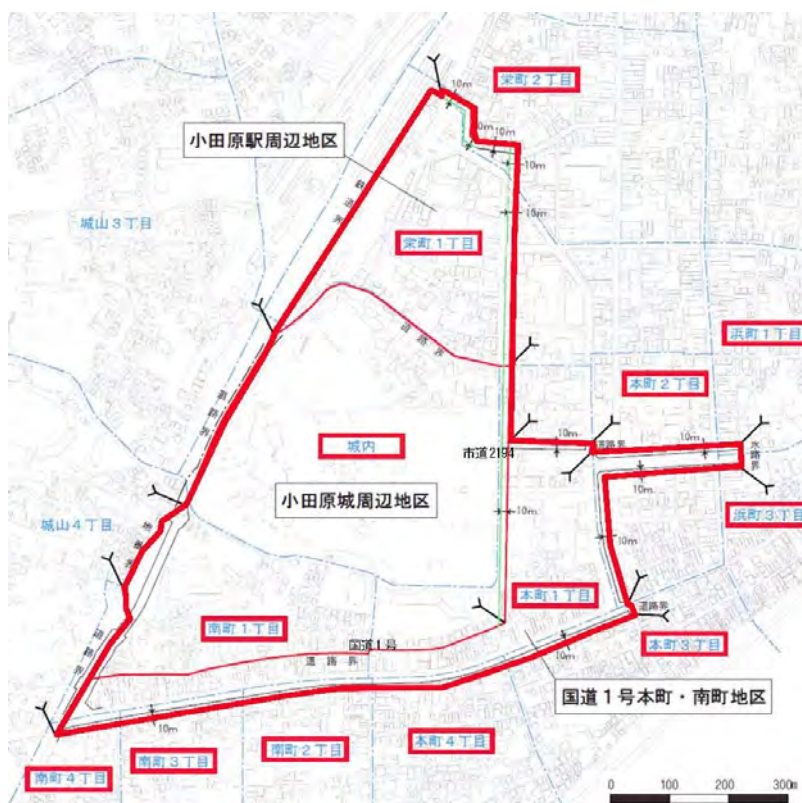


小田原城天守閣周辺の高さ制限イメージ

## (2) 景観計画の活用

本計画における重点区域は、景観計画の共通事項に示された景観形成方針と類型別・構造別の方針に配慮すべき区域内に含まれるほか、3つの拠点型重点区域を含むものであり、これら景観施策との積極的な連携を図ることとする。

今後は、景観計画重点区域外においても良好な歴史的な市街地環境を有していることから、景観計画重点区域の拡大等に取り組んでいくものとする。



景観計画重点区域：拠点型重点区域

### ●拠点型重点区域の概要

| 名称                              | 地区の概況                                 | 区域   |
|---------------------------------|---------------------------------------|--|
| 小田原城周辺地区<br>(面積約 31.1ha)        | 豊かな緑を有し、本市の歴史・文化の象徴である小田原城を中心とする地区    | 小田原城址を意識して景観形成を進めてきた景観形成地区（三の丸地区）の区域及び小田原城址に連なる城址南側の地区             |
| 小田原駅周辺地区<br>(面積約 10.0ha)        | 富士箱根伊豆地域の広域交流拠点である小田原駅を中心とする地区        | 小田原城への動線や広域交流拠点のコアエリア上に位置し、活力や魅力といった街の第一印象を形づくるエリア                 |
| 国道1号<br>本町・南町地区<br>(面積約 12.5ha) | 小田原城の南側及び東側に面し、なりわいや歴史が息づく国道1号を軸とする地区 | 小田原城址や旧東海道のまちなみを意識して景観形成を進めてきた自主的景観形成地区（国道1号地区）の区域及び小田原城周辺地区に連なる地区 |



ア. 市内全域対象の景観形成の方針（共通事項）

- [自然や歴史を守り、伝承する] ①緑・水などの自然環境を守る  
②歴史的・文化的資源や印象的な風景を守る
- [潤いと個性を育てる] ①身近な緑を増やし潤いを育てる  
②彩りにより個性を育てる
- [特性を豊かな空間づくりに活かす] ①眺望景観を活かす  
②地域の特性を活かしてまちなみを整える

●市内全域対象の基準（行為の制限）

- 最高の高さが 12m以上又は延べ面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上の建築物の建築等
- 最高の高さが 12m以上（ただし擁壁は最高の高さが 5m以上、かつ、見付面積が 100 m<sup>2</sup>以上）となる工作物の築造等

| 対象               | 制 限   |         |
|------------------|---|---------|
| 建築物<br>及び<br>工作物 | 建築物及び工作物の外観の色彩の制限は、次の表のとおりとする。ただし、建築物若しくは工作物の着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は建築物若しくは工作物の見付面積の5分の1未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。 |         |
|                  | 使用する色相  | 彩度      |
|                  | 0.1R～10R  | 4以下とする。 |
|                  | 0.1YR～5Y  | 6以下とする。 |
|                  | 上記以外の色相   | 2以下とする。 |
| 擁壁               | 擁壁（石又は粗面ブロックにより築造されるものを除く。）は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体の過半を直接露出させない処理を行う。ただし、当該擁壁が道路その他の公共の場所から容易に望見されることのないものである場合は、この限りでない。              |         |

※色彩の基準は、日本工業規格の Z8721 に定める三属性による色の表示方法による。

イ. 重点区域内

①小田原城周辺地区の景観形成の目標・方針

（景観形成の目標）

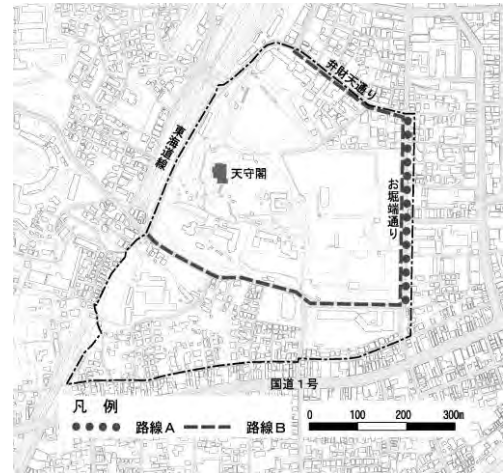
小田原城を活かした魅力ある景観形成を図る。

（景観形成の基本方針）

- 城内では、史跡や歴史的建造物の復元を図りながら、歴史と豊かな緑に覆われたゾーンを形成し、小田原のシンボルにふさわしい歴史や文化が感じられる景観を形成する。

○城址周辺では、歴史的・自然的な空間と一体となった、落ち着きがあり快適な景観を形成する。

○お堀端通りでは、低層部のにぎわいを創出し、まちなみとしての連続性を確保するとともに、街路に圧迫感を与えない、明るく開放的な景観を形成する。



小田原城周辺の指定路線

## ②小田原駅周辺地区の景観形成の目標・方針

(景観形成の目標)

富士箱根伊豆地域の広域交流拠点、小田原市の中心地区としての都市機能の充実を図りながら、新しい文化と歴史、伝統が調和した魅力ある景観の形成を図る。

(景観形成の基本方針)

○県西地域の中心商業地として、交流、買い物、情報の拠点にふさわしい魅力的な商業空間を形成する。

○小田原市の玄関口にふさわしい、風格とにぎわいのある駅前空間を形成する。また、小田原駅東口広場（ペDESTリアンデッキ上）から、天守閣への眺望を確保する。

○舗装の改良や街路樹の整備などにより、快適な歩行者空間を創出する。

○土地の高度利用によりオープンスペースを確保し、ゆとりが感じられる景観を形成する。

○既存の樹木の保全や敷地内緑化を進め、ポケットパークの整備により、潤いのある景観を形成する。

○幸田口門の史跡及び樹木は、地域のシンボリックな景観として適切に保全するとともに、周辺環境の質的向上を図る。



小田原駅周辺地区の指定路線

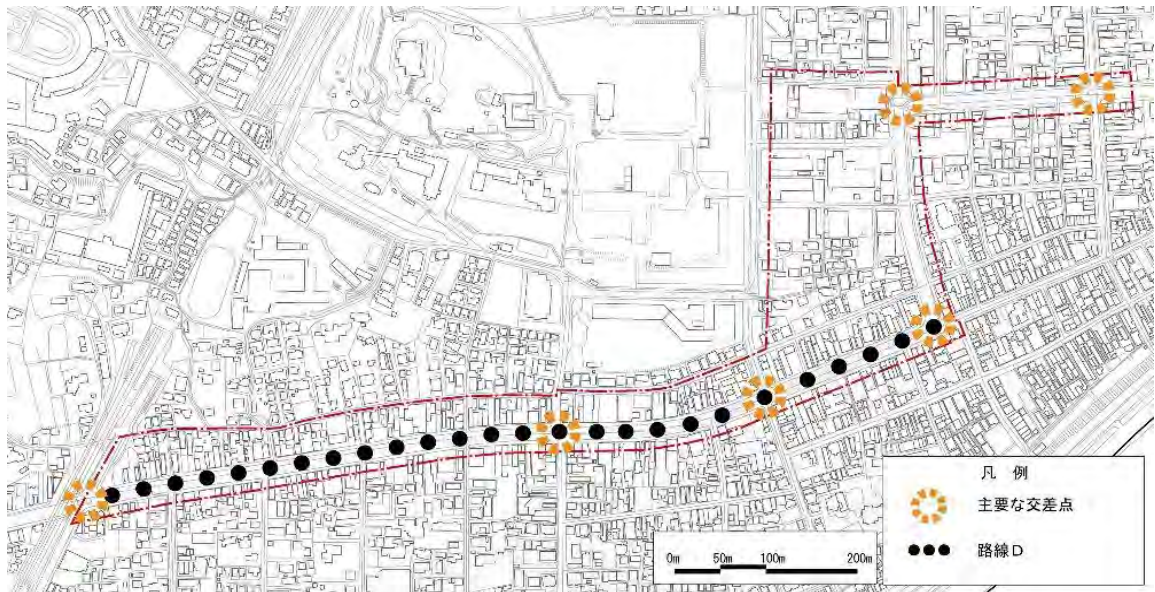
### ③国道1号本町・南町地区の景観形成の目標・方針

(景観形成の目標)

城下町・宿場町を感じさせ、なりわいや歴史が息づき、人と人との交流が深まり魅力あふれる景観形成を図る。

(景観形成の基本方針)

- なりわいや歴史が息づく国道1号を軸とした、地域の個性やにぎわいなどを創出し、魅力が感じられる景観を形成する。
- 小田原城や歴史的な建造物を引き立てるまちなみを形成する。また、国際通り交差点から天守閣への眺望を確保する。
- 主要な交差点では、意匠を工夫したり、樹木を効果的に配置するなど、個性が感じられるまちかどを演出する。
- 地域に開かれたオープンスペースの確保などにより、歩きやすく、快適な歩行者空間を創出する。
- 緑を増やすとともに、効果的な配置や見え方にも配慮し、潤いある空間を創出する。
- まちなみの連続性や一体感を創出し、景観の質的向上を図る。



国道1号本町・南町地区の対象路線

●重点区域内の基準（行為の制限）

- 全ての建築物の建築等
- 全ての工作物の築造等

①小田原城周辺地区

| 対象  | 制 限  |           |    |          |          |          |         |                      |         |           |            |    |          |                      |  |                    |         |    |  |           |
|---|--|-----------|----|----------|----------|----------|---------|----------------------|---------|-----------|------------|----|----------|----------------------|--|--------------------|---------|----|--|-----------|
| <b>建築物<br/>及び<br/>工作物<br/>(日よけ<br/>テント及<br/>び自動販<br/>売機を除<br/>く。)</b> | <p>建築物の屋根（ひさしを含む。以下この表において同じ。）及び外壁等（屋根以外の部分をいう。以下この表において同じ。）並びに工作物（日よけテント及び自動販売機を除く。以下この表において同じ。）の外観の色彩は、次の表のとおりとする。ただし、建築物の屋根にあっては無釉の和瓦、銅板、草葺きによるものの色彩、建築物の外壁等及び工作物にあっては着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩、又は見付面積の5分の1未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。</p> <p>(1) 建築物の屋根の色彩</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">使用する色相</th> <th style="text-align: center;">明度</th> <th style="text-align: center;">彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">0.1YR～5Y</td> <td style="text-align: center;">5以下とする。</td> <td style="text-align: center;">4以下とする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">上記以外の色相</td> <td style="text-align: center;">5以下とする。</td> <td style="text-align: center;">0.5以下とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 建築物の外壁等及び工作物の色彩</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">使用する色相及び明度</th> <th style="text-align: center;">彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">0.1YR～5Y</td> <td style="text-align: center;">8.5以上の場合<br/>8.5未満の場合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"></td> <td style="text-align: center;">2以下とする。<br/>4以下とする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">上記以外の色相</td> <td style="text-align: center;">全域</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"></td> <td style="text-align: center;">0.5以下とする。</td> </tr> </tbody> </table> | 使用する色相    | 明度 | 彩度       | 0.1YR～5Y | 5以下とする。  | 4以下とする。 | 上記以外の色相              | 5以下とする。 | 0.5以下とする。 | 使用する色相及び明度 | 彩度 | 0.1YR～5Y | 8.5以上の場合<br>8.5未満の場合 |  | 2以下とする。<br>4以下とする。 | 上記以外の色相 | 全域 |  | 0.5以下とする。 |
| 使用する色相  | 明度   | 彩度        |    |          |          |          |         |                      |         |           |            |    |          |                      |  |                    |         |    |  |           |
| 0.1YR～5Y  | 5以下とする。  | 4以下とする。   |    |          |          |          |         |                      |         |           |            |    |          |                      |  |                    |         |    |  |           |
| 上記以外の色相   | 5以下とする。  | 0.5以下とする。 |    |          |          |          |         |                      |         |           |            |    |          |                      |  |                    |         |    |  |           |
| 使用する色相及び明度  | 彩度   |           |    |          |          |          |         |                      |         |           |            |    |          |                      |  |                    |         |    |  |           |
| 0.1YR～5Y  | 8.5以上の場合<br>8.5未満の場合   |           |    |          |          |          |         |                      |         |           |            |    |          |                      |  |                    |         |    |  |           |
|   | 2以下とする。<br>4以下とする。   |           |    |          |          |          |         |                      |         |           |            |    |          |                      |  |                    |         |    |  |           |
| 上記以外の色相   | 全域   |           |    |          |          |          |         |                      |         |           |            |    |          |                      |  |                    |         |    |  |           |
|   | 0.5以下とする。  |           |    |          |          |          |         |                      |         |           |            |    |          |                      |  |                    |         |    |  |           |
| <b>立体<br/>駐車場</b>   | 外壁がない立体駐車場は、ルーバー等の設置、樹木、生垣等の植栽等により、構造物のうち道路に面する部分の過半が直接露出しないように修景をする。  |           |    |          |          |          |         |                      |         |           |            |    |          |                      |  |                    |         |    |  |           |
| <b>建築<br/>設備</b>  | 建築設備は、前面の道路から見えない位置に配置する。ただし、ルーバーの設置等により当該設備が直接露出しないよう修景を行った場合は、この限りでない。   |           |    |          |          |          |         |                      |         |           |            |    |          |                      |  |                    |         |    |  |           |
| <b>自動<br/>販売機</b>   | 自動販売機の色彩の制限は、次のとおりとする。ただし、木製の囲い等により周囲と調和するように修景を行った場合は、この限りでない。<br>色相 5Y、明度 7.5、彩度 1.5   |           |    |          |          |          |         |                      |         |           |            |    |          |                      |  |                    |         |    |  |           |
| <b>日よけ<br/>テント</b>  | <p>日よけテントは、建築物と一体的な意匠とするとともに、その色彩の制限は次の表のとおりとする。ただし、和風の意匠によるのれん、日よけ幕等については、1色に限りこの限りでない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">使用する色相</th> <th style="text-align: center;">彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">0.1R～10R</td> <td style="text-align: center;">5以下とする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0.1YR～5Y</td> <td style="text-align: center;">6以下とする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5.1Y～10G又は0.1PB～10R□</td> <td style="text-align: center;">4以下とする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0.1BG～10B</td> <td style="text-align: center;">3以下とする。</td> </tr> </tbody> </table>   | 使用する色相    | 彩度 | 0.1R～10R | 5以下とする。  | 0.1YR～5Y | 6以下とする。 | 5.1Y～10G又は0.1PB～10R□ | 4以下とする。 | 0.1BG～10B | 3以下とする。    |    |          |                      |  |                    |         |    |  |           |
| 使用する色相  | 彩度   |           |    |          |          |          |         |                      |         |           |            |    |          |                      |  |                    |         |    |  |           |
| 0.1R～10R  | 5以下とする。  |           |    |          |          |          |         |                      |         |           |            |    |          |                      |  |                    |         |    |  |           |
| 0.1YR～5Y  | 6以下とする。  |           |    |          |          |          |         |                      |         |           |            |    |          |                      |  |                    |         |    |  |           |
| 5.1Y～10G又は0.1PB～10R□  | 4以下とする。  |           |    |          |          |          |         |                      |         |           |            |    |          |                      |  |                    |         |    |  |           |
| 0.1BG～10B   | 3以下とする。  |           |    |          |          |          |         |                      |         |           |            |    |          |                      |  |                    |         |    |  |           |

|    |  |
|----|--|
| 塀  | 図（小田原城周辺の指定路線）に示す路線Bに面する塀（石、木、竹等の自然素材により築造されるものを除く。）は、化粧ブロック等のあらかじめ表面に化粧を施した材料を使用し、又はモルタル塗等の上、仕上げを行う。ただし、当該塀の前面に植栽を施す等により構造体の過半が直接露出しないように修景した場合は、この限りでない。 |
| 擁壁 | 高さが2 m以上の擁壁（石又は粗面ブロックにより築造されるものを除く。）は、化粧型枠等により仕上げを施し、又は前面に植栽すること等により構造体の過半を直接露出させない処理を行う。ただし、当該擁壁が道路その他の公共の場所から容易に望見されることのないものである場合は、この限りでない。              |

※色彩の基準は、日本工業規格の Z8721 に定める三属性による色の表示方法による。

## ②小田原駅周辺地区

| 対象                        | 制限  |            |
|---------------------------|---|------------|
| 建築物<br>及び<br>工作物          | 建築物及び工作物の外観の色彩の制限は、次の表のとおりとする。ただし、建築物若しくは工作物の着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は建築物若しくは工作物の見付面積の5分の1未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。 |            |
|                           | 使用する色相  | 彩度         |
|                           | 0.1 Y R ~ 5 Y   | 6 以下とする。   |
|                           | 上記以外の色相   | 0.5 以下とする。 |
| 立体<br>駐車場                 | 外壁がない立体駐車場は、ルーバー等の設置、樹木、生垣等の植栽等により、構造物のうち道路に面する部分の過半が直接露出しないように修景をする。   |            |
| 建築<br>設備                  | 建築設備は、前面の道路から見えない位置に配置する。ただし、ルーバーの設置等により当該設備が直接露出しないよう修景を行った場合は、この限りでない。  |            |
| 自動販売<br>機                 | 自動販売機の色彩の制限は、次のとおりとする。ただし、木製の囲い等により周囲と調和するように修景を行った場合は、この限りでない。<br>色相 5 Y、明度 7.5、彩度 1.5   |            |
| 建築物の<br>新築に係<br>る緑の確<br>保 | 図（小田原駅周辺地区の指定路線）に示す路線Cに4メートル以上接する敷地における建築物の新築については、その接する道路（アーケードが設置されている部分を除く。）に沿って適切に植栽、花壇その他の緑化のための施設を設ける。                                      |            |

※色彩の基準は、日本工業規格の Z8721 に定める三属性による色の表示方法による。

③国道1号本町・南町地区

| 対象                        | 制限   |         |  |        |    |          |          |          |         |                      |         |           |         |    |    |          |        |         |         |        |         |
|---------------------------|--|---------|--|--------|----|----------|----------|----------|---------|----------------------|---------|-----------|---------|----|----|----------|--------|---------|---------|--------|---------|
| <b>建築物<br/>及び<br/>工作物</b> | <p>建築物の屋根（ひさしを含む。以下この表において同じ。）及び外壁等（屋根以外の部分をいう。以下この表において同じ。）並びに工作物（日よけテント及び自動販売機を除く。以下この表において同じ。）の外観の色彩は、次の表のとおりとする。ただし、建築物の屋根にあつては無釉の和瓦、銅板によるものの色彩、建築物の外壁等及び工作物にあつては着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩、又は見付面積の5分の1未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。</p> <p>(1) 建築物の屋根の色彩</p> <table border="1" data-bbox="405 712 1401 864"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1YR～5Y</td> <td>5以下とする。</td> <td>4以下とする。</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>5以下とする。</td> <td>1以下とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 建築物の外壁等及び工作物の色彩</p> <table border="1" data-bbox="405 909 1401 1061"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1YR～5Y</td> <td>(制限なし)</td> <td>4以下とする。</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>(制限なし)</td> <td>1以下とする。</td> </tr> </tbody> </table> |         |  | 使用する色相 | 明度 | 彩度       | 0.1YR～5Y | 5以下とする。  | 4以下とする。 | 上記以外の色相              | 5以下とする。 | 1以下とする。   | 使用する色相  | 明度 | 彩度 | 0.1YR～5Y | (制限なし) | 4以下とする。 | 上記以外の色相 | (制限なし) | 1以下とする。 |
| 使用する色相                    | 明度   | 彩度      |  |        |    |          |          |          |         |                      |         |           |         |    |    |          |        |         |         |        |         |
| 0.1YR～5Y                  | 5以下とする。  | 4以下とする。 |  |        |    |          |          |          |         |                      |         |           |         |    |    |          |        |         |         |        |         |
| 上記以外の色相                   | 5以下とする。  | 1以下とする。 |  |        |    |          |          |          |         |                      |         |           |         |    |    |          |        |         |         |        |         |
| 使用する色相                    | 明度   | 彩度      |  |        |    |          |          |          |         |                      |         |           |         |    |    |          |        |         |         |        |         |
| 0.1YR～5Y                  | (制限なし)   | 4以下とする。 |  |        |    |          |          |          |         |                      |         |           |         |    |    |          |        |         |         |        |         |
| 上記以外の色相                   | (制限なし)   | 1以下とする。 |  |        |    |          |          |          |         |                      |         |           |         |    |    |          |        |         |         |        |         |
| <b>立体<br/>駐車場</b>         | <p>外壁がない立体駐車場は、ルーバー等の設置、樹木、生垣等の植栽等により、構造物のうち道路に面する部分の過半が直接露出しないように修景をする。</p>   |         |  |        |    |          |          |          |         |                      |         |           |         |    |    |          |        |         |         |        |         |
| <b>建築<br/>設備</b>          | <p>建築設備は、前面の道路から見えない位置に配置する。ただし、ルーバーの設置等により当該設備が直接露出しないよう修景を行った場合は、この限りでない。</p>  |         |  |        |    |          |          |          |         |                      |         |           |         |    |    |          |        |         |         |        |         |
| <b>自動<br/>販売機</b>         | <p>自動販売機の色彩の制限は、次のとおりとする。ただし、木製の囲い等により周囲と調和するように修景を行った場合は、この限りでない。</p> <p>色相 5Y、明度 7.5、彩度 1.5</p>  |         |  |        |    |          |          |          |         |                      |         |           |         |    |    |          |        |         |         |        |         |
| <b>日よけ<br/>テント</b>        | <p>日よけテントは、建築物と一体的な意匠とするとともに、その色彩の制限は次の表のとおりとする。ただし、和風の意匠によるのれん、日よけ幕等については、1色に限りこの限りでない。</p> <table border="1" data-bbox="405 1585 1401 1827"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R～10R</td> <td>5以下とする。</td> </tr> <tr> <td>0.1YR～5Y</td> <td>6以下とする。</td> </tr> <tr> <td>5.1Y～10G又は0.1PB～10RP</td> <td>4以下とする。</td> </tr> <tr> <td>0.1BG～10B</td> <td>3以下とする。</td> </tr> </tbody> </table>  |         |  | 使用する色相 | 彩度 | 0.1R～10R | 5以下とする。  | 0.1YR～5Y | 6以下とする。 | 5.1Y～10G又は0.1PB～10RP | 4以下とする。 | 0.1BG～10B | 3以下とする。 |    |    |          |        |         |         |        |         |
| 使用する色相                    | 彩度   |         |  |        |    |          |          |          |         |                      |         |           |         |    |    |          |        |         |         |        |         |
| 0.1R～10R                  | 5以下とする。  |         |  |        |    |          |          |          |         |                      |         |           |         |    |    |          |        |         |         |        |         |
| 0.1YR～5Y                  | 6以下とする。  |         |  |        |    |          |          |          |         |                      |         |           |         |    |    |          |        |         |         |        |         |
| 5.1Y～10G又は0.1PB～10RP      | 4以下とする。  |         |  |        |    |          |          |          |         |                      |         |           |         |    |    |          |        |         |         |        |         |
| 0.1BG～10B                 | 3以下とする。  |         |  |        |    |          |          |          |         |                      |         |           |         |    |    |          |        |         |         |        |         |

※色彩の基準は、日本工業規格のZ8721に定める三属性による色の表示方法による。

## ウ. 屋外広告物の規制

本市では、景観計画の屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する方針等に基づき小田原市屋外広告物条例を制定し、屋外広告物の規制誘導を行っている。制限については、位置や大きさに加え、一部の地域では色彩に関する基準を設けており、さらに景観計画重点区域においては、重点区域ごとに位置、大きさ、色彩に関する基準を設けている。

今後は、景観計画と連動した景観計画重点区域の拡大等の取り組みにあわせ、歴史的風致の維持向上に資する規制範囲の拡大を検討していくとともに、重点区域内においてガイドラインを策定するなど、重点区域内の屋外広告物を積極的に誘導するための方策についても検討を行う。

### ●市域全域における屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する制限

良好な景観の形成に関する方針及び土地利用規制等に基づき、屋外広告物の表示及び掲出物件の設置を制限する地域を次のとおり区分し、その区分ごとに基準を定めている。

| 区 分   | 考 え 方   | 主な用途地域   |
|-------|---|--|
| 第1種地域 | 良好な住環境を保全し、又は自然環境との調和を図る地域。<br>広告物の表示を抑制する。   | ・住居専用地域<br>・市街化調整区域  |
| 第2種地域 | 住居を主体とし、中規模な店舗が立地する地域。<br>落ち着いた景観を形成するために、過剰な広告物の表示を抑制する。   | ・第一種住居地域<br>・主要県道等沿道の市街化調整区域                                 |
| 第3種地域 | 工業系又は物流・沿道サービス施設の土地利用が行われる地域。<br>一定の広告需要を踏まえつつ、秩序ある景観形成を図るために、広告物の形状、面積、表示方法などについて、適切な規制・誘導を行う。     | ・工業系用途地域<br>・国道 255 号沿道の市街化調整区域                              |
| 第4種地域 | 地区の商業中心地域又は国県等の沿道で商業施設等が連続して立地する地域。<br>ある程度の広告需要を踏まえつつ、まちなみの景観を向上させるために、広告物の形状、面積などについて適切な規制・誘導を行う。 | ・近隣商業地域<br>・準住居地域<br>・第二種住居地域<br>・国道、主要県道等沿道の工業系用途地域、第一種住居地域 |
| 第5種地域 | 市の中心的な商業・業務地で、多様な土地利用が行われる地域。<br>高い広告需要を踏まえ、景観への影響が大きい広告物を中心に、形状、面積などについて適切な規制・誘導を行う。               | ・商業地域  |

●景観計画重点区域の基準（広告物の表示等の制限）

① 小田原城周辺地区

（制限の方針）

小田原城及び城址を引き立たせ、落ち着いたある景観の形成を図るため、小田原城址内での屋外広告物の表示を原則禁止するとともに、城址に面する区域では、表示面積を必要最小限度に留め、形状や掲出位置に関して適切な基準を設ける。とりわけ色彩については、高彩度の色彩の使用は避け、当該建築物の外壁等の色彩との一体的な色相や彩度を用いる。

**位置・大きさ等の基準**

**【独立広告塔・広告板】**  
 ○高さは地上 3m 以下  
 ○道路上への突出不可  
 5 m 以下

**【屋上広告物】**  
 ○設置不可

**【壁面利用広告物】**  
 ○高さは地上 5m 以下（箱文字等の施設名称等は除く）  
 ○2 面以下  
 ○壁面からはみ出し不可  
 1 壁面合計 5 m 以下

**【壁面突出広告物】**  
 ○高さは壁面の上端を超えないこと  
 ○1 棟につき 1 基（道路に 2 面以上面する場合は、それぞれの面に 1 基）  
 ○道路上へ突出する場合、下端は地上 4.5m 以上（歩道上 2.5m 以上）  
 ○出幅は、建築物から 1.2m 以下、路端から 1m 以下  
 ○設置する壁面の正面から表示内容が識別できる部分については、壁面利用広告物の基準も満たすこと  
 合計 17 m 以下

○自家用広告物に限る（特定案内広告物（P26 参照）及び電柱・街灯柱・標識柱広告を除く）  
 ○アドバルーン、アーチ、アーケードは設置不可

**【工作物利用広告物】**  
 ○面積 5 m<sup>2</sup> 以下  
 ○高さは地上 3m 以下  
 ○工作物からはみ出し不可

**【広告旗・立看板】**  
 ○面積は 2 m<sup>2</sup> 以下  
 ○高さは地上 3m 以下  
 ○敷地内の合計面積は 5 m<sup>2</sup> 以下

---

**照明** ネオン照明、点滅照明又は動光は不可。

**色彩** 一の広告物の地（文字以外の部分）の色彩は、次の表のとおりとする。

| 色 相                 | 地色の彩度   |
|---------------------|---------|
| 0.1R~10R            | 5 以下とする |
| 0.1YR~5Y            | 6 以下とする |
| 5.1Y~10G、0.1PB~10RP | 4 以下とする |
| 0.1BG~10B           | 3 以下とする |

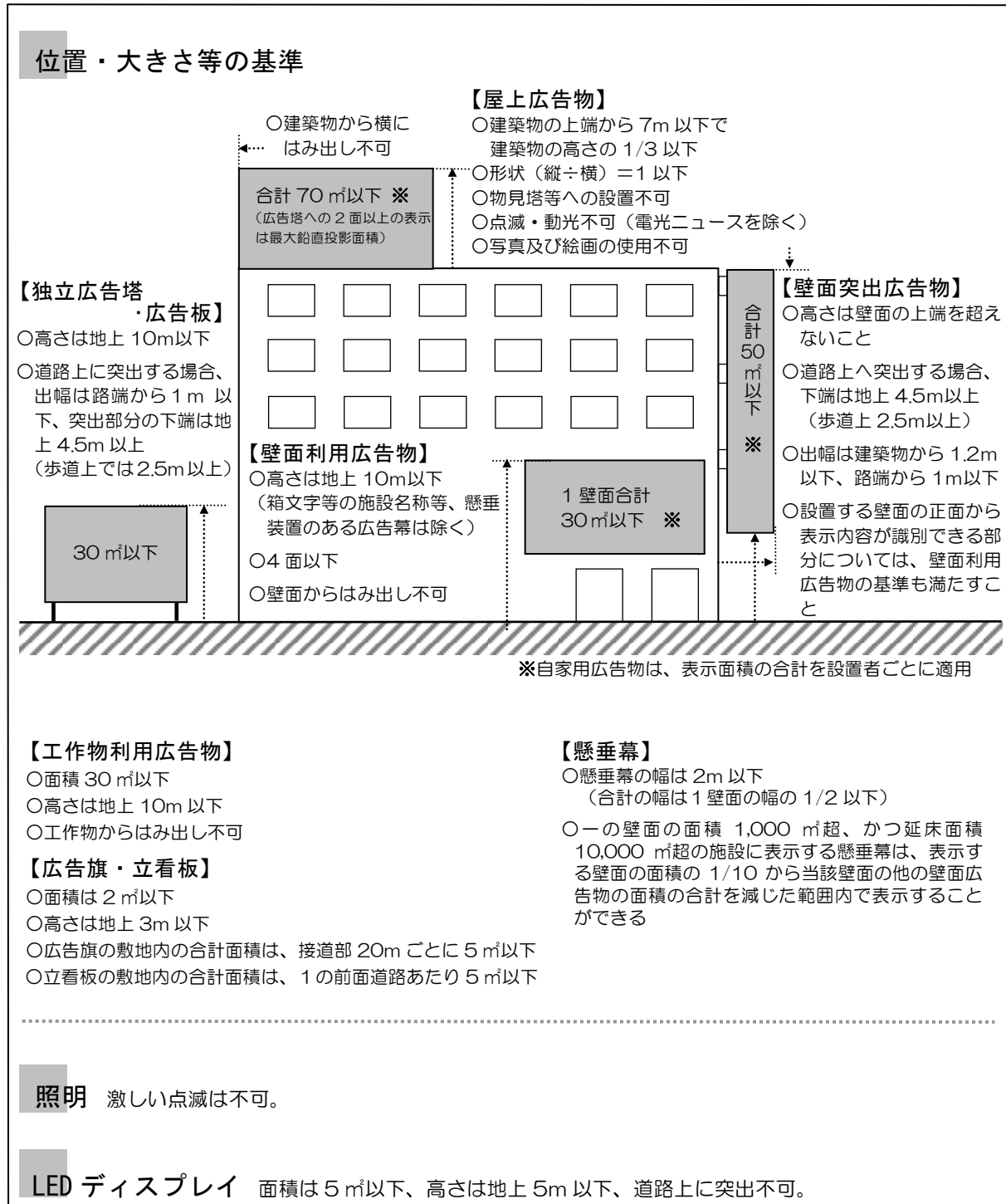
- 色彩の基準は、日本工業規格の Z8721 に定める三属性による色の表示方法による
- 地の部分で左記基準に適合しない色彩を使用できる面積は、広告物の面積の 3 分の 1 以内
- カラーの写真や絵画等の部分は、色彩基準に適合しない部分とみなす
- 和風の意匠によるのれん、日よけ幕等については、1 色に限り色彩基準の制限を受けないものとする



## ② 小田原駅周辺地区

(制限の方針)

風格とにぎわいがある景観の形成を図るため、屋外広告物の色彩について、高彩度の色彩の使用は避け、当該建築物の外壁等の色彩との一体的な色相や彩度を用いるとともに、形状や面積などについて、適切な規制・誘導を図るものとする。駅前広場などから容易に展望できる公共性の高い区域では、その表示・掲出方法には十分な配慮を行うものとする。



**色彩** 一の広告物の地（文字以外の部分）の色彩は、次の表のとおりとする。

| 色 相                  | 地色の彩度  |
|----------------------|--------|
| 0.1R~10Y             | 8以下とする |
| 0.1GY~10G、0.1PB~10RP | 6以下とする |
| 0.1BG~10B            | 5以下とする |

- ・色彩の基準は、日本工業規格の Z8721 に定める三属性による色の表示方法による
- ・地の部分で左記基準に適合しない色彩を使用できる面積は、広告物の面積の3分の1以内
- ・カラーの写真や絵画等の部分は、色彩基準に適合しない部分とみなす
- ・和風の意匠によるのれん、日よけ幕等については、1色に限り色彩基準の制限を受けないものとする

懸垂装置のある広告幕の地（文字以外の部分）の色彩は、次の表のとおりとする。

| 色 相                 | 地色の彩度  |
|---------------------|--------|
| 0.1R~10R、0.1RP~10RP | 4以下とする |
| 0.1YR~5Y            | 6以下とする |
| 5.1Y~10P            | 2以下とする |

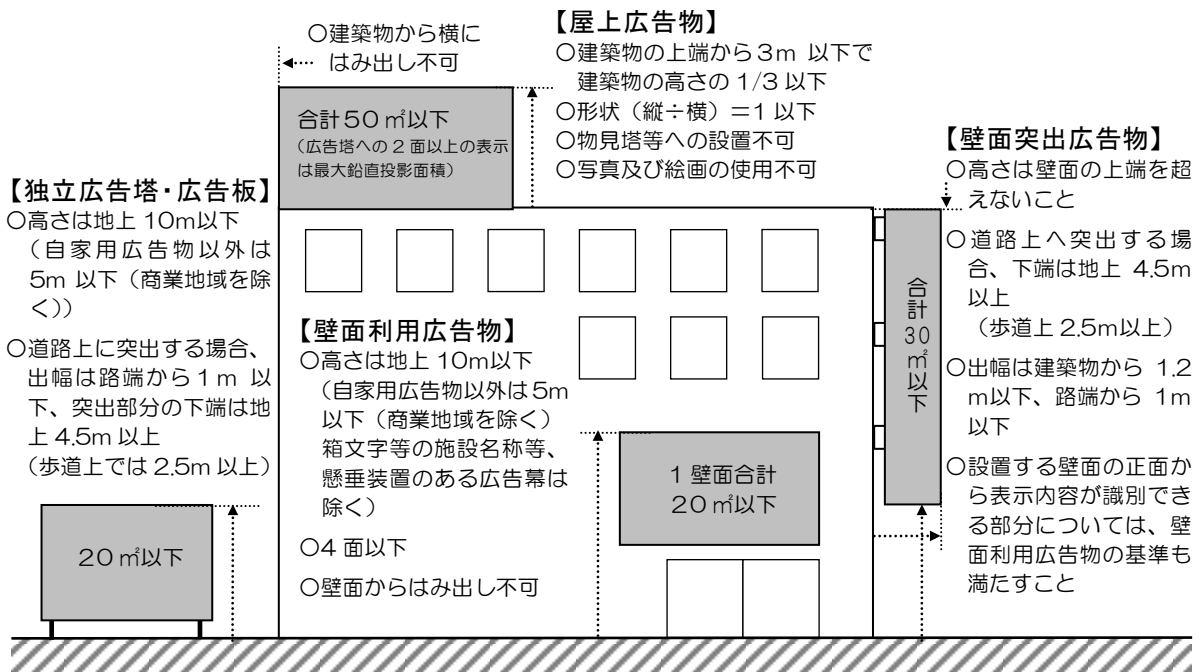
- ・色彩の基準は、日本工業規格の Z8721 に定める三属性による色の表示方法による
- ・地の部分で左記基準に適合しない色彩を使用できる面積は、広告物の面積の3分の1以内
- ・カラーの写真や絵画等の部分は、色彩基準に適合しない部分とみなす

### ③ 国道1号本町・南町地区

(制限の方針)

城下町、宿場町、商業・業務地と発展してきた歴史を踏まえた緩やかな秩序が感じられる良好な通り景観を形成するため、高い彩度の色彩の使用は避け、当該建築物の外壁等との一体的な色相や彩度を用いるとともに、掲出位置や面積について適切な規制・誘導を図るものとする。

### 位置・大きさ等の基準



○アドバルーン、アーチは設置不可

**【工作物利用広告物】**

- 面積 20 m<sup>2</sup>以下
- 高さは地上 10m 以下  
(自家用広告物以外は 5m 以下 (商業地域を除く))
- 工作物からはみ出し不可

**【広告旗・立看板】**

- 面積は 2 m<sup>2</sup>以下
- 高さは地上 3m 以下
- 敷地内の合計面積はそれぞれ、1 の前面道路あたり 5 m<sup>2</sup>以下

**【懸垂幕】**

- 懸垂幕の幅は 2m 以下  
(合計の幅は 1 壁面の幅の 1/2 以下)

**照明** ネオン照明 (文字の部分を除く)、点滅照明又は動光は不可。

**色彩** 一の広告物の地 (文字以外の部分) の色彩は、次の表のとおりとする。

| 色 相                  | 地色の彩度  |
|----------------------|--------|
| 0.1R~10R             | 5以下とする |
| 0.1YR~5 Y            | 6以下とする |
| 5.1Y~10G, 0.1PB~10RP | 4以下とする |
| 0.1BG~10B            | 3以下とする |

- 色彩の基準は、日本工業規格の Z8721 に定める三属性による色の表示方法による
- 地の部分で左記基準に適合しない色彩を使用できる面積は、広告物の面積の 3分の1 以内
- カラーの写真や絵画等の部分は、色彩基準に適合しない部分とみなす
- 和風の意匠によるのれん、日よけ幕等については、1色に限り色彩基準の制限を受けないものとする

懸垂装置のある広告幕の地 (文字以外の部分) の色彩は、次の表のとおりとする。

| 色 相                  | 地色の彩度  |
|----------------------|--------|
| 0.1R~10R, 0.1RP~10RP | 4以下とする |
| 0.1YR~5Y             | 6以下とする |
| 5.1Y~10P             | 2以下とする |

- 色彩の基準は、日本工業規格の Z8721 に定める三属性による色の表示方法による
- 地の部分で左記基準に適合しない色彩を使用できる面積は、広告物の面積の 3分の1 以内
- カラーの写真や絵画等の部分は、色彩基準に適合しない部分とみなす



## 第5章 歴史的風致の維持及び向上のために必要な事項

### 1 歴史的風致の維持及び向上における文化財の保存・活用

#### (1) 全市に関する方針

##### ア 文化財の保存及び活用の現状と今後の方針

本市には、国指定7件、県指定24件、市指定108件、合計139件の指定文化財が存在しているほか、国登録有形文化財として15件の建造物が登録されている。これらの指定等文化財は文化財保護法、神奈川県文化財保護条例、小田原市文化財保護条例等の関連法令に基づく指導・助言を行うなどの保護措置が講じられてきた。

一方で、本市には中世から城下町として発展してきた歴史性を反映し、指定等に至っていないものの歴史的価値の高い民家や商家、社寺、まちなみ、祭礼、風習など様々な文化財が所在していることから、これら指定又は未指定に関わらず文化財を総合的に把握する仕組みを構築するとともに、これらの文化財の効果的かつ積極的な活用を図り、歴史的風致の維持向上につなげていくものとする。

その活用の際には行政だけではなく、建造物の所有者や管理団体、また祭礼や伝統文化を継承する活動団体等の市民が主体的な役割を担うことが重要であることから、市はそれら文化財を管理する個人・団体との連携を密にし、管理団体等の市民が活動に積極的に参加できるような体制づくりに努めるとともに、市民一人一人が小田原の歴史的風致への認識を深め、文化財を大切にす気持ちや育まれるよう普及啓発等に努めるものとする。

なお、指定等文化財の活用にあたっては、文化財保護法等の法令の主旨を踏まえ、文化財としての価値を毀損することがないように配慮するものとする。

以下、本市における歴史的風致の維持及び向上の核となる文化財である「建造物」と「史跡」、「無形文化財等」について、種別ごとに文化財保護法等における既存の保存施策等の現状を踏まえるとともに、今後の歴史まちづくりにおける活用の方針を定める。

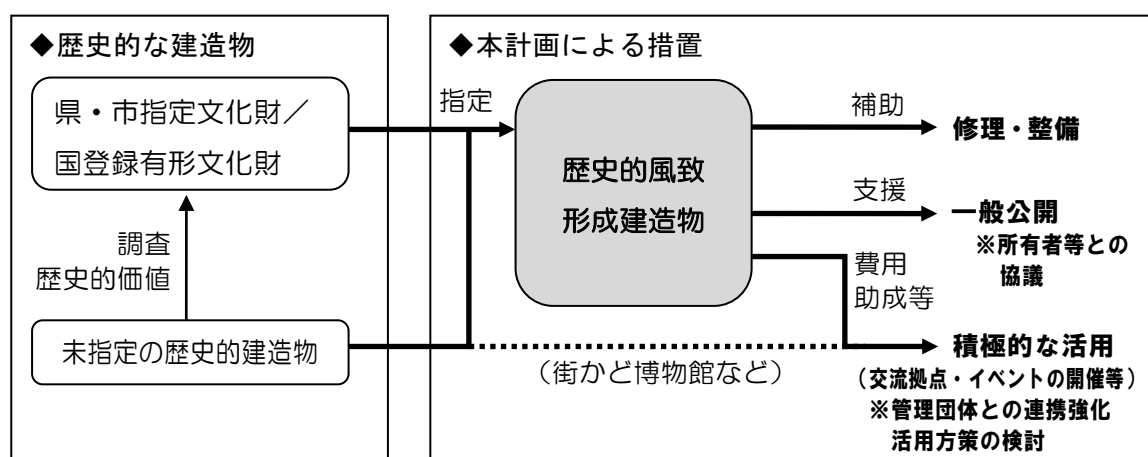
#### 《建造物》

建造物のうち、市所有のものについては国登録有形文化財として原則公開されており、そのうちの一部の建造物は、管理する市民団体等により活用が図られ、市民・来訪者に小田原の歴史に触れる機会を提供しているものもある。

こうした取り組みを今後とも進めていくためには、管理団体等と歴史的風致の維持向上に寄与する活用のあり方について連携して検討を進めていく必要がある。

一方、民間所有のものには店舗等として現在も利用されているものが多く存在することからの保存・活用を図る際には、所有者や管理者等との協議のもと、適切な調査・診断を行い、必要に応じて本計画に基づく歴史的風致形成建造物への指定を検討するなど、円滑かつ計画的な保存活用を図る。

加えて、市内に分布する未指定の歴史的建造物については、継続的に調査を行い、その調査で明らかになった事項の価値付けを図るとともに、歴史的風致の維持及び向上に寄与すると認められるものについては、歴史的風致形成建造物等に指定し、保存活用を図る。



建造物の活用イメージ

## 《史跡》

本市には、国指定史跡である小田原城跡、石垣山のほか、県指定史跡である「石橋山古戦場のうち与一塚及び文三堂」をはじめ、多くの指定史跡がある。このほか、指定を受けていないものの、小田原の豊かな歴史の証であるものも数多く存在する。

国指定史跡については、その保存と活用を図っているほか、県・市の指定史跡についても説明板・標柱により周知が図られており、ガイドマップなどでも紹介されるとともに、未指定のものについても、古くから同様の扱いを受けてきたものもある。

これらの中には国県等指定の種類に関わらず相互に関連性を持ったものが存在しているが、これらから豊かなストーリーが立ち上るにはその関連付けがまだ不十分な状態といえる。

今後これらの史跡の実態把握に努めるとともに、史跡相互の有機的な関連付けについても検討し、さらに効果的な保存と活用を図る上で必要な方策を検討する。

## 《無形文化財等》

祭礼や伝統産業にまつわる無形の文化財等については、そのほとんどが未指定の文

化財であり、担い手の現状や活動状況等の実態把握が十分ではなく、保存継承のための施策を講じにくい状況にある。今後は保存団体や地域の担い手等と積極的に連携し、現状把握に努めるとともに、それら活動について積極的なPRを図り、多くの人に知ってもらうことにより、活動の活性化や担い手の確保に結び付けていく。また、こうした無形の文化財の内容についての記録作成調査を行うことにより、後世に確実に小田原の伝統・文化を継承していくよう、適切な支援策を講じていくこととする。

## イ 文化財の修理（整備）に関する方針

文化財の保存・活用は、文化財としての歴史的価値の維持に配慮することが求められることから、その修理にあたっては所有者及び管理者等への適切な助言や必要な支援措置を講じながら慎重に進めるものとする。

特に指定文化財の修理の実施に際しては、文化財保護法や県、市の文化財保護条例が定める現状変更許可等の規定を順守するとともに、文化庁や神奈川県教育委員会などの関係機関と連携し、文化財の価値を毀損することのないようにする。解体等を伴う大規模な修理を実施する場合は、詳細調査や史料調査などを行い、文化財の再評価に努めることとする。

文化財の修理や整備にあたっては、歴史の真正性を最大限確保することに留意し、過去の調査記録などの成果の活用や新たな調査研究を実施するとともに、必要に応じて小田原市文化財保護委員会等の有識者の意見を得ながら、それらの知見を踏まえた総合的な整備を図る。また、国登録有形文化財や市指定文化財等を保全するための独自条例の制定について検討を行う。

## ウ 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

本市には、小田原城址公園を中心に、旧石器時代から現代までの小田原の歴史資料を収蔵・展示している小田原市郷土文化館をはじめ、江戸時代の宿場町の街並みを再現するなど、体験しながら歴史を学ぶことができる小田原城内の小田原城歴史見聞館、二宮尊徳の生家に隣接し、その業績等を展示している尊徳記念館などがあるほか、小田原にゆかりのある文学者の写真や資料を収蔵・展示している小田原文学館もある。

これらの施設では歴史的建造物を使った展示やイベントの開催等を通じて、多くの人々が身近に小田原の歴史的風致に接する機会が



小田原市郷土文化館

提供されている。しかし、これらの施設はいずれも規模が小さく、特に収蔵・研究スペースが不足している。

また、小田原市郷土文化館及び小田原市立図書館は小田原城二の丸内にあることから移転の方向性が示されており、その他施設にあっては、老朽化・バリアフリーや耐震対策・展示方法の検討など多くの課題を抱えているものもある。今後、これらの施設の整備等に向けた検討を進めるものとする。

また、文化財の保存・活用のための公共サイン整備及び説明板や解説資料の充実を図り、加えて、点在する文化財を結ぶ散策・回遊ルートの設定及び休憩施設(ポケットパーク等)と一体となった整備を図る。



小田原城歴史見聞館

## エ 文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財の保護は文化財単体のみではなく、周辺環境と一体的に図られるべきものであり、都市計画法や景観法等の他法令との連携が不可欠である。

本市では、既に都市計画法に基づく高度地区(用途地域で建築物の高さ制限 10m を定めている第 1 種低層住居専用地域を除く市街化区域全域)の指定による建築物の高さや景観法とそれに基づく景観計画による建築物の意匠や色彩などのコントロールを図っており、引き続きこれらの制度を活用しながら文化財の周辺環境の保全を図るものとする。

また、本計画に基づき整備を図る施設については、文化財とその周辺環境や景観との調和を図るものとする。

## オ 文化財の防災に関する方針

文化財の火災等による滅失を防ぐため、自動火災報知機や消火設備などの防災設備設置を推進し、被災リスクの軽減を図る。また日常から文化財の防災に対する意識を向上させるため、所有者・管理者・地域住民・消防が一体となった防災訓練を定期的実施する。地震への対応として、文化財建造物等の耐震診断を進め、可能な限り耐震補強工事を実施する。

## カ 文化財の保存・活用の普及及び啓発に関する方針

歴史的風致の維持向上は、市民等が歴史的風致を構成する文化財を将来にわたって



大切に継承するという意識を持つことが重要であり、そのために継続的な普及・啓発活動に取り組むことが求められる。

そこで、文化財を積極的に公開することにより、誰もが気軽に歴史的風致に触れることができる環境づくりを推進する。また、文化財所有者と連携し、文化財でのイベント等、積極的な事業参加を促すことにより、市民の文化財保護への意識向上を図る。加えて、文化財の普及・啓発活動に取り組む NPO 法人等との連携を強化し、今後もこうした取り組みを推進していく。

#### キ 埋蔵文化財の取り扱いに関する方針

地域の貴重な歴史的資料である周知の埋蔵文化財包蔵地については、現状把握及び適切な保護措置を県などの関係機関との連携の下、継続的に実施する。

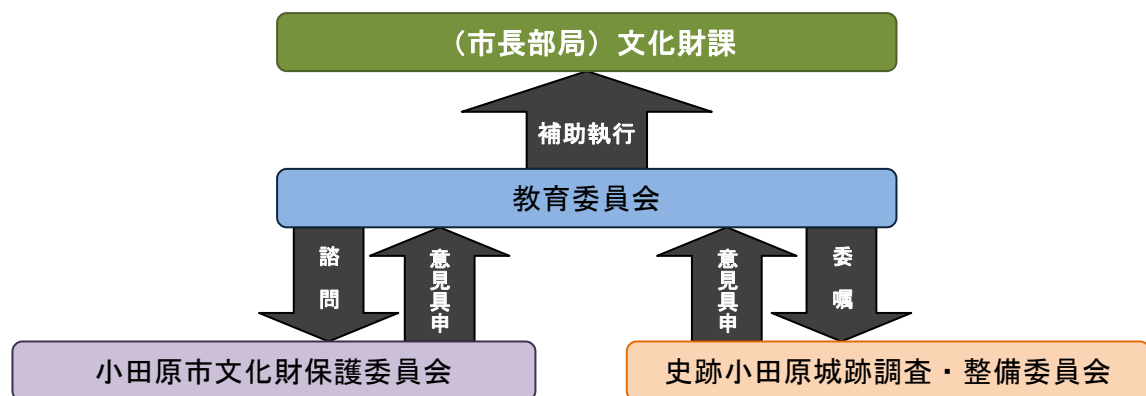
開発等に対しては、文化財課と開発審査課が緊密に連携し、事業者等との事前協議による調整を図り、その手続きについては文化財保護法及び県条例に基づき神奈川県教育委員会の指導と助言を得て行う。

一方、周知の埋蔵文化財包蔵地以外の場所において実施される開発行為等については、関係部局の協力を得ながら、未発見の埋蔵文化財の事前把握に努める。

#### ク 文化財の保存・活用に係る教育委員会の体制と今後の方針

文化財の保存・活用に係る体制については、平成 23 年 4 月以降、市長部局である文化部文化財課がその事務・事業を行っている。文化財の保護に関する事務は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 14 号の規定により教育委員会の職務権限とされているため、教育委員会の事務を補助執行しているものである。

現在、文化財課には、11 名の職員を配置し、専門職員として埋蔵文化財担当学芸員を 6 名配置している。



文化財の保存・活用に關わる体制

また、小田原市附属機関設置条例（昭和 54 年小田原市条例第 1 号）第 2 条の規定に基づき、小田原市文化財保護委員会が設置されており、文化財の保存及び活用について、教育委員会の諮問に応じて調査・研究し、その結果を報告し、必要と認める事項について意見を具申する体制となっている。委員は 10 人で構成されており、各専門分野は、歴史（近世史）分野 2 名、歴史（考古）分野 1 名、歴史（郷土史）分野 1 名、建築分野 1 名、美術（絵画）分野 1 名、民俗分野 1 名、自然科学分野 2 名、城郭分野 1 名となっている。今後とも、文化財保護委員会は未指定文化財の調査、発掘とその価値付けに必要な資料の収集、史跡整備・活用方針等に対する指導的な立場を發揮し、文化財保護について積極的な支援を図るものとする。

さらに、史跡小田原城跡の保存、整備に関しては、史跡小田原城跡調査・整備委員会設置要綱（昭和 57 年 9 月 7 日制定）に基づく委員会（委員 11 名）が教育委員会に設置されており、城跡整備に必要な調査研究等を行い、史跡の整備活用に関する事項について意見を具申する体制となっている。

## ケ 住民・NPO 法人等各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

既に確立されている地域活動、コミュニティ活動の場を中心として、地域に根づいた伝統行事などの活性化、文化財を学び知る機会の増加を図る。

また、歴史的風致の維持及び向上に寄与する活動を実践する住民や NPO 法人等の各種団体との連携を深め、必要な情報の提供や人材の育成、官民協働による文化財の保存・活用の体制を構築する。

## (2) 重点区域に関する事項

### ア 文化財の保存及び活用の現状と今後の具体的な計画

重点区域内には、国指定史跡である史跡小田原城跡をはじめとする多くの指定文化財が存在している。本市の歴史的風致の維持向上のために、重点区域に集中的に存在する文化財の保存・活用を図ることが必要であり、関連法令に基づく保護措置を図るとともに、計画的な修理や整備を推進する。

まず、史跡小田原城跡の本丸・二の丸部分については、「史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想」に基づく環境整備事業等を進めており、平成 9 年度に銅門が復原され、平成 20 年度には馬出門の復元的整備が完了した。さらに平成 22 年度で馬屋・大腰掛跡の平面表示等を含む馬屋曲輪ごようまいくるわの整備工事を実施している。今後平成 23 年～25 年度にかけて、御用米曲輪ごようまいくるわの修景整備等を行う予定である。

また、八幡山古郭及び総構部分については、史跡指定部分が散在しており、民有地

の部分が多いことなどから、平成 22 年に策定した「史跡小田原城跡八幡山古郭・総構保存管理計画」に基づき史跡の保存・管理に努め、重要な部分と位置付けられた箇所については、機会をとらえて公有地化及び整備を図っていく。

さらに、全体の整備のあり方を明らかにする必要があることから、その将来像を示した整備基本構想の策定に着手する予定である。

なお、三の丸清閑亭土塁、公有地化された部分の整備が終了した東曲輪については公開活用が始められているほか、官民主催による総構を歩く見学会やおだわらツーデーマーチのコースに選ばれるなど、周知化が図られている。

また、重点区域内には 8 件の国登録有形文化財が存在する。保存活用のために必要なものについては歴史的風致形成建造物に指定し、修理を実施するとともに、歴史的風致の維持向上のために積極的な公開を図るものとする。

未指定の歴史的建造物については、これまでも「小田原ゆかりの優れた建造物」の指定など本市独自の取組による保存・活用策を講じてきたところではあるが、小田原市文化財保護委員会等の助言を受けながら、必要な調査を計画的に実施し文化財としての価値を明らかにし、指定等により確実な保護が図られるよう努める。

また、歴史的風致を構成する建造物のうち早急な修理の必要性が認められるものについては、歴史的風致形成建造物に指定し、平成 26 年度以降、順次修理を実施する。歴史的風致形成建造物に指定した建造物については、可能な限り一般に公開を図ることとし、活用にあたり管理団体等への必要な支援措置を講じる。これら未指定の建造物については建築基準法等の現行法令により、改修の際などに制約があることから、特例措置を適用できる条例の制定等、貴重な歴史的資源を継承していくための方策について検討するものとする。

加えて、地域に根付く行事や伝統文化など無形の文化財についても保存団体等の担い手との連携を強化し、必要な調査の実施や記録に努めるとともに、後継者育成に関する支援や市民に対する普及活動の推進に努めるものとする。

## イ 文化財の修理（整備）に関する具体的な計画

文化財の修理及び整備にあたっては、文化財の価値を損なうことなく適切な保存を図る必要があるため、詳細な調査を行い、履歴に基づいた修理及び整備を実施する。指定文化財の現状変更については、文化財保護法や県・市の文化財保護条例に基づく手続きを踏まえるとともに、文化庁や神奈川県教育委員会等の関係機関との連携、小田原市文化財保護委員会等の有識者からの意見聴取等を行い、慎重かつ適切に実施するものとする。

## ●小田原城跡（史跡）

本丸・二の丸部分については、平成 23～25 年度にかけて、本丸北側に位置する御用米曲輪において、現存する緑との共生を図りながら、発掘調査の成果等に基づき、土塁や米蔵跡等の修景整備を行う。なお今後も「史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想」に基づき整備を進めていく。

なお、復原後 10 年以上が経過した銅門の櫓門や土塀、住吉橋等については一部老朽化が認められるようになってきており、現況調査を行ったうえで修復工事を行うことを検討している。

一方、八幡山古郭及び総構については、「史跡小田原城跡八幡山古郭・総構保存管理計画」に基づき、史跡の公有地化を視野に入れつつ、適切な保存・管理に努めていく。また、全体の整備の将来像を示した整備基本構想の策定に着手する予定である。



小田原城銅門



小田原城馬出門

既に公有地化が図られている MRA アジアセンター跡地については、今後三の丸外郭新堀土塁の環境整備等を行い、既に公開活用が図られている東曲輪、三の丸清閑亭土塁との連携を視野に入れながら八幡山古郭及び総構散策の拠点として活用を図る予定である。

## ●清閑亭（国登録有形文化財）

国登録有形文化財である清閑亭は小田原の歴史・文化の発信拠点、また周辺の歴史的施設の回遊ルートの拠点として活用を図る。土台等の腐朽や天井部の雨漏り等の老朽化が進んでいるため、歴史的風致形成建造物に指定した上で、平成 23 年度から 25 年度にかけて、適切な修理等の方法を検討し、実施する。



清閑亭

## ●松永記念館（老樺荘・葉雨庵（国登録有形文化財）、本館、收藏庫、庭園、無住庵）

松永記念館にある国登録有形文化財に登録されている老樺荘及び葉雨庵については、建築後相当年数が経過しており、雨漏り等各部に傷みが見られるなど老朽化が進んでいることから、歴史的風致形成建造物に指定した上で、平成23年度から27年度において修理等の整備を実施する。また、松永記念館全体が地域の良好な歴史的景観を構成する重要な要素として、基幹的な役割を果たしていることから、本館や收藏庫の改修・整備や植栽の復元、休息施設の拡充など庭園の修景・整備を行うとともに、現在個人所有地に移築されている無住庵を記念館の敷地に再度移築するなど、記念館全体を交流・回遊ルートの拠点としての活用を図る。



老樺荘



本館（右）、收藏庫（左）

## ●小田原文学館（国登録有形文化財）

国登録有形文化財である小田原文学館（本館・別館）は、平成23年度から25年度にかけて、損傷が生じている屋根の改修（雨漏り対策）や内部天井、床等の修繕、改修を実施する。本館内では、既設トイレのバリアフリー化などの改修を行い、合わせて敷地内に多目的トイレを整備し、まちなかを回遊する際の休憩施設としての整備を図る。



小田原文学館本館

## ウ 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

重点区域内にある小田原市郷土文化館では、郷土にある豊富な資料を収集し、その保管・保存を図るとともに、資料の展示公開や調査研究等を行っている。また、郷土資料館の分館である松永記念館でも収蔵品の展示を行っている。これらの施設については今後とも展示やイベント等で活用していくとともに、必要に応じて修理等の施設整備や情報発信力の強化を図るものとする。加えて、市が所有し、現在NPO法人に管理を委託している清閑亭については、史跡の回遊拠点や歴史的風致の維持向上を図る施設として活用していくため、NPO法人等との連携のもと、施設の維持管理や活用の

ための措置を図っていく。

また、本市では小田原の地場産業をなりわいとする店舗・工場について、事業者の協力のもと「街かど博物館」として広く公開している。現在 18 館ある博物館のうち、15 館が重点区域の中に含まれており、今後も展示や体験等を通じた小田原の歴史的魅力的発信や市民・来訪者が歴史的風致に親しめる環境づくりに必要な支援策を講じる。



小田原宿なりわい交流館

合わせて、平成 13 年に旧網間屋を再整備した小田原宿なりわい交流館についても、市民や観光客の交流拠点としてさらなる活用を図っていく。

加えて、これまでも文化財等の案内板や説明板等の設置をしてきたところではあるが、一部には老朽化などの問題も生じていることから、その修復等も含め、歴史的風致をネットワークする案内板等のあり方を検討した上で、平成 24 年度から設置する。

## エ 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

重点区域は史跡小田原城跡を中心に、本町、南町などに城下町や旧東海道の宿場町といった歴史を感じさせるまちなみが残る一方、小田原駅や国道 1 号が近接しており、都市機能と歴史的環境の調和のとれたまちなみ形成が求められる。

そこで、都市計画では、用途地域の種別に応じて高度地区を指定し建築物の高さを規制し、景観計画では、小田原城周辺地区、小田原駅周辺地区、国道 1 号本町・南町地区を拠点型重点区域と位置づけ歴史的まちなみに配慮した規制誘導を行っている。

また、旧甲州道沿道の銀座通りでは、現在事業中の電線類地中化事業と併せ、平成 23 年度からは景観修景の面からも歴史文化やなりわいの感じられるまちなみづくりに向けて、銀座・竹の花周辺地区街づくり基準に基づく修景整備等を行う。

今後は、板橋地区周辺やかまぼこ通り地区周辺など歴史的まちなみ環境が残る地区において、景観重点区域への編入を目指し、平成 23 年度から住民と一体となって景観調査や地区住民とのワークショップによるルールづくりや、協議会等への組織化への支援を行い、住民主体による歴史的環境の維持向上を図っていくものとする。



かまぼこ通り地区周辺

## オ 文化財の防災に関する具体的な計画

小田原文学館、松永記念館、宗福院地蔵堂等、重点区域内の主要な文化財において、現在、毎年1月26日の文化財防火デーなどの機会に防災訓練を実施し、所有者、市民等の文化財に対する防災意識の向上を図っており、成果を上げている。この成果を広く歴史的建造物にも対象を広げていく必要がある。これは、歴史的建造物の多くが木造であることから、火災に対する対策が重要なためである。消防による文化財の予防的な査察を実施するとともに、所有者、管理者等に自動火災報知機や盗難対策としての警備システム等の設置を促していく。

## カ 文化財の保存・活用の普及及び啓発に関する具体的な計画

文化財パンフレットの作成や市ホームページの充実化を図るとともに、発掘調査、整備工事現場や建造物修理現場での説明会を機会あるごとに実施し、文化財の公開に努めるとともに、市民が文化財に対して理解を深める機会の創出に努める。特に平成23年度からは、より多くの人々が小田原の歴史、文化に対する認識を深めることができるよう、小田原の歴史的まちなみを回遊する際に活用できる散策パンフレットの作成を行い、あわせて、レンタサイクルの拠点の拡大を検討し、歴史的まちなみに触れる人々の回遊性の向上を図る。

無形の文化財は、その維持継承にあたって、担い手や技術の伝承など多くの人の関与が重要であることから、その正確な記録調査を実施し、円滑かつ確実に文化が継承されていくよう努めものとする。加えて、小田原囃子や大漁木遣唄等の伝統芸能の後継者育成に取り組む小田原民俗芸能保存協会や小田原漆器などの伝統工芸の継承支援を行っている産地組合等、伝統文化の継承等や歴史的風致の維持向上に資する活動を行う団体に対しては、その活動の継続に必要な支援を実施し、これら伝統文化・伝統工芸の普及啓発を図る。

## キ 埋蔵文化財の取り扱いに関する具体的な計画

重点区域内において現在確認されている周知の埋蔵文化財包蔵地は64か所となっている。これらの該当箇所では歴史的風致の維持及び向上に関する事業を実施する場合は、埋蔵文化財の価値を損なわないよう十分な調査を行うものとする。また開発等で埋蔵文化財が破壊されることがないように、地権者への周知を図るとともに、実際の開発に際しては十分な事前協議を行い、できるかぎり現地保存を図るものとする。開発による破壊を免れえない場合は、発掘調査を実施し記録保存を行う。また埋蔵文化財包蔵地以外でも小田原城総構の範囲では城絵図等から遺構の存在が予想されるため、

総構の堀や土塁、城下町遺構などが新たに発見された場合には、記録保存や現状保存について、開発事業者等と協議し理解を得ることに努める。

## ク 住民・NPO 法人等各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

重点区域では、文化財の保存・活用に取り組む NPO 法人等の団体が活動を展開している。

これらの団体が文化財の保存・活用に主体的に関わっていけるよう情報提供等の支援を行うとともに、団体間で交流、情報交換できる機会を提供する等、文化財の保存・活用に向けた体制整備を図る。

また、本市に数多くある文化財の保存・活用を行政だけで担うことは限界があることから、市民が主体となって本市の文化財を総合的に把握し、それを活用・育成する仕組みを検討し、小田原市全体で歴史的風致を維持向上させる体制を整備する。

### ●小田原民俗芸能保存協会

小田原地方の民俗芸能を保存し、普及並びに後継者の育成に努めるとともに、民俗芸能保存団体の連絡協調を図ることを目的に、会の趣旨に賛同する民俗芸能団体により活動を行っている。

若手後継者の日ごろの鍛錬の成果を発表する場として、また、民俗芸能の普及啓発のため、毎年1回、後継者育成発表会を主催している。

### ●NPO 法人 小田原まちづくり応援団

相模湾沿岸地域一帯に多く残る邸宅・庭園や歴史的建造物を、新たな文化発信や、地域住民と来訪者による多彩な交流の場として保全活用し、地域の活性化につなぐ取り組みである神奈川県邸園文化圏再生構想とリンクし、「おだわら千年蔵構想」の実現を目指し活動している。

清閑亭を拠点として、邸園文化や邸園交流をコンセプトに、主に小田原市域において、多様な主体と連携しながら、まちづくりや特定非営利活動に係る調査研究・政策提言活動および情報発信・学習交流活動に関する事業等を行い、地域に眠っている宝物を活かした小田原らしいまちづくりの進展を目指し活動を展開している。

### ●NPO 法人 小田原ガイド協会

小田原市及びその周辺の自然・歴史・文化を観光客や市民に紹介し、観光振興と文化の継承に寄与し、地域の発展に貢献することを目的に活動している。



## ●小田原茶道連盟

茶道文化の由緒深い小田原で活動する団体で、昭和 55 年に結成された。表千家、裏千家、久田流、煎茶道阿部流の 4 流派で構成され、日本の伝統文化のひとつである茶道の普及、次世代への継承等の活動を行っている。

## 2 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理

### (1) 歴史的風致維持向上施設の管理に関する事項

歴史的風致維持向上施設の管理については、その施設の管理主体となる所管課が関係課との十分な協議・調整の上、実施している。小田原の歴史的風致を構成している小田原用水、板橋地区の別邸等に残る石垣や煉瓦塀、海岸沿いの松林などは地域においても自治会等による清掃活動等が行われるなど大切に管理されている。今後も行政と地域住民が一体となって歴史的風致維持向上施設の管理に努める。

### (2) 歴史的風致維持向上施設の整備に関する事項

小田原の歴史的風致の維持及び向上にふさわしい都市基盤整備が必要であり、その整備にあたっては、幅広く適切な補助事業などの情報を得て、歴史的風致維持向上計画の実施・推進体制にある各審議組織に付議し実施するものとする。

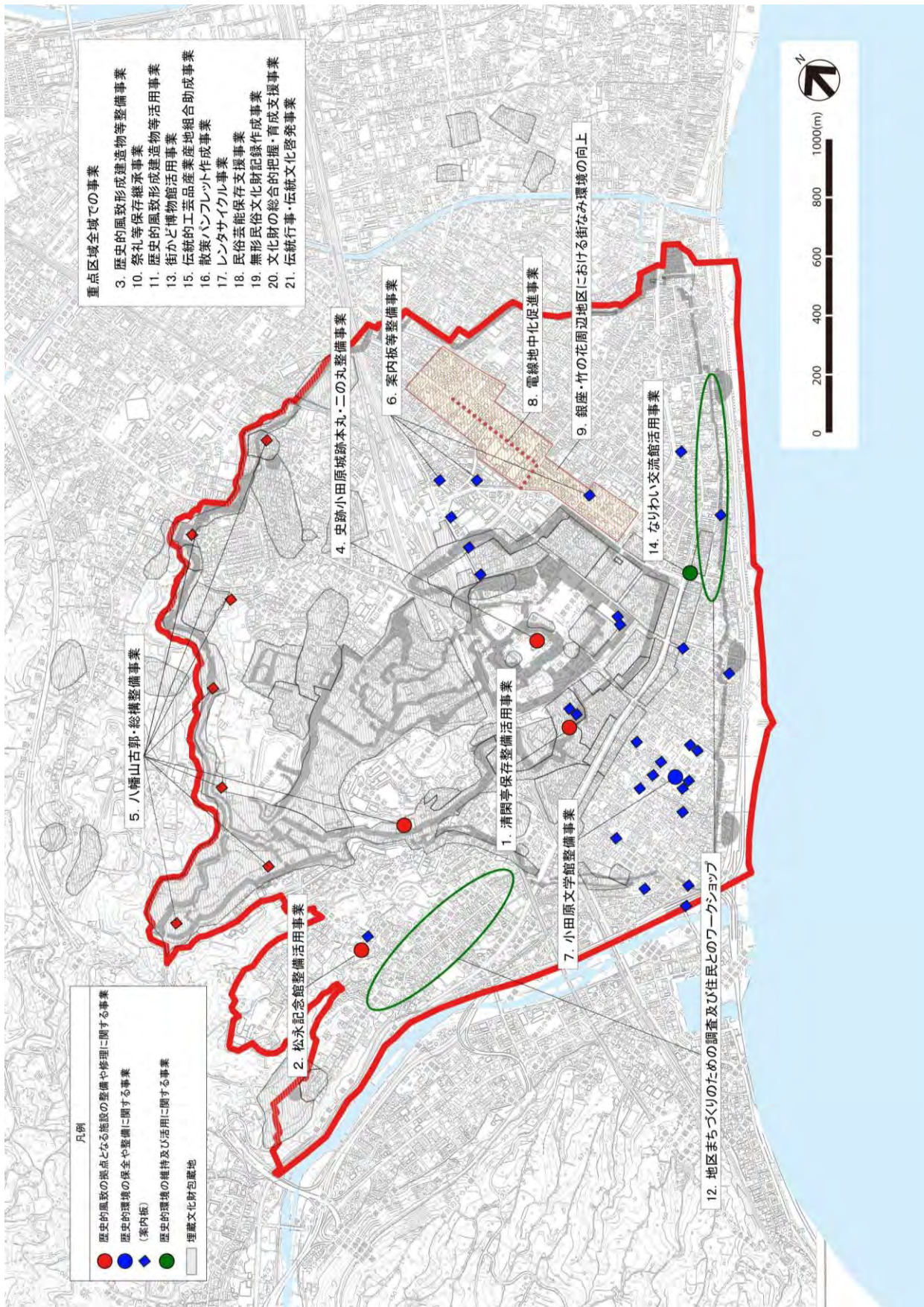
都市構造を示す歴史遺産である小田原城総構などについては、これまでの調査・研究による知見及び今後の調査等による新しい知見などに基づき、史実に即した整備を進める。

城下町かつ宿場町である小田原の歴史的風致の保護を考慮するとともに、歴史的なまちなみとそれを結ぶルートを整備し、市民が歴史的風致に親しむことができるよう文化財を核とした一体的な環境整備を図る。

歴史的風致維持向上施設の復原については、発掘調査等を重ね情報を収集するとともに、その構造を明らかにし、その価値及び史実に基づいた整備を行う。また、歴史的風致維持向上施設の周辺については、隣接する文化財及び地域における営み等と一体となった整備を進める。

さらに、本市の歴史的風致の維持向上のため、無形文化財等の記録や伝承など、市民や観光客の歴史的風致に対する理解と関心を高めるための市民の活動等を推進・支援する。整備にあたっては、以下の 3 つの観点より実施する。

- |                             |
|-----------------------------|
| ア 歴史的風致の拠点となる施設の整備や修理に関する事業 |
| イ 歴史的環境の保全や整備に関する事業         |
| ウ 歴史的風致の維持及び活用に関する事業        |



事業位置図

ア 歴史的風致の拠点となる施設の整備や修理に関する事業

|                      |   |
|----------------------|---|
| 事業名                  | 1. 清閑亭保存整備活用事業  |
| 整備主体                 | 小田原市  |
| 支援事業名                | 社会資本整備総合交付金事業（暮らし・にぎわい再生事業の効果促進事業、街なみ環境整備事業、街なみ環境整備事業の効果促進事業）・市単独事業   |
| 事業期間                 | 平成23年度～平成32年度   |
| 事業位置                 | 南町一丁目   |
| 事業概要                 | <p>土台等の腐朽や天井部の雨漏り等の老朽化が目立つ清閑亭の補修・修理を実施する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="411 741 874 1055">  <p style="text-align: center;">事業位置図</p> </div> <div data-bbox="901 741 1364 1055">  <p style="text-align: center;">文久図における事業位置</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div data-bbox="448 1155 863 1480">  </div> <div data-bbox="916 1155 1337 1491">  </div> </div> <p style="text-align: center;">清閑亭の現況</p> |
| 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由 | <p>国登録有形文化財である「清閑亭」は小田原の明治・大正期を語るのに欠かせない歴史的建造物である。現在清閑亭は NPO 法人により公開されているが、建物本体の老朽化が激しいため、適正な改修を行うことにより、観光客や市民の憩いの場、板橋地区周辺に数多く残る旧別邸や社寺群を巡る回遊ネットワークの拠点として、また、別邸・別荘文化を発信する施設として整備することで、板橋地区周辺の歴史的風致の維持向上を図ることができる。</p>  |

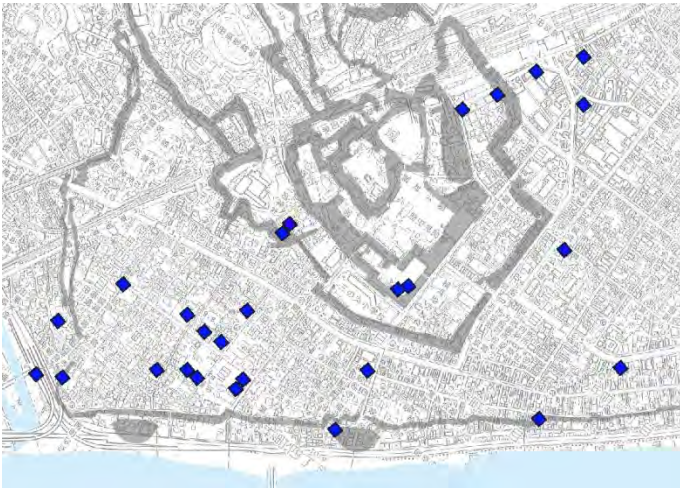

|                      |  |
|----------------------|--|
| 事業名                  | 2. 松永記念館整備活用事業   |
| 整備主体                 | 小田原市   |
| 支援事業名                | 社会資本整備総合交付金事業（暮らし・にぎわい再生事業の効果促進事業、街なみ環境整備事業、街なみ環境整備事業の効果促進事業）・市単独事業  |
| 事業期間                 | 平成23年度～平成32年度  |
| 事業位置                 | 板橋   |
| 事業概要                 | <p>松永記念館内にある歴史的建造物の修理及び庭園の修景整備等を一体的に実施する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>事業位置図</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>大正5年の地形図における事業位置</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div> <p style="text-align: center;">松永記念館の現況</p> |
| 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由 | <p>「松永記念館」は小田原の昭和前期に建てられた歴史的建造物であり、かつては松永安左エ門の収集品を展覧する美術館として一般に広く公開されていた。中世から続く板橋地区周辺の歴史的なまちなみにも寄与しており、今後、さらに施設内の歴史的建造物の修理・修景などと一体的な整備を実施し、観光客や市民の憩いの場や回遊ルートの拠点として整備することにより、板橋地区周辺の歴史的風致の維持向上を図ることができる。</p>  |

|                      |   |
|----------------------|---|
| 事業名                  | 3. 歴史的風致形成建造物等整備事業  |
| 整備主体                 | 建物所有者・団体  |
| 支援事業名                | 社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）・市単独事業  |
| 事業期間                 | 平成25年度～平成32年度   |
| 事業位置                 | 重点区域全域  |
| 事業概要                 | <p>国登録有形文化財や小田原ゆかりの優れた建造物などの調査を実施し、歴史的建造物を歴史的風致形成建造物に指定するとともに、建物の修理等の費用を助成し、定期的に一般に公開する。また、個人、団体が所有する未指定の歴史的建造物の修理等に関する費用の補助を行う。</p>  <p style="text-align: center;">歴史的風致形成建造物指定候補位置図</p> |
| 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由 | <p>重点区域内にある歴史的建造物に対し、歴史的風致形成建造物に指定し修理、修景に対する助成を行うことにより、歴史的建造物を保護し、歴史的風致の維持向上を図る。</p>  |

|                      |  |
|----------------------|--|
| 事業名                  | 4. 史跡小田原城跡本丸・二の丸整備事業   |
| 整備主体                 | 小田原市   |
| 支援事業名                | 馬屋跡・大腰掛跡整備：国宝重要文化財等保存整備費補助金・市単独事業<br>御用米曲輪整備工事：国宝重要文化財等保存整備費補助金・市単独事業<br>銅門・住吉橋修復工事：市単独事業<br>城跡周辺環境整備：社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）   |
| 事業期間                 | 平成23年度～平成32年度  |
| 事業位置                 | 城内   |
| 事業概要                 | <p>小田原城の本丸・二の丸については、平成5年に策定された「史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想」に基づき史跡整備や回遊ルートの整備を進める。これまでに平成9年に銅門柵形、平成21年に馬出門柵形を整備し、平成23年に馬屋曲輪の整備を行った。</p> <p>現在は御用米曲輪の整備を行っており、土塁の復元や米蔵跡の平面表示などを行う予定である。また、銅門柵形・住吉橋については老朽化が目立つため、修復工事を行う。</p>  |
|                      | <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>事業位置図</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>文久図における事業位置</p> </div> </div> |
| 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由 | <p>史跡小田原城跡は、小田原市の歴史・文化・伝統を継承するシンボルである。曲輪の整備や土塁の復元等を実施、以前の姿へと戻すことによって、波及的に歴史的風致が形成されている城下町一体の市街地の歴史的環境の改善が促される。また小田原城跡又は小田原市街地の環境整備を行うことにより、本市固有の歴史的な景観を保全し、市街地の魅力の向上に大きく貢献することも期待され、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>   |

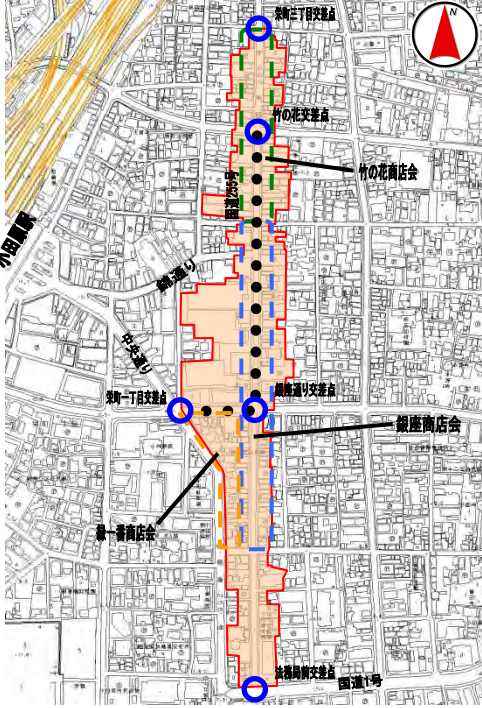


|                      |  |
|----------------------|--|
| 事業名                  | 5. 八幡山古郭・総構整備事業  |
| 整備主体                 | 小田原市   |
| 支援事業名                | 国宝重要文化財等保存整備費補助金・市単独事業   |
| 事業期間                 | 平成24年度～平成32年度  |
| 事業位置                 | 城山   |
| 事業概要                 | <p>平成22年度に策定した「八幡山古郭・総構保存管理計画」に基づき、全体の整備基本設計・個別箇所の整備実施設計を策定し、それぞれの箇所の整備を順次行っていく。また、三の丸外郭新堀土塁については、個別に整備実施設計を策定し、史跡としての環境整備を行うとともに、中世小田原城を紹介するガイダンス施設を核とした複合施設の建設を検討する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div data-bbox="443 846 1038 1238">  </div> <div data-bbox="1050 1198 1177 1227"> <p>事業位置図</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start; margin-top: 10px;"> <div data-bbox="443 1256 1038 1641">  </div> <div data-bbox="1050 1615 1326 1644"> <p>文久図における事業位置</p> </div> </div> |
| 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由 | <p>八幡山古郭及び総構は、小田原のまち割りを規定している戦国時代の文化遺産である。そのため、八幡山古郭及び総構を整備することにより、多くの市民が小田原の町の歴史を感じることができる。また、史跡小田原城跡を説明するためのガイダンス施設を整備し、小田原城をめぐるための回遊拠点ができることにより、小田原城や小田原の歴史をより深く理解でき、小田原の歴史的風致の維持及び向上に寄与することができる。</p>   |

イ 歴史的環境の保全や整備に関する事業

|                      |  |
|----------------------|--|
| 事業名                  | 6. 案内板等整備事業  |
| 整備主体                 | 小田原市   |
| 支援事業名                | 社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業）・市単独事業   |
| 事業期間                 | 平成23年度～平成29年度  |
| 事業位置                 | 重点区域全域   |
| 事業概要                 | <p>歴史的建造物等について、案内板や情報板の新設、更新を実施する。</p>  <p>事業位置図（仮）</p>  <p>文久図における事業位置</p> |
| 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由 | <p>歴史的建造物の周辺等、重点区域の主要な地点に案内板や情報板を設置することにより、市民や来訪者が建造物等への理解を深めることができるとともに、散策ルートの設定等と合わせ歴史的風致の拠点を巡る回遊性の高いネットワークの形成が図られる。このことにより多くの人が小田原の歴史的風致に対する認識を深め、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>  |



|                      |  |
|----------------------|--|
| 事業名                  | 7. 小田原文学館整備活用事業  |
| 整備主体                 | 小田原市   |
| 支援事業名                | 社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業、街なみ環境整備事業の効果促進事業）・市単独事業  |
| 事業期間                 | 平成25年度～平成28年度  |
| 事業位置                 | 南町二丁目  |
| 事業概要                 | <p>国登録有形文化財である小田原文学館（本館・別館）は、損傷が著しい屋根の改修（雨漏り対策）を実施するとともに、周辺の歩行者空間の整備等と併せて、施設内に新たな便益施設を整備し、まちなかを回遊する際の休憩施設としての機能を付加する整備を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>事業位置図</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>文久図における事業位置</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  <p>小田原文学館本館</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>小田原文学館別館</p> </div> </div> |
| 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由 | <p>国登録有形文化財である小田原文学館の屋根の改修及び施設内への休憩施設等を整備することにより、市民や観光客がより容易に歴史的風致に触れることができるような環境整備や周辺地域の回遊性の向上が図られ、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>   |

|                      |  |
|----------------------|--|
| 事業名                  | 8. 国道 255 号電線地中化事業   |
| 整備主体                 | 神奈川県   |
| 支援事業名                | 社会資本整備総合交付金事業（道路事業（基幹事業））  |
| 事業期間                 | 平成 22 年度～平成 28 年度  |
| 事業位置                 | 栄町一丁目・栄町二丁目  |
| 事業概要                 | <p>国道 255 号電線類地中化全体計画（L=4,560m（2,280m×2）、H8～）のうち、銀座・竹の花周辺地区（L=920m（両側歩道 460m×2））において、電線類地中化を行う。</p> <p>□ 区域図</p>   <p>整備前（現状）</p>  <p>整備後（完成イメージ）</p> |
| 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由 | <p>銀座・竹の花周辺地区（国道 255 号）は旧甲州道沿いに位置し、歴史的なまちなみや歴史的な建造物が残る地区である。この歴史文化やなりわいの感じられる歴史的なまちなみ景観の形成を促進するため電線類地中化を行うことにより歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>  |

| 事業名                  | 9. 銀座・竹の花周辺地区における街なみ環境の向上   |  |    |  |       |    |   |          |   |        |
|----------------------|---|--|----|--|-------|----|---|----------|---|--------|
| 整備主体                 | 小田原市・民間団体   |  |    |  |       |    |   |          |   |        |
| 支援事業名                | 社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業、街なみ環境整備事業の効果促進事業）・市単独事業   |  |    |  |       |    |   |          |   |        |
| 事業期間                 | 平成23年度～平成32年度   |  |    |  |       |    |   |          |   |        |
| 事業位置                 | 栄町一丁目・栄町二丁目   |  |    |  |       |    |   |          |   |        |
| 事業概要                 | <p>銀座・竹の花周辺地区において、地区街づくり基準に基づく景観修景に対する助成や緑地の整備、歩道修景や案内板の設置等を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="387 745 898 1512"> </div> <div data-bbox="914 745 1409 1048"> </div> </div> <p style="text-align: center;">街並みの将来イメージ</p> <table border="1" data-bbox="462 1541 834 1680" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">凡例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">- - -</td> <td>区域</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">●</td> <td>小公園、緑地整備</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td>案内板等整備</td> </tr> </tbody> </table> |  | 凡例 |  | - - - | 区域 | ● | 小公園、緑地整備 | ○ | 案内板等整備 |
| 凡例                   |   |  |    |  |       |    |   |          |   |        |
| - - -                | 区域  |  |    |  |       |    |   |          |   |        |
| ●                    | 小公園、緑地整備  |  |    |  |       |    |   |          |   |        |
| ○                    | 案内板等整備  |  |    |  |       |    |   |          |   |        |
| 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由 | <p>銀座・竹の花周辺地区は旧甲州道沿いに位置し、歴史的なまちなみや歴史的な建造物が残る地区である。この歴史文化やなりわいの感じられる歴史的なまちなみ景観の形成を促進することで、往来する人々の回遊性が向上し、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>  |  |    |  |       |    |   |          |   |        |

ウ 歴史的風致の維持及び活用に関する事業

|                      |  |
|----------------------|--|
| 事業名                  | 10. 祭礼等保存継承事業  |
| 整備主体                 | 保存団体等  |
| 支援事業名                | 市単独事業  |
| 事業期間                 | 平成 25 年度～平成 27 年度  |
| 事業位置                 | 重点区域全域   |
| 事業概要                 | 祭礼の継承に必要な衣装や神輿の更新などに係わる費用の助成を行うなど保存団体の活動に必要な支援を実施する。   |
| 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由 | 祭礼等の伝統文化の継承に必要な道具の更新を行い、歴史的風致を形成している活動の継続を図るとともに、それら活動のPR等を通じて、地域の伝統文化伝承への意識を高め、担い手の育成などの効果も期待されることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。 |

|                      |   |
|----------------------|---|
| 事業名                  | 11. 歴史的風致形成建造物等活用事業   |
| 整備主体                 | 建物所有者・団体  |
| 支援事業名                | 市単独事業   |
| 事業期間                 | 平成 23 年度～平成 32 年度   |
| 事業位置                 | 重点区域全域  |
| 事業概要                 | 歴史的風致形成建造物に指定された建造物等を定期的に一般公開するため、事業運営する支援法人等に対し、支援する。  |
| 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由 | 国登録有形文化財や小田原ゆかりの優れた建造物など、各所に点在する歴史的建造物は旧街道沿いや史跡周辺にも数多く現存しており、これら建造物を定期的に公開することにより回遊、交流拠点としての機能を高めることにより、歴史的風致の維持、向上を図ることが出来る。 |

|                      |   |
|----------------------|---|
| 事業名                  | 12. 地区まちづくりのための調査及び住民とのワークショップ  |
| 整備主体                 | 任意団体等   |
| 支援事業名                | 市単独事業   |
| 事業期間                 | 平成23年度～平成28年度   |
| 事業位置                 | 板橋地区・かまぼこ通り地区   |
| 事業概要                 | 板橋地区及びかまぼこ通り地区において、景観重点区域の設定を目的として、景観調査及び住民とのワークショップによるルールづくり、協議会への組織化等の支援を行う。  |
| 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由 | 歴史的風致が色濃く残る板橋地区及びかまぼこ通り地区は、景観計画による景観重点区域に設定されていない。これら地区において、歴史的環境にあった町並み形成や景観に配慮したまちづくりが推進されることにより、歴史的風致に対する認識を高めることが期待されることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。 |

|                      |   |
|----------------------|---|
| 事業名                  | 13. 街かど博物館活用事業  |
| 整備主体                 | 建物所有者   |
| 支援事業名                | 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業の効果促進事業）・市単独事業   |
| 事業期間                 | 平成23年度～平成32年度   |
| 事業位置                 | 重点区域全域  |
| 事業概要                 | 小田原に古くから栄えた地場産業を営む店舗等を一般公開する街かど博物館について、訪れる人々に街の歴史や魅力を知ってもらう目的で行われている体験プログラムなど一般公開に係わる運営支援を実施する。 |
| 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由 | 個々の店舗で行われている活動を街かど博物館として公開、支援することにより、市民や観光客に対する地域の伝統文化の伝承への意識を高めることとなり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。       |

|                      |  |
|----------------------|--|
| 事業名                  | 14. なりわい交流館活用事業  |
| 整備主体                 | 小田原市・民間団体等   |
| 支援事業名                | 市単独事業  |
| 事業期間                 | 平成23年度～平成32年度  |
| 事業位置                 | 重点区域   |
| 事業概要                 | なりわい交流館において、小田原の地場産業の情報発信や生涯学習等の各種イベントの会場として、多くの市民や観光客が交流する場を提供する。                                     |
| 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由 | 旧城下とその周辺で暮らす人々の歴史や伝統に根ざした地場産業や生活の一部などをイベント等の開催にあわせて情報発信することにより、市民や観光客が本市の歴史と伝統を再認識し、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。 |

|                      |   |
|----------------------|---|
| 事業名                  | 15. 伝統的工芸品産業産地組合助成事業  |
| 整備主体                 | 伝統的工芸品産業産地組合等   |
| 支援事業名                | 市単独事業   |
| 事業期間                 | 平成23年度～平成32年度   |
| 事業位置                 | 小田原市全域  |
| 事業概要                 | 伝統的工芸品の産地団体（小田原箱根伝統寄木組合や伝統小田原漆器協同組合など）が行う振興事業に対し助成を行う。  |
| 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由 | 中世より続く小田原の小田原漆器などの伝統的工芸品を担う事業者団体の活動を支援し、担い手の育成や伝統技術の継承を図ることにより、「城下の伝統工芸にみる歴史的風致」の維持及び向上に寄与する。 |

|                      |  |
|----------------------|--|
| 事業名                  | 16. 小田原散策マップ等作成事業  |
| 整備主体                 | 小田原市   |
| 支援事業名                | 社会資本整備総合交付金事業（街なみ環境整備事業の効果促進事業）・市単独事業  |
| 事業期間                 | 平成23年度～平成32年度  |
| 事業位置                 | 重点区域全域   |
| 事業概要                 | 歴史的なまちなみ・施設等の分布、史実等のストーリーや回遊ルート等を紹介する散策パンフレットを作成する。  |
| 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由 | 散策パンフレットによる情報提供や回遊ルートの設定により、小田原城下に点在する歴史的資源をより容易に巡ることが可能になる。このことにより、市民や来街者が歴史的風致に触れる機会が増え、愛着を育むことにより、歴史的な生業や活動が活性化するなど、歴史的風致の維持向上が期待される。 |

|                      |   |
|----------------------|---|
| 事業名                  | 17. レンタサイクル事業   |
| 整備主体                 | 小田原市・民間団体   |
| 支援事業名                | 市単独事業   |
| 事業期間                 | 平成23年度～平成32年度   |
| 事業位置                 | 重点区域全域  |
| 事業概要                 | 現在、歴史見聞館のみにあるレンタサイクルについて、拠点を数か所整備し、運営を支援する。   |
| 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由 | レンタサイクルの利便性が高まることで、旧城下やその周辺の地域に点在する歴史的資源をより容易に巡ることが可能になる。このことにより、市民や来街者が歴史的風致に触れる機会が増え、愛着を育むことにより、歴史的な生業や活動が活性化するなど、歴史的風致の維持向上が期待される。 |

|                      |   |
|----------------------|---|
| 事業名                  | 18. 民俗芸能保存支援事業  |
| 整備主体                 | 保存団体等   |
| 支援事業名                | 市単独事業   |
| 事業期間                 | 平成23年度～平成32年度   |
| 事業位置                 | 小田原市全域  |
| 事業概要                 | 民俗芸能の保存活動団体に対し、活動の周知や後継者育成のための発表会など普及啓発や保存の取り組みを支援する。   |
| 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由 | 歴史的風致を構成する民俗芸能は、中心市街地の若年層の減少により、次世代の担い手不足が懸念されている。保存活動団体の担い手育成や普及啓発などの取り組みを支援することで、民俗芸能の継承が図られることにより、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。 |

|                      |  |
|----------------------|--|
| 事業名                  | 19. 無形民俗文化財記録作成事業  |
| 整備主体                 | 小田原市・保存団体等   |
| 支援事業名                | 市単独事業  |
| 事業期間                 | 平成26年度～平成32年度  |
| 事業位置                 | 小田原市全域   |
| 事業概要                 | 無形民俗文化財の実態調査をし、現在における詳細な記録を作成する。   |
| 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由 | 伝承者の減少により維持が困難になりつつある無形民俗文化財について調査や記録を実施し、地域の伝統文化伝承への意識を高めることにより、無形文化財等の担い手育成などを促進し、後世に確実に継承することができ、歴史的風致の維持向上に寄与する。 |



|                      |  |
|----------------------|--|
| 事業名                  | 20. 文化財の総合的把握・育成支援事業   |
| 整備主体                 | 小田原市・保存団体等   |
| 支援事業名                | 市単独事業  |
| 事業期間                 | 平成 27 年度～平成 32 年度  |
| 事業位置                 | 小田原市全域   |
| 事業概要                 | 歴史的価値の高い文化財を、まだ認知されていないものも含め総合的に把握する仕組みを構築する。また、それらの活用を図るとともに、保存・活用に携わる団体・個人を育成する取組みを支援する。   |
| 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由 | 文化財を総合的に把握する仕組みを構築することで、文化財の効果的な活用が図れる。また、市民も参加しての仕組みとすることで、調査に関わる市民が小田原の歴史や文化への認識を深める機会となる。加えて、それら新たに価値付された文化財を活用し、保存・活用に携わる団体・個人を育成していくことで、全市において歴史まちづくりが展開されることにより、歴史的風致の維持向上に寄与する。 |

|                      |  |
|----------------------|--|
| 事業名                  | 21. 伝統行事・伝統文化啓発事業  |
| 整備主体                 | 小田原市・保存団体等   |
| 支援事業名                | 市単独事業  |
| 事業期間                 | 平成 26 年度～平成 32 年度  |
| 事業位置                 | 小田原市全域   |
| 事業概要                 | 伝統文化に関わる普及啓発のためのイベントの開催やパンフレットなどの製作を行う。  |
| 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由 | 伝統行事や伝統文化について、イベントの開催やパンフレットの制作により、人々の伝統文化への意識を高め、伝統文化の担い手の発掘、育成を行う。また、歴史的風致の維持向上に関わるまちづくり団体間の交流の機会を設け、連携を深めることにより各団体の活性化を図ることで、歴史的風致の維持向上に寄与する。 |



## 第6章 歴史的風致形成建造物に関する事項

### 1 歴史的風致形成建造物の指定の方針

#### (1) 歴史的風致形成建造物の指定の方針

小田原市はこれまで文化財保護法及び神奈川県や小田原市の文化財保護条例に加え、小田原ゆかりの優れた建造物保存要綱といった独自の取り組みにより歴史的建造物の保存・活用を図ってきた。今後もこれら歴史的建造物の保護を推進するため、本市の歴史的風致を形成する重要な構成要素である歴史的風致のうち、重点区域における歴史的風致の維持及び向上を図る上で必要かつ重要なものを歴史的風致形成建造物として指定する。

建造物は、その意匠、技術が優れ、歴史や地域性、希少性などの観点から価値の高いもの、又は外観が景観上の特徴を有しているものを歴史的風致形成建造物に指定する。また、別邸などの建造物に付属する庭園を歴史的風致形成建造物として指定する際には、芸術的価値又は学術的価値の高いものについて指定するものとする。

#### (2) 歴史的風致形成建造物の指定対象

下記のいずれかに該当する建造物を歴史的風致形成建造物に指定する。

- ①神奈川県文化財保護条例（昭和30年条例第13号）第4条第1項の規定に基づく神奈川県指定重要文化財
- ②小田原市文化財保護条例（昭和29年条例第13号）第3条の規定に基づく小田原市指定重要文化財
- ③文化財保護法（昭和25年法律第214号）第57条第1項の規定に基づく国登録有形文化財
- ④景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定に基づく景観重要建造物及び景観重要公共施設
- ⑤小田原ゆかりの優れた建造物保存要綱に基づく小田原ゆかりの優れた建造物
- ⑥その他、本市の歴史的風致の形成に寄与するものとして特に市長が必要と認める建造物

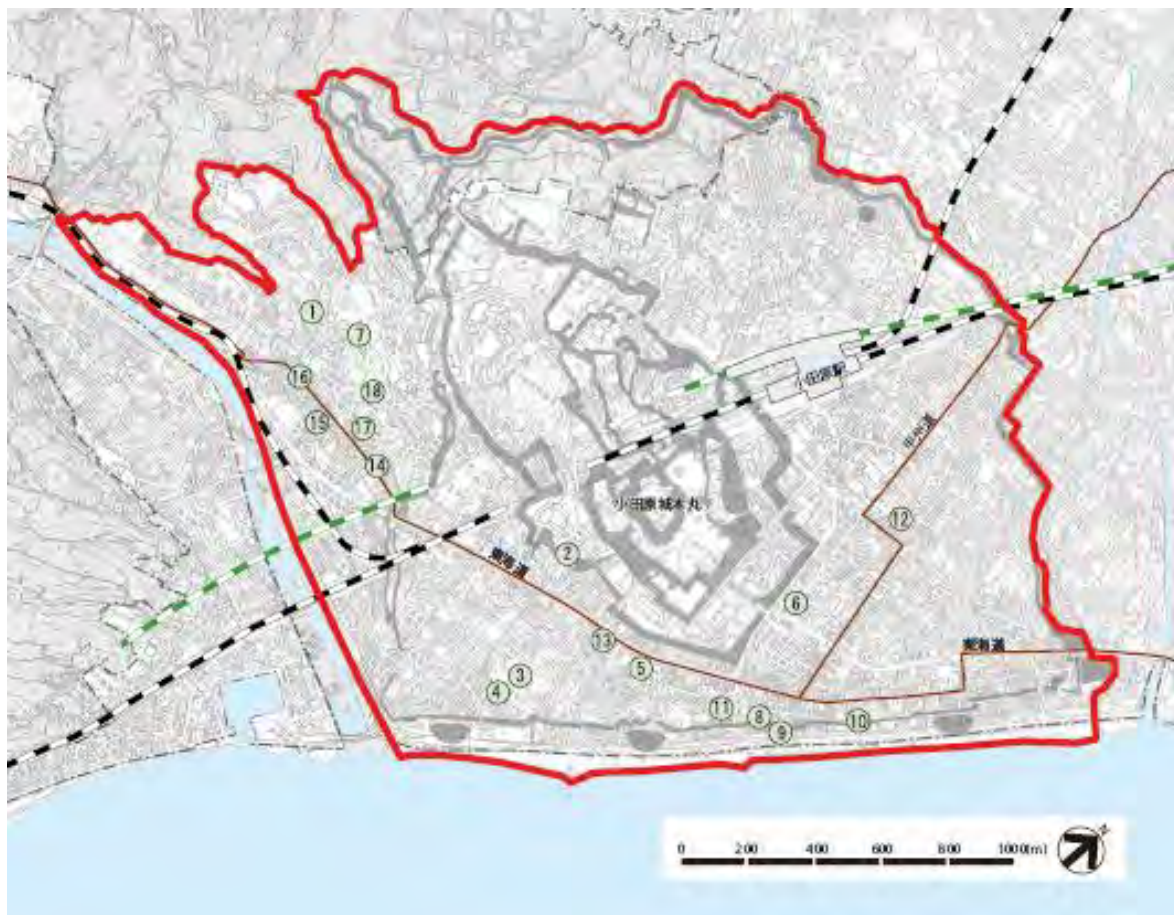
●歴史的風致形成建造物候補一覧

|   | 建造物名                | 写真  | 所在地           | 指定等  | 所有者  |
|---|---------------------|---|---------------|--|------|
| 1 | 松永記念館<br>(別館・烏楽亭除く) |  <p>老櫓荘</p>  <p>葉雨庵</p>  <p>本館(右)、收藏庫(左)</p>  <p>無住庵</p>  <p>庭園</p> | 板橋<br>941-1 他 | 国登録有形文化財<br>(老櫓荘・葉雨庵)<br><br>歴史的風致形成建造物<br>(平成24年10月6日指定)<br>指定番号：1<br>※無住庵を除く | 小田原市 |
| 2 | 清閑亭                 |    | 南町<br>1-5-73  | 国登録有形文化財<br><br>歴史的風致形成建造物<br>(平成24年10月6日指定)<br>指定番号：2                         | 小田原市 |

|   | 建造物名                | 写真  | 所在地          | 指定等  | 所有者  |
|---|---------------------|---|--------------|--|------|
| 3 | 小田原文学館本館            |    | 南町<br>2-3-4  | 国登録有形文化財<br>歴史的風致形成建造物<br>(平成24年10月6日指定)<br>指定番号：3 | 小田原市 |
| 4 | 小田原文学館別館<br>(白秋童謡館) |    | 南町<br>2-3-18 | 国登録有形文化財<br>歴史的風致形成建造物<br>(平成24年10月6日指定)<br>指定番号：4 | 小田原市 |
| 5 | 済生堂薬局<br>小西本店店舗     |    | 本町<br>4-2-48 | 国登録有形文化財   | 民間   |
| 6 | だるま料理店主屋            |   | 本町<br>2-1-30 | 国登録有形文化財   | 民間   |
| 7 | 山月 (旧共寿亭)           |  | 板橋<br>913    | 国登録有形文化財<br>小田原ゆかりの<br>優れた建造物                      | 民間   |
| 8 | 籠清                  |  | 本町           | 無  | 民間   |
| 9 | 籠常                  |  | 本町           | 無  | 民間   |

|    | 建造物名    | 写真  | 所在地 | 指定等 | 所有者 |
|----|---------|---|-----|-----|-----|
| 10 | 丸う田代    |    | 本町  | 無   | 民間  |
| 11 | 旧鈴廣本町店  |    | 本町  | 無   | 民間  |
| 12 | 江嶋      |    | 栄町  | 無   | 民間  |
| 13 | 欄干橋ちん里う |   | 本町  | 無   | 民間  |
| 14 | 広瀬畳店    |  | 板橋  | 無   | 民間  |
| 15 | 下田豆腐店   |  | 板橋  | 無   | 民間  |

|    | 建造物名  | 写真  | 所在地 | 指定等 | 所有者 |
|----|-------|---|-----|-----|-----|
| 16 | 内野家住宅 |  | 板橋  | 無   | 民間  |
| 17 | 津田家蔵  |  | 板橋  | 無   | 民間  |
| 18 | 古稀庵   |  | 板橋  | 無   | 民間  |



歴史的風致形成建造物候補の位置図

## 2 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

### (1) 歴史的風致形成建造物の維持・管理の考え方

歴史的風致形成建造物のうち、文化財保護法や景観法等の他の法令・条例に基づき指定等がなされている建造物については、その個別の法令等に基づき適正に維持・管理する。その他の建造物についても、その価値に基づき適正に維持・管理する。

また歴史的風致形成建造物は、地域の歴史的風致を形成する主要な要素であることから、積極的な公開、活用を図ることにより歴史的風致の維持及び向上に寄与することが期待される。公開にあたっては、外部のみだけでなく可能な限り内部公開に努めることとするが、所有者の生活の場を阻害することのないよう十分な協議の上、実施する。

さらに歴史的建造物の建築様式など、その特徴を顕著に示す意匠や装置の記録・保存・管理を行う。

歴史的風致形成建造物の維持・管理にあたって NPO 法人等のまちづくりに係る団体が主体的に関わっている場合は、積極的に歴史的風致維持向上支援法人に指定し、連携して建造物の活用を図る。

### (2) 個別の事項

#### ア 県及び市指定文化財

県及び市文化財の指定を受けているものは、神奈川県文化財保護条例、または小田原市文化財保護条例に基づき、許可制度による現状変更行為の規制を行う。

具体的には、建造物の外部及び内部とも現状保存を基本とする。また維持・管理のための修理については、痕跡に基づく修理を原則とするとともに、周辺の歴史的風致の維持及び向上に十分に配慮するものとする。

また、公開、活用などのために必要な防災上の措置等については、歴史的価値の保存に支障を与えない範囲で実施するものとする。特に、民間が所有するものの修理等に当たっては、文化財に関わる補助制度等を活用して所有者等の負担の軽減に努めるとともに、関連する審議会などにより必要な技術的指導を行うものとする。

#### イ 国登録有形文化財・景観重要建造物

文化財保護法に基づく国登録有形文化財、景観法に基づく景観重要建造物は、文化財保護法及び景観法に基づき届出、勧告等を主体とする行為規制及び指導・助言を行う。

これらの建造物は、歴史的風致の維持及び向上の観点から、建造物の外観を対象に、



現状の維持及び保存を基本とし、その内部においても歴史的価値の高いものは、所有者に対し保存に係る協力を求めるものとする。

#### ウ その他保全の措置が必要な建造物

小田原ゆかりの優れた建造物やその他歴史的風致の形成に寄与すると認められる建造物のうち、他法令による保護措置が講じられていない建造物については、適切な調査を実施しその価値を明らかにするとともに、必要に応じて市指定文化財や景観重要建造物等の指定と重複するよう努めるものとする。

これらの建造物は、歴史的風致の維持及び向上の観点から、建造物の外観を対象に、現状の維持及び保存を基本とする。

なお、国登録有形文化財、景観重要建造物を含めこれら外観保存を基本とする建造物の修理等については、保存・活用のために必要な部分的改修や復原も認め、内部についても活用のために必要な改造を認めるものとする。ただし、道路から通常望見される建造物の外観は、歴史的風致を形成する重要な要素であることから、その変更については十分な検討を行うこととし、特に増築が必要な場合は道路から望見されない部分で行うことを基本とする。

#### (3) 届出が不要な行為

歴史まちづくり法第 15 条第 1 項第 1 号及び同法施行令第 3 条第 1 号に基づく届出が不要な行為については、以下の場合とする。

- ①神奈川県文化財保護条例第 4 条第 1 項の規定に基づく神奈川県指定重要文化財について、同条例第 14 条第 1 項の規定に基づく現状変更等の許可の申請及び同条例第 15 条第 1 項の規定に基づく修理の届出を行った場合
- ②小田原市文化財保護条例第 3 条の規定に基づく小田原市指定重要文化財について、同条例第 10 条の規定に基づく現状変更等の承認の申請を行った場合
- ③文化財保護法第 57 条第 1 項の規定に基づく登録有形文化財について、同第 64 条第 1 項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合
- ④景観法第 19 条第 1 項に基づく景観重要建造物で、同法第 22 条第 1 項に基づく現状変更の許可の申請を行った場合

## ■参考資料

### ○小田原市歴史的風致維持向上計画策定検討会設置要項

(平成21年6月1日)

小田原市歴史的風致維持向上計画策定検討会設置要項  
(設置)

1 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第5条第1項の規定に基づく歴史的風致の維持及び向上に関する計画（以下「維持向上計画」という。）の策定に向けての課題の整理及び施策・事業案等の検討を行うため、小田原市歴史的風致維持向上計画策定検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

2 検討会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 維持向上計画策定に向けた課題の整理に関すること。
- (2) 維持向上計画に記載する施策・事業案等の検討に関すること。
- (3) 他都市における維持向上計画に関する調査・研究に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、各種計画との調整に関すること。

(組織)

3 検討会は、リーダー、サブリーダー及びスタッフをもって組織する。

4 リーダーは都市部景観担当課長を、サブリーダーは企画部企画政策課政策調整班、生涯学習部文化財課及び経済部産業政策課の担当主査以上の職にある者をもって充てる。

5 スタッフは、次に掲げる課の職員をもって充てる。

- (1) 企画部企画政策課
- (2) 経済部産業政策課
- (3) 経済部観光課
- (4) 都市部都市政策課
- (5) 都市部まちづくり景観課
- (6) 都市部都市計画課
- (7) 建設部道路整備課
- (8) 建設部みどり公園課
- (9) 下水道部河川課
- (10) 生涯学習部文化財課

(検討会)

6 検討会は、リーダーが招集する。

7 リーダーは、必要があると認められるときは、検討会にスタッフ以外の職員を出席させることができる。

(設置期間)

- 8 検討会の設置期間は、平成21年6月1日から平成23年3月31日までとする。
- 9 リーダーは、必要があると認められるときは、前項の設置期間を延長することができる。

(庶務)

- 10 検討会の庶務は、まちづくり景観課において処理する。

(その他)

- 11 この要項に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、リーダーが別に定める。

#### **附 則**

この要項は、平成21年6月1日から施行する。

#### **附 則**

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

## ○小田原市歴史的風致維持向上計画推進会議設置要項

(平成23年7月1日)

### 小田原市歴史的風致維持向上計画推進会議設置要項

#### (設置)

- 1 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第5条第1項の規定に基づき策定した小田原市歴史的風致維持向上計画（以下「計画」という。）に位置付けた事業の推進及び調整等を行うため、小田原市歴史的風致維持向上計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

- 2 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。
  - (1) 計画に位置付けた事業の推進及び調整に関すること。
  - (2) 計画の見直し、修正及び変更に関すること。
  - (3) 前各号に掲げるもののほか、各種計画との調整に関すること。

#### (組織)

- 3 推進会議は、リーダー、サブリーダー及びスタッフをもって組織する。
- 4 リーダーは都市部都市計画課長を、サブリーダーは企画部企画政策課、文化部文化財課及び経済部産業政策課の係長以上の職にある者をもって充てる。
- 5 スタッフは、次に掲げる課等の職員をもって充てる。

- (1) 企画部企画政策課
- (2) 文化部文化政策課
- (3) 文化部生涯学習課
- (4) 文化部文化財課
- (5) 文化部図書館
- (6) 経済部産業政策課
- (7) 経済部観光課
- (8) 都市部都市政策課
- (9) 都市部都市計画課
- (10) 建設部道水路整備課
- (11) 建設部みどり公園課

#### (推進会議)

- 6 推進会議は、リーダーが招集する。
- 7 リーダーは、必要があると認められるときは、推進会議にスタッフ以外の職員を出席させることができる。

#### (設置期間)

- 8 推進会議の設置期間は、平成23年7月1日から平成33年3月31日までとする。

9 リーダーは、必要があると認められるときは、前項の設置期間を延長することができる。

(庶務)

10 推進会議の庶務は、都市部都市計画課において処理する。

(その他)

11 この要項に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、リーダーが別に定める。

#### **附 則**

(施行期日)

1 この要項は、平成23年7月1日から施行する。

(小田原市歴史的風致維持向上計画策定検討会設置要項の廃止)

2 小田原市歴史的風致維持向上計画策定検討会設置要項(平成21年6月1日制定)は、廃止する。

#### **附 則**

(施行期日)

1 この要項は、平成24年4月1日から施行する。

○小田原市歴史まちづくり協議会設置要綱

(設置)

**第1条** 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第40号)第5条に基づく小田原市歴史的風致維持向上計画(以下「計画」という。)の作成及び変更に関する協議並びに計画の円滑な実施に係る連絡調整を行うため、同法第11条の規定に基づき小田原市歴史まちづくり協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 協議会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 計画の策定内容の協議に関すること。
- (2) 計画の変更内容の協議に関すること。
- (3) 計画の実施に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、計画の策定等に際し、必要と認められる事項

(組織)

**第3条** 協議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が決定する。

- (1) まちづくり、歴史、考古、建造物等の学識経験者
- (2) 歴史的風致の維持及び向上に寄与する市民団体等の代表者
- (3) 行政職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、計画の策定等に際し、市長が特に必要と認める者

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第4条** 協議会に、会長及び副会長を各1人置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

**第6条** 協議会は、計画の策定等のための調査又は協議に必要があると認めるときは、委員以外の関係者に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(調査等への協力)

**第7条** 協議会は、計画の策定等のため調査及び研究の必要があると認めるときは、小田原市歴史的風致維持向上計画策定検討会に協力を求めることができる。

(庶務)

**第8条** 協議会の事務は、都市部まちづくり景観課において処理する。

(委任)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って別に定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成22年7月1日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行後最初に開催される会議については、市長が招集する。

## ○小田原市歴史まちづくり協議会規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、小田原市附属機関設置条例（昭和54年小田原市条例第1号）第2条の規定に基づき設置された小田原市歴史まちづくり協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

**第2条** 協議会は、小田原市歴史的風致維持向上計画に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。

(委員)

**第3条** 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関し専門的知識を有する者
- (2) 専ら市内において歴史的風致の維持及び向上に資する活動を行っている団体の代表者
- (3) 行政職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

**第4条** 委員会に会長及び副会長1人を置き、前条第1項第1号に掲げる者のうちから、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

(会議)

**第5条** 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。



(関係者の出席)

**第6条** 協議会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

**第7条** 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

**第8条** 協議会の事務は、都市部都市計画課において処理する。

(委任)

**第9条** この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

## 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

## ■参考文献等

### □参考文献

- 歩いて見て調べてみよう神奈川の東海道  
／神奈川東海道ルネッサンス推進協議会 平成 13 年 (2001)
- 一枚の古い写真 小田原近代史の光と影／小笠原清／小田原市立図書館 平成 2 年 (1990)
- 江戸時代の小田原／岩崎宗純、内田清、内田哲夫／小田原市立図書館 昭和 55 年 (1980)
- 小田原案内記／小西正寛／明治 32 年 (1899)
- 小田原かまぼこ製造業界の概要／神奈川経済研究所 昭和 57 年 (1982)
- 小田原蒲鉾のあゆみ／本多康宏／夢工房 平成 16 年 (2004)
- 小田原市史 通史編 原始古代中世／小田原市 平成 10 年 (1998)
- "                 近世／小田原市 平成 11 年 (1999)
- "                 現代／小田原市 平成 13 年 (2001)
- 小田原市史 史料編 原始古代中世 I／小田原市 平成 7 年 (1995)
- "                 中世 II 小田原北条 1／小田原市 平成 3 年 (1991)
- "                 中世 III 小田原北条 2／小田原市 平成 5 年 (1993)
- "                 近世 I 藩政／小田原市 平成 7 年 (1995)
- "                 近世 II 藩領 1／小田原市 平成元年 (1989)
- "                 近世 III 藩領 2／小田原市 平成 2 年 (1990)
- "                 近代 I／小田原市 平成 3 年 (1991)
- "                 近代 II／小田原市 平成 5 年 (1993)
- "                 現代／小田原市 平成 9 年 (1997)
- 小田原市史 別編 城郭／小田原市 平成 7 年 (1995)
- "                 自然／小田原市 平成 13 年 (2001)
- "                 年表／小田原市 平成 15 年 (2003)
- 小田原市史料 上 (歴史編)・下 (現代編)／小田原市 昭和 41 年 (1966)
- 小田原市農業の現状／関東農政局神奈川統計情報事務所小田原出張所  
／神奈川農林統計協会／昭和 61 年 (1986)
- 小田原スタディ 第 1 号／小田原市政策総合研究所 平成 13 年 (2001)
- 小田原スタディ 第 2 号／小田原市政策総合研究所 平成 14 年 (2002)
- 小田原スタディ 第 3 号／小田原市政策総合研究所 平成 15 年 (2003)
- 小田原スタディ 第 7 号／小田原市政策総合研究所 平成 19 年 (2007)
- 小田原スタディ 第 8 号／小田原市政策総合研究所 平成 20 年 (2008)
- 小田原地方商工業史／内田哲夫、岩崎宗純／夢工房 平成元年 (1989)
- 小田原地方新聞記事目録／小田原市 平成元年 (1989)
- 小田原地方の漁業史／本多康宏／株式会社地球社 昭和 63 年 (1988)

- 小田原地方の社寺建築百景／（社）神奈川県建築士会小田原地方支部 平成10年（1998）
- 小田原地方の神社祭礼について／浜田和政／小田原市郷土文化館 平成7年（1995）
- おだわら農業農村ビジョン／小田原市 平成15年（2003）
- 小田原の梅／神奈川農林統計協会 平成4年（1992）
- 小田原の梅 ー歴史背景の謎を追うー／石井啓文／夢工房 平成17年（2005）
- 小田原の郷土史再発見／石井啓文／夢工房 平成13年（2001）
- 小田原の建造物／小田原市教育委員会 平成3年（1991）
- 小田原のさかな／本多康宏 平成19年（2007）
- 小田原の昭和史 わが心のふるさと写真集／地域文化研究学会／千秋社 平成5年（1993）
- 小田原の町名・地名／小田原市教育委員会 平成元年（1989）
- 小田原の文化財／小田原市教育委員会 平成13年（2001）
- 小田原の水 ー小田原市水道50年史ー／小田原市 昭和61年（1986）
- 小田原の年中行事／小田原市教育委員会 平成5年（1993）
- 小田原の祭り／小田原祭禮研究会 平成16年（2004）
- 小田原藩～士農工商の生活史／内田哲夫／有隣新書 昭和56年（1981）
- 小田原ふるさとの原風景百選／小田原市／（財）小田原市公益事業協会 平成19年（2007）
- 小田原まちあるき検定／特定非営利活動法人小田原まちづくり応援団  
／ゴマブックス株式会社 平成21年（2009）
- 街道と用水が息づくまち 小田原板橋  
／板橋まちなみファクトリー、東京大学都市デザイン研究室 平成15年（2003）
- 語り伝える／堀田義宣 平成21年（2009）
- 神奈川の東海道 上／神奈川東海道ルネッサンス推進協議会 平成11年（1999）
- 〃 下／神奈川東海道ルネッサンス推進協議会 平成12年（2000）
- 聞き語りおだわら ふるさとの記憶／小田原市 平成9年（1997）
- 国立歴史民俗博物館研究報告 第127集／国立歴史民俗博物館 平成18年（2006）
- 相模湾沿岸地域における邸園文化圏の再生方策に関わる研究  
／邸園文化調査団 平成17年（2005）
- 史跡小田原城跡八幡山古郭・総構保存管理計画策定報告書  
／小田原市教育委員会 平成22年（2010）
- 城跡及び周辺環境整備調査（都市集成図作成）報告書  
／（株）都市環境研究所 昭和59年（1984）
- 知られざる魅力 箱根・小田原／読売新聞社 昭和54年（1979）
- 新編相模国風土記稿／雄山閣編集部／雄山閣 昭和50年（1975）
- 徳川慶喜公の散歩道／奥津弘高／夢工房 平成19年（2007）
- 二宮尊徳 ー青少年のためにー／二宮尊徳生誕二百年記念事業会 昭和62年（1987）
- 日本最古の水道「小田原早川上水」を考える／石井啓文／夢工房 平成16年（2004）

- ふるさと小田原の建築百景／ふるさと小田原の建築 100 景実行委員会  
／小田原市都市部建築指導課 平成 5 年（1993）
- 炎の匠・小田原鋳物／小田原伝統工芸鋳物研究会／夢工房 平成 9 年（1997）
- 身近にある小田原の史跡（川東版）／小田原市教育委員会 平成 14 年（2002）
- 身近にある小田原の史跡（川西版）／小田原市教育委員会 平成 20 年（2008）
- 明治小田原町誌 上／小田原市立図書館 昭和 50 年（1975）
- 〃         中／小田原市立図書館 昭和 50 年（1975）
- 〃         下／小田原市立図書館 昭和 53 年（1978）
- 目で見ると小田原・足柄の 100 年／郷土出版社 平成 2 年（1990）
- 目で見ると小田原の歩み／小田原市 昭和 55 年（1980）
- 山縣有朋邸小田原古稀庵 調査報告書／千代田火災海上保険株式会社 昭和 57 年（1982）
- 我がうぶすな／国府津商工振興会 50 周年記念事業実行委員会 平成 16 年（2004）

□参考図版、写真等

| ページ | 図版、写真等                            | 資料名                      | 所蔵（敬称略）    |
|-----|-----------------------------------|--------------------------|------------|
| 12  | 伊勢宗瑞（北条早雲）                        | 北条早雲像                    | 早雲寺        |
| 22  | 尊徳座像                              | 二宮尊徳座像                   | 報徳博物館      |
| 25  | 小田原海濱漁網                           | 東海道名所画帖 嘉永 4 年<br>(1851) | 神奈川県立図書館   |
| 26  | 小田原蒲鉾協同組合と加盟企業の屋号                 | —                        | 小田原蒲鉾協同組合  |
|     | 小田原ひもの協同組合と加盟企業の屋号                | —                        | 小田原ひもの協同組合 |
| 48  | 国道 1 号を渡御する松原神社神輿                 | —                        | 下田正治       |
|     | 小田原城周辺を渡御する松原神社神輿                 | —                        | 下田正治       |
| 50  | 籠清前を駆け抜ける松原神社神輿                   | —                        | 下田正治       |
|     | 小田原城天守閣と松原神社神輿                    | —                        | 下田正治       |
| 51  | 小田原駅（旧駅舎）に突っ込む松原神社神輿              | —                        | 下田正治       |
|     | 木遣りの様子                            | —                        | 下田正治       |
| 52  | 宮入時、参道にひしめく人々と神輿                  | —                        | 下田正治       |
| 53  | 松原神社神輿の宮入の様子                      | —                        | 下田正治       |
|     | 白張・白足袋で揃えられた衣装で、神輿を左右に荒振る居神社神輿の様子 | —                        | 下田正治       |

| ページ | 図版、写真等                    | 資料名                 | 所蔵       |
|-----|---------------------------|---------------------|----------|
| 53  | 担がれていた頃の大稲荷神社神輿           | —                   | 下田正治     |
| 54  | 山車の競演                     | —                   | 下田正治     |
|     | 氏子町内を練り歩く松原神社神輿           | —                   | 下田正治     |
| 55  | 小田原宿を進む将軍の行列              | 御上洛錦絵 文久3年(1863)    | 神奈川県立図書館 |
| 56  | 幕末期の小田原宿                  | —                   | 横浜開港資料館  |
|     | 魚市場前の舟揚場と堤防               | 目で見ると 小田原の歩み        | 斉藤保男     |
| 57  | お八朔の風景                    | —                   | 下田正治     |
|     | 江戸時代の小田原宿の様子              | 東海道分間延絵図 文化3年(1806) | 東京国立博物館  |
| 59  | 子供も手伝った地曳網の様子             | 目で見ると 小田原の歩み        | 斉藤保男     |
| 60  | かまぼこ製造の様子                 | —                   | (株)籠清    |
|     | 昭和30年代の蒲鉾の包装紙             | —                   | (株)丸う田代  |
| 61  | 「籠清」の店先の様子(左)             | —                   | (株)籠清    |
|     | アジ・カマスを用いた干物作り            | 目で見ると 小田原の歩み        | 譲原充      |
| 63  | 東海道分間延絵図に見る板橋地区周辺の主な社寺の配置 | 東海道分間延絵図 文化3年(1806) | 東京国立博物館  |
| 70  | 街道名物の箱根細工                 | 目で見ると 小田原の歩み        | (株)ちんりう  |
| 71  | 紀伊神社社殿と社叢                 | —                   | 神奈川県     |
| 72  | 漆塗りの作業風景                  | —                   | 石川漆器(株)  |
| 76  | 紫蘇巻き梅干                    | —                   | (株)ちんりう  |
| 79  | 国府津駅前中村屋松五郎商店でのみかんの箱詰     | 目で見ると 小田原の歩み        | 椎野恵二     |
| 80  | 冷凍みかん                     | —                   | (株)井上    |
| 83  | 大海嘯で押しつぶされた古新宿の家々         | 目で見ると 小田原の歩み        | 板橋公民館    |

# 小田原市歴史的風致維持向上計画

平成 24 年 3 月(変更)

平成 23 年 5 月 平成 25 年 3 月(軽微な変更)

平成 26 年 3 月(軽微な変更)

平成 27 年 3 月(軽微な変更)

編集・発行 小田原市

〒250-8555 小田原市荻窪 300 番地

TEL 0465-33-1573

<http://www.city.odawara.kanagawa.jp>